

參議院文教科學委員會會議錄第十六號

平成十九年五月三十一日(木曜日)

國第百六十六回

九月三十  
午前十時開會

### 委員の異動

三十一

五月三十一日  
小泉昭男君  
松村顯雄君  
櫻井祥史君  
充君  
小泉  
二之湯智君  
広中和歌子君

小泉顯雄君  
二之湯智君  
広中和歌子君  
補欠選任  
木村仁君  
松村祥史君

狩野  
安君

出席者は方のとおり  
委員長

理事

委員

水岡俊一君	山本香苗君	鰐淵洋子君	西岡哲士君	渡井武夫君	伊吹文明君	保子君	池坊	文部科学大臣	國務大臣	事務局側	政府参考人	内閣官房内閣審議會常任委員會專門員	副大臣	發議者
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	----	--------	------	------	-------	-------------------	-----	-----

川崎市教改  
推進アドバイザー  
内藤 宏君  
三上 昭彦君

日本国教育基本法案、教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案及び学校教育の環境の整備の推進による教育

の振興に関する法律案、以上七案を一括して議題  
といたします。

○ 本日の会議に付した案件  
○ 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出  
出、衆議院送付)  
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○ 改正税制案(内閣提出、衆議院送付)の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本国教育基本法案(西岡武夫君外四名発議)  
改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(西岡武夫君外名発議)

- 地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律
- 学校教育の環境の整備の推進による教育の振興

- に関する法律案（西岡武夫君外四名発議）
- 参考人の出席要求に関する件
- 委員派遣承認要求に関する件

○政府参考人の出席要求に関する件

○委員長(狩野安君) ただいまから文教科学委員会

会を開会いたします。  
委員の異動について御報告いたします。  
作三十日、要牛充吉、公寸羊史呂吉及び小良召用

君が委員を辞任され、その補欠として広中和歌子君、一之湯智君及び小泉顕雄君が選任されました。

参考人

萩原健司君	神取忍君	木村仁君	小泉顯雄君	中曾根弘文君	二之湯智君	松村祥史君	水落敏栄君	吉村剛太郎君	鈴木寛君	西岡武夫君	林久美子君	広中和歌子君
-------	------	------	-------	--------	-------	-------	-------	--------	------	-------	-------	--------

参考人	教育局長
文部科 学省研究	文部科 学省高等
振興局長	教育局私学部長
文化庁次長	磯田文雄君
厚生労働大臣官房審議官	清水潔君
東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター准教授	岩田康之君
荒瀬克己君	村木厚子君
等学校長	高塙至君
立堀川高	徳永保君

○政府参考人の出席要求に関する件

○委員長(狩野安君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨三十日、櫻井充君、松村祥史君及び小泉昭男君が委員を辞任され、その補欠として広中和歌子君、二之湯智君及び小泉顯雄君が選任されました。

○委員長(狩野安君) 学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案

順で、お一人十五分程度で御意見をお述べいただき、その後、各委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、御発言は、意見の陳述、質疑及び答弁のいずれも着席のままで結構でございます。

それでは、まず荒瀬参考人から御意見をお述べいただきます。荒瀬参考人。

○参考人(荒瀬克己君) 京都市立堀川高等学校の荒瀬と申します。どうぞよろしくお願ひをいたします。本日は、このような席にお呼びいただきまして、大変光栄に思つております。

それでは、座らせていただいて、申し上げます。ただいま申し上げましたように、私は京都市

まず、堀川高校という高等学校でござりますけれども、これは一九〇八年、明治四十一年に京都府立高等女学校として誕生いたしました。戦後、昭和二十三年、一九四八年に新制高校になりまして、平成十一年、一九九九年に新しい学科を設置いたしましてリニューアルをしているところでございます。来年は百周年を迎えます。申し訳ございません、資料はございません。

八歳では社会的にも経済的にも精神的にもなかなか自立できるというところまでは参りません。しかし、高等学校の三年間の間に自立しようとすること意思を持たせることはできるだろうと。そのためにはどんな力が必要なのかということを考えました。例えば、工業高校であれば卒業すれば直ちに社会の一員としてその身に付けた技術技能を使つて社会の中で生きしていくことができる、農業高校であれば同じようにまたそういうことができる。ところが、堀川高校のように普通科の高校は、具体的に社会の中で人ととかかわって生きていくといふ観に、そなへつて技術技能とは共にほらのままで現存のところまで可能だと見ておきたい

の生徒は高校二年生のときにそれを題材にして書をいたしましたけれども、何を書いたかといえば、数字の向こうにあるものというテーマございました。数字を見るとその数字が多い少ないということが言える、しかし、その多いからいかということじゃなくて、その数字の一つ一つの向こうに一人一人の人生があつたり、人とのかわりがあつたり、あるいはまた夢があつたり去があつたり生活があつたり、そういうものがある数字の中には込められていると。だから、見るものが見えて、うつむいてしまうのです。

いの中で具体的に新しい学習指導要領を組み立て  
ていきたいなということを思つております。それ  
らの取組はすべて現場で行います。教育は、様々  
な外側のいろいろなお声やあるいは支援や、そう  
いったものを受けながら現場で行つております、  
教室で行つております。

その点で申しますと、今回学校教育法の改正に  
向けて新たな職が設置されるということでござい  
ますけれども、その新たな職というのは置くこと  
ができるという形になつております。私は、その  
点は非常にすばらしいお考えだというふうに思つ  
ております。私の学校には教頭が一人おりまして、  
この教頭が一つの、いわゆる

していいものをつくりたい、こうというところで、様々な取組をしてまいりました。仲間の教員とともに学校をつくってきたというふうな自負を持っています。自分たちの子供を通わせたい学校をつくるうと、それが合い言葉でございました。そのために、目標からの評価ということを考えました。こういう学校をつくるうとということを話しました。合って、そして決めた目標に向かって取り組んでいくと。私たちは教員としてのプロという自負を持つております。したがいまして、プロであるならば、目標を立てて、その立てた目標に達したかどうかのみが問われると。よく頑張ったとか、一生懸命やつたけれども残念ながらこれこれこんな理由でうまくいかなかつたとかいうのは、それは高校生の評価としては正しいけれども、私たちプロとして、どうかの評価としてはそういふ評価に甘んじてはいけないと、目標を達成しようということで日夜取り組んできたところでござります。

そこで、どんな力が必要なのかということを考えていく中で私たちが到達した力というのは、段取りを組む力であります。一つの目標に向かって取り組む力を、計画を立てて、期限を切つてやつしていく、その際に様々な人とかかわって、コミュニケーション能力も必要になってしまいますし、取り組めば当然失敗するというリスクも負います。その失敗を何とか克服しようという工夫であるとか、あるいは長い時間それを続けるという際の体勢、我慢強さであるとか、あるいはまた、めげそうになつたときに元へ戻ろうとする復元力であるとか、そういう様々な力が段取りを組む力という中には必要かと思つております。

その段取りを組む力をつくるために、私たちは授業の改革をしようと思つて、いたしました。具体的に今日はここで申し上げることはできませんけれども、その授業の改革の中身を、毎年十一月せん

高校三年間、様々な取組をしていく中で、いろいろと学校には課題があります。学校を取り巻く状況にも課題があります。しかし、そんな中で生徒は確実に成長していく、日々刻々と子供たちは成長していきます。その成長に向けて私たちどのように取り組むかということが極めて重要なことを思つております。

その生徒の取組の基礎になるのは、やはり学力であります。見えない力を付けるというのは大きなことでありますけれども、見えない力を付けるためには見える力がまず必要だと私たちには思っております。想像力、イメージする力も知識なくしては十分にはできません。ですから、きちっとした知識を生徒たちに教えていく、それは非常に重要なことになります。現在、ゆとりが詰め込みすぎであります。生徒たちはその生徒を誇りに思います。

堀川高校の最高目標は、自立できる十八歳の育成であります。昨今、大学進学者数等が週刊誌などを含めて大変にぎわせております。堀川高校もそういうところで取り上げられるることは多々ございますけれども、私たちが願っておりますのは、数字としての結果のみならず、その中身であります。

半ばに教育研究大会というのをやっておりまして、全国から先生方に集まっていただけ、大学の関係者にも集まっていただけ、そうして私たちの取組を評価していただくと、そんなことをしておられます。

あるいはその地域にふさわしいものを選択するべきだというふうに思つております。

そういう点で、副校长、主幹教諭あるいは指導教諭といった職が新たに設置されるとしても、必ずと思うところと必要でないと思うところが必ずあるうかと思います。その点につきましては、学校がしっかりと考えなければならない。そういう意味では、今後一層交渉はその見識と周つして、

くだらうということを強く思つております。その緊張感の中で本当に一人一人の生徒を育てていく。私のところの学校でいいますと、自立できる十八歳に育っていく、それが私たちに与えられた使命だというふうに思つております。

カスタマーサテイスフアクション、舌をかみそりでありますけれども、顧客満足という言葉を以前学びました。私たちにとっての顧客というのは、直接的には生徒であつたり、あるいはまた保護者であつたり、本校は京都市立堀川高等学校でございますので、京都市民であつたり、そういった直接の顧客といふものの満足をどのようにして提供できるのかということを考えるということは、学校にとつても大変重要なことだと思います。

ただ一方で、そのカスタマーサテイスフアクション、いわゆるCSというものと、もう一つ、組織が活性化するためにはエンプロイーサテイスフアクション、ES、働いている者の満足というものが必要かと思います。特に、先ほど申しましたように、教員はその一人一人が教室に行つてそこで生徒と直接に接します。その点からいいますと、教員自身が誇りを持つて満足して仕事ができるという状態、納得して仕事ができるという状態をつくらなければならぬと思ひます。

現在、国を挙げて教育に関する様々なお取り組みが行われていることは、その点では大変うれしい限りでございます。しかしながら、その前提が、教育がもう駄目になつたんだ教員は駄目なんだというような誤解を受けかねない、そういうことも今あるように思つております。多くの調査の結果、確かに課題はいろいろとござりますけれども、必ずしも日本の教育がもう駄目になつたんだということではないんだと思ひます。

しかしながら、教育再生という、本当にもう何か機能停止したものを新たにまた生きさせる、生まれさせるかのような、それほどの強い意味を持つて、この教育をどのようにしていくのか、国家百年の計をどうしていくのかということが国会で論議されているということは私たちにとって大

き心強いことでござります。是非とも、教育に本当にしつかりとした百年の、将来を考えられるようありますけれども、顧客満足という言葉を以前学びました。私たちにとっての顧客といふのは、直接的には生徒であつたり、あるいはまた保護者であつたり、本校は京都市立堀川高等学校でございますので、京都市民であつたり、そういった直接の顧客といふものの満足をどのようにして提供できるのかということを考えるということは、学校にとつても大変重要なことだと思います。

ただ一方で、そのカスタマーサテイスフアクション、いわゆるCSというものと、もう一つ、組織が活性化するためにはエンプロイーサテイスフアクション、ES、働いている者の満足というものが必要かと思います。特に、先ほど申しましたように、教員はその一人一人が教室に行つてそこで生徒と直接に接します。その点からいいますと、教員自身が誇りを持つて満足して仕事ができるという状態、納得して仕事ができるという状態をつくらなければならぬと思ひます。

現在、国を挙げて教育に関する様々なお取り組みが行われていることは、その点では大変うれしい限りでございます。しかしながら、その前提が、教育がもう駄目になつたんだ教員は駄目なんだというような誤解を受けかねない、そういうことも今あるように思つております。多くの調査の結果、確かに課題はいろいろとござりますけれども、必ずしも日本の教育がもう駄目になつたんだということではないんだと思ひます。

しかしながら、教育再生という、本当にもう何か機能停止したものを新たにまた生きさせる、生まれさせるかのような、それほどの強い意味を持つて、この教育をどのようにしていくのか、国家百年の計をどうしていくのかということが国会で論議されているということは私たちにとって大

変心強いことでござります。是非とも、教育に本たな職をつくることがすなわち組織の活性化には直接はつながりません。むしろ、その新たな職がないかというふうに思います。あるいはまた、教育予算の増なども大変重要なことだと思います。

先ほど申しました新たな職に関しましても、新規の職をつくることがすなわち組織の活性化には直接はつながりません。むしろ、その新たな職が機能するためには教員の増などが必要ではないかというふうに思います。あるいはまた、教

壇川高校は文部科学省のスーパーサイエンスハイスクールの研究指定を受けております。理科離れということが言わされました。数学離れ、活字離れということが言わされました。でも、本当に子供たちが理科、数学や活字から離れていたのかと

いうと、私はそうは思つておりません。そういうチャンスが与えられなかつたんだと。子供たちは育てたよに育ちます。現在の子供

がもし課題を持つているとしたら、それはそのよ

うに育てられたからだと思ひます。子供たちには罪はありません。私たち大人がどのようにしてい

くのか、その意味で、是非この国を挙げての教育論議が具体的な、先ほど申しました、見えない力

を養うためには見える力が必要だということと同じように、子供たちの成長を促すためには、見え

る具体的な大胆な骨太の施策が必要ではないかと

いうふうに思つております。

パソコンコンピューターの父と言われているアラン・ケイという方がこのようにおつしやいました。未来を予測する最良の方法はそれをつくり出した。未来を予測する最良の方法はそれをつくり出したことである、未来を予測する最良の方法はそれをつくり出ことである。ならば、私たちの目

の前にいる子供たちがまさしくこの国の未来であります。その未来のために、是非先生方のお力をもつて、より良い方向に、具体的に物的、人的な措置も含めまして、どうぞよろしくお願ひしたい

と思います。

私の意見陳述は以上でござります。

○参考人(岩田康之君) 東京学芸大学教員養成カリキュラム開発センターの岩田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。岩田参考人。

先ほど申しました新たな職に関しましても、新規の職をつくることがすなわち組織の活性化には直接はつながりません。むしろ、その新たな職が機能するためには教員の増などが必要ではないかというふうに思います。あるいはまた、教

壇川高校は文部科学省のスーパーサイエンスハイスクールの研究指定を受けております。理科離れということが言わされました。数学離れ、活字離れということが言わされました。でも、本当に子供たちが理科、数学や活字から離れていたのかと

いうと、私はそうは思つておりません。そういうチャンスが与えられなかつたんだと。子供たちは育てたよに育ちます。現在の子供

がもし課題を持つているとしたら、それはそのよ

うに育てられたからだと思ひます。子供たちには罪はありません。私たち大人がどのようにしてい

くのか、その意味で、是非この国を挙げての教育論議が具体的な、先ほど申しました、見えない力

を養うためには見える力が必要だということと同じように、子供たちの成長を促すためには、見え

る具体的な大胆な骨太の施策が必要ではないかと

いうふうに思つております。

資料として、レジュメ一枚と、御参考までに雑誌記事二点を用意いたしました。

教員養成の改革を考えるときに、まず注意すべきこととしましては、即効性が望めないということとあります。即効性を望むなら、制度改革よりもむしろ行政手続の改変に頼った方が良いと思ひます。これから教員免許更新制を導入しても、現

在の四十年、五十年の先生方は、多少不満があるかもしれません。一度か二度更新講習を受けるだけです。むしろ、この制度になじんでこれから教育界に入つてくる人材が主流を占めるのは二十年、三十年先です。そこを見据えることが大切な課題だらうと思ひます。そのタイムスパンの問題がまずあります。

私が小学校に入学しましたのが昭和四十五年であります。このとき、旧制師範学校の最後の卒業生あるいは新制大学の一期生は三十代後半です。また、新制大学発足後も、当初は二年課程の方が定員が多く、その後の卒業生がこのとき二十六歳です。ですから、当時の状況としては、中堅以上は師範

学校出、若手の多くは短大レベル、そして四年制大学卒の教員は若手の中の比較的少数だつたと言えます。

昭和四十三年に改訂された学習指導要領は、いわゆる現代化的名の下に内容が最も過密だつたとされていますが、そこで高度成長期の子供の学力を支えたりーダー格の先生は師範学校世代だったわけです。彼らが定年を迎えるのは昭和の終わりか平成の初めごろです。そして、昭和四十五年ごろを境に戦後育ちの四年制大学卒の教員が増えてきますが、同時に、制度設計の穴といいますか、当初は余り顧みられなかつた問題が顕在化しています。

私は、教員養成制度やカリキュラムの歴史研究を専門にしております。近年はアジア等を中心とした比較研究も手掛けております。また、日本教育大学協会や国立大学協会、日本教師教育学会といった教員養成関係の組織的なコーディネートにも携わっております。昨年の中教審答申で打ち出されています教職大学院、学部の教職実践演習、免許更新講習の内容等を検討する作業部会的なものにもかかわってまいりました。本日は、そうした経験を踏まえまして、教員の資質向上策についての見解を、主に教員免許更新制との関係で述べたいと思います。

そのためには、新制の中学校が義務化され、その後高等学校が準義務教育と言われるほどに進学率を上昇させたということのリアルな認識が欠けていたということです。しかしながら、この点は必ずしも学ぶ意欲が十分とは言えない

ところは、必ずしも学ぶ意欲が十分とは言えない

当然、教員にも教科専門のレベルの高さ以外のものが求められてきますが、いったん教員養成の基本的な枠組みができてしまうと、せいぜいその中で教職に關する科目の単位を増やすぐらいの対応しかできないわけです。あるいは、参考資料の理科離れの文章にもございますが、昭和四十年ごろから小学校教員の免許を認定する一般大学が増えてきます。これは開放制、すなわち参入主体の制限が少ない制度が定着してきたことの表れですが、注意すべきは、ここで参入してきた一般大学の大半が文学部教育学科初等教育専攻だということです。当然、入試、カリキュラム、入学・卒業判定、教員人事などはすべて文学部教授会で決まります。こういう一般大学のシェアが増ってきて、現在では小学校教員の新採用に占める割合が養成系出身者と拮抗しております。ただ、その過程で理科離れの拡大再生産は着々と進行してきたわけです。これも制度設計時には認識されなかつた問題です。

そうした想定外の事態が生じたときの被害者はだれかと考えてみますと、まず子供です。そして教育に携わるすべての人です。多くの実習生が実習校に負担を掛けるという教育実習公害は六〇年代から繰り返し呼ばれておりますが、これは開放制原則の後の高等教育の拡大と、その中の教員ライセンスの商品化が大規模に進行するというその後の度合いを読み誤ったことの結果であります。

これから教育実習に出る学生が多いですが、彼らの多くは実習校で、どうせ君たちは教員になるつもりないんだろうという冷たい視線を浴びます。手間暇掛けて指導する実習生のほとんどが教員にならないという徒労感を味わっている実習校の先生方の負担もよく分かります。どちらも言うなれば制度設計の被害者です。

それだけでなく、近年の教育問題の深刻化の中で、教員養成の実践性強化をしようとしても、今まででは実習単位を増加させることに限界があります。かといって、課程認定の強化という形で対応しようとしても、大学と文部科学行政の間で

のあつれきを生みます。部分的には課程認定基準されそれでも、トータルでは立派な教員養成を行っている大学はたくさんあります。ですから、一律に基準強化をするのが適当かは疑問であります。恐らく文部科学省教職員課の方々の負担も大変なのではないかと思います。

このように見ますと、制度設計の穴は數十年たつてから問題として顕在化します。その意味で、教員養成の制度改革は先を見据えて行う必要があります。ただ、教員資質をめぐる世論の関心が高まっており、教員免許の制度疲労が明らかになります。一つある現在が改革の好機であることは確かです。そして、これまでのようない部分的な修正ではなく、一步引いて視野を広げた制度改革、例えば教育実習にても、卒業前は觀察のみで予備免許を与える、採用内定を要件として卒業後に長期の実習をして本免許を授与する仕組みを考えるくらいの大胆さはあつていいように思います。

こうしたことを踏まえて、今回審議されている法案に関する意見を申し上げますと、私自身は、教員資質の向上策として免許更新を取り入れること自体はあり得る選択肢の一つと考えております。しかしながら、十年に一度の講習の修了によつて一律に免許状を更新することに教員資質の向上策としてどれほどの有効性があるのか疑問も持っております。今すぐに教員免許更新制と名の付く制度を導入することだけを目的とするならともかく、少なくとも数十年先を見据えて公教育の教員資質の向上を確保する基盤を整えようとするならば、まだ審議の尽くされる余地は大きいように思います。

実は、参考資料の二つ目に用意しましたのが安倍内閣発足の日に脱稿したものです。その末尾に書きましたように、従来の枠にはまらない大胆なプランを少々期待しました。しかしながら、今この提案されております法案は余り大胆とは言えず、中教審と部分的にすり合わせただけという印象を持っており、少々残念であります。今回の教員免許更新制の議論はアメリカにヒントを得

資料二にもありますように、基本的には研修と免許状のアップグレードの奨励策です。前の更新からの期間にどのような研修をどれだけ経たか、その継続的な職能成長の支援が更新の核になっています。

免許更新の対象を現職教員に限るのなら、実際の勤務や研修のありようと関連付けることが重要です。今回の政府案にあります指導改善研修はその発想を取り込んでいます。基本的に講習とその修了認定にウェートを置いている点、そして排除を前面に出している点にまだ若干の難があると思われます。教員の適格性とは継続的な勤務実態の把握を経て認定する方が単発の講習よりもはるかに有効であります。

一方、民主党案は、基礎資格を修士とし、一般免許状と専門免許状とに階層化させて、後者を管理職の要件としている点に特色があります。

基礎資格について申しますと、日本で、特に短大レベルの二種免許が業務範囲の限定なしに設けられているのは国際的にも意外に思われるようですが。アジアの発展途上國の方からも、その免許で学級担任持つたり実習指導したりできるんです。か、そんな免許がまだ日本にあるんですかと言わることもあります。これは短期大学関係者の利害もかかわる微妙な問題ですが、丁寧に合意形成を図ることを通じて、免許の階層化と下級免許の業務範囲の限定、あるいは更新の制限ということは行われていくべきだと思います。

学校教育法改正の政府案にあります主幹教諭や指導教諭などの職階と免許制度、あるいは基礎資格の関連についてもつと意識されていいように思います。ただ、一度に基礎資格を修士に上げるのは日本の現状では困難であります。当面、修士修了の教員とそれ未満の教員とが学校現場に併存する状況を想定しなければなりません。そのみ分けをどうするか、この点今後に詰めが必要なよう思います。

なお、業務範囲の階層化ということに関して若

○参考人(内藤安君) 私は、川崎市の市長から呼  
考人。  
御清聴ありがとうございました。  
○委員長(狩野安君) ありがとうございました。  
次に、内藤参考人、お願ひいたします。内藤参  
考人。  
のほかに、日本の学校の実態と教師の職務の実態  
に根差した区分もあるよう思います。例えば小  
学校ならば、複式学級の指導というのには大変難し  
いわけです。ですから、これを上級免許にゆだね、  
下級免許では一定規模以上の学校のみとする。高  
等学校でも、進学校ならば教科指導中心の旧制中  
学のようなスタイルがある程度通用しますが、教  
育困難校ではそうはいきません。こちらの方が仕  
事としては難しいわけで、だとすれば、これを上  
級免許にゆだねて待遇もアップさせる、そのよう  
な考え方もあり得ると思います。  
最後に、今後の検討に際しての視点ということ  
で申し上げます。  
従来のこういう教員養成の行われてきたことを  
ポジティブにとらえる部分というのを増やしてみ  
てはどうかと思います。これまで開放制の原則の  
下で生まれてきた大量のペーパーティーチャー  
を、無駄だというふうに切り捨てるよりはむしろ  
貴重な蓄積ととらえる。既存の養成ルートを経な  
い人材を特別免許状で取り込むことも重要でしょ  
うが、それと同時に、これまでの採用の在り方に  
なじまなかつたペーパーティーチャーを積極的に  
取り込む方がむしろリスクが少ない、学校の活性化  
につながるのではないかと思われます。  
これにかかわって、現状では採用や人員配置や  
昇任や分限、さらには研修など多くの権限が都道  
府県あるいは政令市レベルの教育委員会に集中し  
ておりますが、地教行法を改めるなら、それらを  
分散させて相互のチェック・アンド・バランスに  
ゆだねるというようなことも将来的に考えられて  
よいのではないかと思います。  
以上、雑駁ですが、私からの意見陳述とさせて  
いただきます。

○参考人(内藤安君) 私は、川崎市の市長から呼  
考人。  
御清聴ありがとうございました。  
○委員長(狩野安君) ありがとうございました。  
次に、内藤参考人、お願ひいたします。内藤参  
考人。  
のほかに、日本の学校の実態と教師の職務の実態  
に根差した区分もあるよう思います。例えば小  
学校ならば、複式学級の指導というのには大変難し  
いわけです。ですから、これを上級免許にゆだね、  
下級免許では一定規模以上の学校のみとする。高  
等学校でも、進学校ならば教科指導中心の旧制中  
学のようなスタイルがある程度通用しますが、教  
育困難校ではそうはいきません。こちらの方が仕  
事としては難しいわけで、だとすれば、これを上  
級免許にゆだねて待遇もアップさせる、そのよう  
な考え方もあり得ると思います。  
最後に、今後の検討に際しての視点ということ  
で申し上げます。  
従来のこういう教員養成の行われてきたことを  
ポジティブにとらえる部分というのを増やしてみ  
てはどうかと思います。これまで開放制の原則の  
下で生まれてきた大量のペーパーティーチャー  
を、無駄だというふうに切り捨てるよりはむしろ  
貴重な蓄積ととらえる。既存の養成ルートを経な  
い人材を特別免許状で取り込むことも重要でしょ  
うが、それと同時に、これまでの採用の在り方に  
なじまなかつたペーパーティーチャーを積極的に  
取り込む方がむしろリスクが少ない、学校の活性化  
につながるのではないかと思われます。  
これにかかわって、現状では採用や人員配置や  
昇任や分限、さらには研修など多くの権限が都道  
府県あるいは政令市レベルの教育委員会に集中し  
ておりますが、地教行法を改めるなら、それらを  
分散させて相互のチェック・アンド・バランスに  
ゆだねるというようなことも将来的に考えられて  
よいのではないかと思います。  
以上、雑駁ですが、私からの意見陳述とさせて  
いただきます。

ばれまして、今教育改革のアドバイザーをしております。それらの経験を基にして少し具体的な話をしたいと思います。

座ると話しくないので立つたままで、よろしくお願いします。

現在、教育の問題でいろんなことが言わられていますけれども、一体何を改革したらいいかということなんですね。いわゆる、よく見ていますと対症療法が多過ぎるんですね。そうでなくして、原因療法をしなきやいけない。

何でこの戦後六十年間の間の教育が失敗したかというと、これは教える教育をしていたからなんです。教えよう教えるようと思って教えることが間違います。教育というのは育てようと思って教えることなんですね。この基本の考え方方が間違っていたのがこの六十年間なんだと。だから、こんな忙しい若者がたくさん出てしまつたんです。

じゃ、どこに、その教えると育てるのが違うか

といいますと、それを具体的に例を挙げて話してみましょう。

まずは、戦後、教えよう教えるようと思ってやつてきた、そのことは、あるいは教える教育というの、国が貧しかつたりあるいは後進国などの場合にはそれでいいんです。本人がみんなやる気でいるんですから、何とかしなきやいけないと思つているんだから、ほれ勉強しろ、頑張れという、こんな乱暴なことを言つていてるだけでも何とかやってくるんです。それが戦後十年か十五年ぐらいまでなんです。ところが、国が豊かになつてくると、そんなことをしていたんでは教育にならない。その辺で育てるという考え方になきやいけないのに、変えずにずうつと現在まで来て、現在もそれを続けているというところに最大の間違いがあるわけですかね。

では、どこがどう違うのかをちょっと具体的な例を挙げて説明します。

例えば、子供に九九を教えるとします。そうすると、教えようという考え方だと、例えば、あん

た、「二」の段言つてごらんと。子供が大概、「一、七、七、十四」であります。あれは間違える。そうすると、「二、七、十四」であります。

十四、あの辺は引っ掛かりますからね、あれは間違います。

十四、あの辺は引っ掛けますからね、あれは間違います。

は安心して、ああ、そっかな、うちのおふくろもそうだったのかと思うわけです。

そういうふうに安心するから、そのときに頭の中は空になつて、その空になつたときに集中力が

違う。そうすると、「二、七、十四」であります。

十四、あの辺は引っ掛けますからね、あれは間違います。

もやつたつて教育は改革できないんです。原因療法をしなきや駄目なんですよ。

ですから、これでいうとどこが間違つていたか

十四、あの辺は引っ掛けますからね、あれは間違います。

ことを徹底して教えることなんです。そして、遅れてきたら、いや、そういうことはあるよ、私だつて初めて習ったときは大分遅れて上司にしかられたこともある、そんなたまたま一分や二分遅れたからって気にしなんな、でも、できるだけ早く上手になつた方がいいから、そのつもりで頑張りなさいね、頑張りなさいねと。また後から足して、さらに、しかしながらの仕事は乗客を大事に大切に運ぶということを忘れてはいけないんですよということをまた最後に付け加える。これが育てるということによつて教育は幾らでも変わつていく。

時間がないですからちょっと省略しますけれども、よく新聞なんか見ていますと、親子で殺しきしたり友達同士で殺人事件を起こしたり何かしている。そうすると、新聞、マスコミを見ているといふと、あんにおとなしくてあんなに素直でいい子がとか書いてある。素直でいい子が人を殺すわけがないんですよ。あれは見掛けの素直さ、ちょっと説明が長くなるといけませんから省略している。親はうるさいことを言つて、心から伝える言葉、心言葉、それから育てる心、これをを中心にして大分もうこの二年間ぐらい川崎でもこういう話を、いわゆる教育の原点として、心から伝える言葉、心言葉、それから育てる教育、教えてようとする考え方の教育を、育てるんだという考え方を普及するんです。

私は、これでおしまいにしますが、実際に現在何をどうするかというと、現在も続いている教育、教えてようとする考え方の教育を、育てるんだという考え方を普及するんです。

○委員長(狩野安彦君) 明治大学文学部の三上昭彦と申します。今日は貴重な機会を与えていただきまして感謝いたします。三上参考人。

参考人。(三上昭彦君) 明治大学文学部の三上昭彦と申します。今日は貴重な機会を与えていただきまして感謝いたします。

以下、座つてやらせていただきます。

お手元に「教育関連三法案」(内閣提出)等に関する意見(要旨)というのがあります。でも、これは要旨というよりも、私自身の覚書というようなものです。

今日、意見の陳述を依頼されて、最初から十五分というふうなことは事務局から言われておりました。七本か八本の法律案を十五分で何するのかなど、最初ちょっと分かりませんでした。私のような大学の教員というのは、もう三十年余りやつてゐるのですが、大体九十分が一単位といいますから、それが習い性になつていて、皆さんの中では改正するということは、その根本法である教育基本法を改正するということは、その根本法たる新教育基本法を利用して、これまで極めて不安定な状況に置かれていた行政立法あるいは告示などの形式の中で規定されたものを晴れて教育基本法、教育根本法に規定し直すことによつてその強制力を再編するという、そういう戦略といいますか、構想だらうというふうに考えられます。その限りでは、私は教育基本法の今回の改正には極めて批判的であります。

く言う。そういうふうな育て方をしたらば、こればかりは反抗しないんですから、本当の素直さを教えるチャンスがないんです。

いい子というのは、いたずらしたり、けんかしたり、反抗する子供がいい子なんです。議論するときでも、相手と意見が違うから、ああじゃないうじやない議論するでしょう。元をただせば反対心なんですよ。反抗心があるから発想するんです、人間は。それを今の子供は、みんなそういうふうにして、けんかするな、いたずらするな、反抗するな、まるでペットか何か育てているようにやる。ペットと子供がもうごっちゃになつてゐるんです。あのペット教育と盆栽教育、枝を切つてしまふ盆栽のように格好よくつくる、あれは全部駄目なんです。それが現状なんですよ。

ですから、もうこれでやめますけれども、要是何をどうするかというと、現在も続いている教育、教えてようとする考え方の教育を、育てるんだという考え方を普及するんです。

私は、これでおしまいにしますが、実際に現在話しています。こんなことに気が付いたのは二年前です。みつともない話ですが、私も二年前に気が付いた。それまでの間は自分で、皆さんと同じように、そなだらうと思うが、何となく子育てし、何となく教壇に立つていてます。この先生だから、本人は本当に素直じゃない。

本日の素直さは、反抗させながら素直を教えるんです。省略しますけれども、反抗させながら教えていく。そうしていつた素直さは、これが真の素直さんです。初めは親の素直さをまねして情緒であれしていきますけれども、そのうちに親のすることを見ていてだんだん自分の意思で素直といふと、説明すると長くなるから省略しますけど、この眞の素直さと、いうものは反抗によつて育てるというか身に付けさせるんです。だから、子供に反抗するな、いたずらするな、けんかするなどよ

ずなんですか。刑務所なんか建てる必要ないんです。それが僕の、暴論だが、それに確信があるんです。ですから、栃木県の大田原市に行つたりあち行つて講演してきますけれども、みんな言つてくれることはこうことです。もう一度、三度と同じところで行くところもあります。何て言うかいうと、もっと早く聞いておけばよかつた、もう三十年も早く生まれておればよかつた、若い人が比較的触れなかつた法案であります地教行法の法案を中心にしながら私の意見を述べさせていただきます。

以上です。これが現状なんですが、とにかく育てる教育に日本の教育を変えてください、皆さんの方で。それが私からお願いしておきたいことです。

ちよつとオーバーしましたが、失礼しました。

○委員長(狩野安彦君) ありがとうございます。

次に、三上参考人、お願いいたします。三上参考人。

参考人。(三上昭彦君) 明治大学文学部の三上昭彦と申します。今日は貴重な機会を与えていただきまして感謝いたします。

以下、座つてやらせていただきます。

お手元に「教育関連三法案」(内閣提出)等に関する意見(要旨)というのがあります。でも、これは要旨というよりも、私自身の覚書というようなものです。

今日、意見の陳述を依頼されて、最初から十五分というふうなことは事務局から言われておりました。七本か八本の法律案を十五分で何するのかなど、最初ちょっと分かりませんでした。私のような大学の教員というのは、もう三十年余りやつてゐるのですが、大体九十分が一単位といいますから、それが習い性になつていて、皆さんの中では改正するということは、その根本法である教育基本法を改正するということは、その根本法たる新教育基本法を利用して、これまで極めて不安定な状況に置かれていた行政立法あるいは告示などの形式の中で規定されたものを晴れて教育基本法、教育根本法に規定し直すことによつてその強制力を再編するという、そういう戦略といいますか、構想だらうというふうに考えられます。その限りでは、私は教育基本法の今回の改正には極めて批判的であります。

それで、ともかくも内閣が提出された三法案だけでも目は通さなきやいけないというふうに思いました。必死に通していつて覚書を作つていました。したがつて、こんなものをやつても仕方ありません。私の前に御意見を述べられたお三人の方が比較的触れなかつた法案であります地教行法の法案を中心にながら私の意見を述べさせていただきます。

ただ、その前に、第一ページにあります「教育関連三法案」を通底する特徴と問題点」というふうに一応書いておきました。これは委員の皆さんの方で改めて言う意味もないことでしようけれども、内閣提出の三法案を見ますと、いずれも提案理由説明のところで、教育基本法の改正の趣旨、あるいはその改正を踏まえて、及び中教審答申等を踏まえて、こう書かれています。その等といふと、それは、言うまでもなく、今盛んに活動をさかげて、心から伝える言葉、心言葉、それから育てる心、これがを中心にして大分もうこの二年間ぐらい川崎でもこういう話を、いわゆる教育の原点として、心から伝える言葉、心言葉、それから育てる心、これをを中心にして大分もうこの二年間ぐらい話しています。こんなことに気が付いたのは二年前です。みつともない話ですが、私も二年前に気が付いた。それまでの間は自分で、皆さんと同様に、何となく教壇に立つていてます。これが何となく教壇に立つていてます。この先生だから、本人は本当に素直じゃない。

なぜ私が二年前ころになつて気が付いたかといふと、私の教え子には一人として世間を騒がせているような子供はいないんですよ。練馬の鑑別所に行った男は、そこから僕に手紙をよこしたから、出てきてから指導してやつて、今は東京で会社の社長をやつっていますよ。だから、僕に言わせると、全国の教師が僕と同じような年代のときに全部やつてきていたら日本にはワルは一人もいなははちょっと不器用かなというふうに思いました。

それをここで言つてゐる余裕はございませんけれども、我々教育法なり教育行政の研究者から見ますと、一言言えるのは、今回の改正は近現代の教育と法との関係という原理から見ますと、明らかに余りにも法が教育なり道德なり、そういうものに踏み込み過ぎていると。言うまでもなく法と教育の決定的な違いは法が強制力を持つということであります。結局その部分、我々は長い長い近代公教育の中でそういう言わば法なり、そのときには法というよりも勅令及び行政立法、省令でありますとしたけれども、それが教育に踏み込んでいくといふそういう長い歴史をも十分持ってきたわけで、およそ六十年前になつてようやく一般的の歐米の先進国と言われた近代の教育と法の関係といふようなものに立つたわけですけれども、それがいよいよ六十年たつてベクトルは逆方向といいますか、つまり再び法が教育を強く統制するというそういう状況をつくったのが今回の教育基本法改正の一つの側面であると私はとらえています。

それと同時に言つておきますと、今回の教育関連三法案を通底していいる基本的なベクトルといふことを私は読んでみて感じたんですけれども、あ

えて教育再生という言葉を使うならば、教育再生と教育を創造していく、その根本的な本源的な力といいますかエネルギーといいますか、そういうものをこの教育関連三法案はいざれも、それをこう引き出す、御存じのように、ラテン語で教育の原語、エデュコーといふのは、引き出すというのがつまりエデュケーション、エルツィングになつていく原語と言われていますけれども、それを引き出すのではなくて、むしろその根源的な力を抑圧するといいますか、それも根源的な力といふのは子供自身の中にある力、あるいは教職員の中にある力、あるいは地域住民の中にある力、あるいは自治体、教育委員会つまり教育にかかわっている諸アクターといふか、そういうそれぞれの持つてゐる力を私は引き出さんじゃなくて、やっぱり押し、何といいますか、殺すというとちよつと語弊がありますけれども、そういうベクトルを

持つてゐるといふうに思つてゐるわけです。

さて、そういうあれから見まして、三ページに地教行法の法律の改正案について若干の意見といふようなものを述べてあります。

皆さん御存じのように、地教行法に基づく今日の教育委員会制度、一九五六年から既に五十年で

すね、もう半世紀がたつたということであります。

で、その改革ですね、つまり任命制教育委員会制度と言われる地教行法の下での地教行法体制の改

革の必要性が政府関係の審議会で初めて正面から

政策課題に挙がつたのは、もうこれも二十年前の

ことになります。いわゆる臨教審の第一次答申の

中で政府関係の審議会としてこれだけ厳しく実態

を指摘したのは私は初めてでした。恐らく初めて

だつたと思います。つまり、地域の教育行政に直

接責任を持つてゐる合議制の執行機関としての教

育委員会は、その使命感とか自主性とか主体性に

欠けていて形骸化してゐる、あるいは本来の制度、

本来の機能を十分發揮してゐるとは言い難いとい

うかなり厳しい指摘をやつて、その再生と活性化

は国民的な課題だと、こういうふうに述べたわけ

であります。

それを受けた臨教審は確かに活性化方策を出

し、文科省も、文部省も様々な活性化政策をやつ

てきましたけれども、結局いろいろ取られてきた、

今日まで取られてきた活性化政策といふのは、こ

の任命制教育委員会制度の根幹部分、つまり教育

委員の任命制とか、それから教育長の任命承認制

といふことはこの間、一九九九年の地方分権一括法によつてこの部分は改正されましたけれども、教育委員会

自身の対首長に持つてゐる自主性の問題等々、そ

の根本的な制度の根幹に触れてないと。いみじく

ももうO.B.になられましたけれども、文部省の教

育委員会等にもかかわつた、活性化政策の推進に

かかわつたO.B.のお一人の方が、活性化、活性化

といつても、文部省全体としては教育委員会に手

かせ足かせをはめて活性化せよと言つていた

けれども、これはちょっと無理だつたんじやない

かといふうに述懐をされてゐるわけであります

非常に強く推してゐます。しかし、教育委員会

けれども。ただ、いすれにしろ教育委員会制度と

いうのは確かになかなか難しい諸要素、複雑な諸

要素を持つてゐるということになります。

今回の改正点について、法案では大きく五つぐ

らいの分野に分けて展開されています。

一つは、教育委員会の責任体制の明確化とい

うことで、改めて地方教育行政の基本理念といふよ

うなものを規定していますけれども、この規定は、

ずっと一貫して教育委員会制度の戦後の歴史を

フォローしてきた私から見ますと、やっぱり教育

の、地方自治の原則とは教育が基本的に地方の自

治事務であるというふうな、そういう根本的な部

分ですね、それから教育委員会の本来の理念、一

口で言えば公正な民意によって地方の事情に即し

た教育行政を行うというようなこと、こういうふ

うなものにはほとんど触れてないといふことで、

非常に格調のない理念が規定されています。

それから、教育長へのこの事務の委任を禁ずる

という、で、合議制の教育委員会が自ら管理執行

する必要がある事項を規定しているんですけど

も、これは見方によつては何か余りにも教育長に

委任し過ぎという現状への批判のようにも取れま

すけれども、よく状況を合わせてみますと、やつ

ぱりこれは今日の教育長中心の教育行政を現状よ

りも更に促進させていく、つまり逆に合議制の教

育委員会の形骸化が強まる可能性の方が強いとい

うふうに私は読みました。

それから、教育委員会の活動状況の点検、評価、

これはこれとして私は意義があると思ひますけれ

ども、しかし、本来、点検、評価すべき主体とい

うのは正に地域における地域住民、保護者、ある

いは関係する関係者の知見がやっぱり織りなされ

て行われるべきであつて、それプラス学識経験者

ということになるだろうといふうに思います。

しかし、私は、教育委員会の歴史を見てきます

と、やっぱり今の形骸化しているとか活性化しな

きやいけないと、いう根源にあるのは、やはりこの

教育委員会の三つの重要な部分、つまり特にその

中で教育委員に住民代表性というふうなものが付

与されていない、あるいはそれは権威という人も

いますし、その部分が一つ極めて重要な部分とし

てあるということです。どこの教育委員会を回つ

ても、一生懸命やつてゐる教育委員であり教育長

であつても、やっぱり首長です。首長及び議会の

方、特にとりわけ首長の方を気にしてその意見を

上回ることはほとんどできないですね、現実的に

とうふうに思つております。

教育における国の責任の果たし方の問題、これ

も極めて重要で、五十条、四十九条等々にありま

すけれども、伝家の宝刀的なあれで、規定するこ

とだけで意味があるんだという、こういう規定の

積極的な解釈もあるようありますけれども、これは相当慎重に、いかなる状況、いかなる事態、過去の事例も含めてこういうケースがイメージできるのかということを明確にして御議論をされる必要があるということを思います。

ちょっとと時間が回りましたので、やや中途半端ですけれども、これで終わらせていただきます。

どうも御清聴ありがとうございました。

○委員長(狩野安君) ありがとうございました。

以上で参考人の皆様からの意見の聽取は終わりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。

各参考人にお願いを申し上げます。

御答弁の際は、委員長の指名を受けてから御発言をいただくようお願いいたします。

また、時間が限られておりますので、できるだけ簡潔な御答弁をお願い申し上げます。

それでは、質疑のある方は順次御発言願います。

○中島啓雄君 自由民主党の中島啓雄でございます。

今日は、お忙しいところを参考人の先生方には御出席いただきまして、大変示唆に富む貴重な御意見を聞かせていただきまして、ありがとうございます。お一人十五分というので大変短い時間で恐縮でございます。

では、座つてやらせていただきます。

各先生方にそれぞれお聞きしたいと思うんですが、今後の教育の問題、いろいろな課題があるわけですが、一つ日本全体として大きな問題は、少子高齢化、人口減少という問題だと思いますね。今一億二千七百万人の人口が二〇五五年には九千万人ぐらいになるだろうと。それはそれで、ある程度コンパクトになつた方がいいのかもしれません、問題は、私、生産年齢人口がそれより非常に速いスピードで減少していくと。人口の方は二〇〇五年から五五年で年率にしますと〇・七%ぐらい減っていくんですが、生産年齢人口たる十五歳から六十四歳の人口というのは一・二%ぐらいいずつ減つてしまふと。そうすると、仮に生産性

が向上せなかつ労働力人口も増えないとすると、毎年一人当たりのGDPは〇・五%ずつ減る可能性があるということで、そういう意味でも非常に人間力を高めていくというのは今後の重要な課題だと思つております。

それで、学力、まあ学力を高めるだけが教育の目的ではないんでしょうが、学力という面で、PISAの調査とかTIMSSの調査というものを見てみると、やっぱり低下の傾向はほぼ確かなのではないかということから、近年における学力低下の原因と、その対応策として何をやったかなどといふ点を一つ一つに絞つてお聞かせをいただければ大変有り難いと思います。荒瀬参考人から順次。

○参考人(荒瀬克己君) ありがとうございます。

御指摘でございますけれども、やはり私は知識の、指導する量、幅の減少ということが非常に大きな問題であるというふうに思つております。ただ、その知識というのを単に入れ込めばよいといふものではもちろんないわけでありまして、その知識をいかに活用するか、そしてその知識を、活用の経験を通して自らが課題を設定してその課題に取り組んでいくか、そういう子供たちを育てなければいけない。それはやはり体験に基づく形で育てていくべきだということを思つております。

いろいろと課題が指摘されておりますけれども、その意味では総合的な学習の時間というものをいかに活用するかということがこれからの中の課題であろうかと思います。総合的な学習の時間というのではなくて、知識のきつちりとした定着なくしてはその内容が深められません。その部分をしっかりとしていくことが大事だと思います。

ところが、高等学校レベルでいいますと、その総合的な学習の時間をどんどんやっていくと、いわゆる大学進学などに影響が出るのではないかとう危惧があります。しかしながら、堀川高校で実際にやつております形でいいますと、総合的な学習の時間、そういうふうなことを考えておりま

す。実はこれは一九八〇年代、先ほど三上参考人の御質問にありました臨教審以来の自由化路線の一つの結果であると思ひます。つまり、画一メニューを押し付けるのではなく、個人の興味、関心に応じて学習内容を選択していくということ、これはすばらしいことだらうとは思うんですけど、いざ教員になる人の力量形成ということを考えたときに、やはりある科目の内容というものに対し

いたたかれております。そのため、そこには、その一方で、新しい学力観ですとか、それからも決して落ちていくことにはならないといふふうに思つております。

ですから、冒頭に申しましたように、知識をきっかけと身に付けさせる、そしてその知識を単に知識の、言ってみたら枯れ草を集めたんじゃなくてそれを活用する、その経験を通して自らが主体的な学びというものを自らの中から引き出していく、それが大事だと思います。

私は、教育は内発を促す外発だというふうに思つております。外発を否定するところの教育というものは成り立たないというふうに思つております。もちろん目指すところは内発であります。その内発をいかに引き出していかかということが重要だらうというふうに思ひます。

○参考人(岩田康之君) 先ほど申し上げましたように、私の専門は教員養成の研究でございますので、主に教師の在り方ということから今の御質問に対してお答えしたいと思います。

例えば、私の用意いたしました理科離れの雑誌の原稿があるわけですから、それの後半の方に、教員になる大学生が実は理科全部やつていないうといふ、そういうことが調査として出ておりました。実はこれは一九八〇年代、先ほど三上参考人の御質問にありました臨教審以来の自由化路線の一つの結果であると思ひます。つまり、画一メニューを押し付けるのではなく、個人の興味、関心に応じて学習内容を選択していくこと、これはすばらしいことだらうとは思うんですけど、いざ教員になる人の力量形成ということを考えたときに、やはりある科目の内容というものに対し

いたたかれております。そのため、そこには、その一方で、新しい学力観ですとか、それからも決して落ちていくことにはならないといふふうに思つております。

既存の記憶的な知だけではなく、それを関連付ける課題発見的な知ということも言われておりますが、そこを担う教員というのがまだ十分に育つてない、そのちぐはぐな状況というのが学力低下というものの背景にはあるだらうというふうにとらえています。

それからもう一点は、その自由化、多様化といふことにかかわりまして、やはり格差が拡大したことによる深刻な問題を抱えるということがございます。もちろん目指すところは内発であります。その教育困難校の抱える問題というものを正面から引き受けた教師、それをサポートする仕掛けといふものが、実はその多様化というものの陰で、エリート養成は重視されながら、実は教育困難校の方は本気で考えられてこなかつたのではないかと、そういう面も否定できないだらうというふうに考えております。

以上です。

○参考人(内藤宏君) 私が、いつも考えていることは同じことなんですが、とにかく子供を育てることなんです。育てる教育をしていれば、そのときに子供にはやる気とかあるいは意欲とか根性、そういうものが身に付いていきます。それが身に付いていけば、何をしろ、かにをしろ、勉強しろ、何しろと言わなくとも、本人がやる気だから幾らでも伸びていくということです。

それからもう一つは、学校の勉強ということよりも独学の方が人間は伸びるんです。だから、余り学校教育にこだわり過ぎるということも良くないといふふうことです。

簡単ですが、一言それだけ申し上げておきます。

○参考人(三上昭彦君) 今の御質問は三十年ぐらいい教育学らしきものをやつてきた私にとつても非

常に難しい、率直に言つて、一言でお答えすることができないぐらい難しい要素を持つているように思うんですね。

それで、学力低下といつものこの学力論議というのは、実は戦後から本当に一貫して、何といつたらいいんでしょうか、ずっと繰り返されてきました。六三制野球ばかりがうまくなりというような辺りの新教育批判から始まりまして、今日に至るまでずっとあります。ですから、この難しさといふのは、学力ということによってそれぞれの論者といいますか、人がどういうふうにそれをイメージし、もう少しきちつと言えれば内容ですね、それをつかんでいるのかということによって、全然かみ合わないことが出てくるわけですけれども。

るという。その中で、特に学習意欲というもの、言つてみればその競争からも降りると、学力競争からも、そういう状況。

○中島啓雄君 ありがとうございました。

んけれど

校に比べて手厚く対応していただいております。これが見ようによればいわゆる進学校に対する手厚さというふうになつていこうかと思ひますけれど

例えば、高校生で家庭での勉強、あれ全国調査ではなかつたでしようか、今正確な資料がございませんのであれですけれども、七割の高校生が家庭での学習時間は三十分以下であるといううたしかつて調査があるわけですよね。そういうのを我々どう見たらいいのかということになります。つまり、学習というものが多くの高校生にとって本当に魅力的なものでない、つまり学習は苦痛であるし面白くない、もっと面白いものがいろいろあるといふ、つまりその問題が失われている部分。

続いて、荒瀬参考人にお伺いしたいと思いますが、堀川高校の校長先生として大変な実績を上げ、新しい取組にいろいろ取り組んでこられたわけですが、ござりますが、校長の権限が非常に狭いねという話が一般論として非常にあるわけですが、今後の課題として校長の権限を広くするといいますか、今その制度上の、非常にこういうところが制約になつてているというような御指摘があれば教えていただきたいと思います。

ども、私はやり方というのは幾つかあって、全体的に底上げをしていくというやり方と、一方では今京都市がやつておりますようなパイロット校などいう形で重点的に配備して、そこで効果というのを検証すると。それがもしいい効果が出るようであるならば全体に広げていくと。ですから、御批判をなさる方は堀川ばかりがいい目をしているのではないかということになりますけれども、決してそうではなくて、それを全体に広げていくということが大事ではないかなというふうに思つて

つまり、日本型高学力というふうなのがずっとつくり出してきたため込み型、詰め込み型のこのういう学習というのは、子供たちの中からある意味では非常に好奇心、どの子供にもあつたはずの好奇心を奪っていく、そういうことがある。それで、これは私のオリジナルではありませんけれども、学校の学習において問い合わせる間ですけれども、

続いて、荒瀬参考人にお伺いしたいと思いますが、堀川高校の校長先生として大変な実績を上げ、新しい取組にいろいろ取り組んでこられたわけですが、ござりますが、校長の権限が非常に狭いねという話が一般論として非常にあるわけですが、今後の課題として校長の権限を広くするといいますか、今その制度上の、非常にこういうところが制約になつてゐるというような御指摘があれば教えていただきたいと思います。

○参考人(荒瀬克己君) 権限が狭いか少ないか小さいかといいますと、確かに権限は狭くて少なく小さいと思います、人事に関しましても、あるいは財政的、予算に関しましても。しかしながら、それはやっぱり公立学校というものの一つのありようではないかなというふうに思っております。教育委員会との間で、したがいまして、いろいろな詰合いをいたしまして、その中で必要と思われ

ども、私はやり方というのには幾つかあって、全体的に底上げをしていくというやり方と、一方では今京都市がやつておりますようなパイロット校と、いう形で重点的に配備して、そこで効果といふのを検証すると。それがもしいい効果が出るようであるならば全体に広げていくと。ですから、御批判をなさる方は堀川ばかりがいい目をしているのではないかということとありますけれども、決してそうではなくて、それを全体に広げていくと、いうことが大事ではないかなというふうに思つております。

○中島啓雄君 ありがとうございました。

終わります。

○鈴木寛君 民主党・新緑風会の鈴木寛でございました。

四人の参考人の先生方、本当にありがとうございました。

のあれを取つてきただわけですよね。それが、二〇〇三年の二つの調査が同時にあって、それに先行していわゆる現在の学習指導要領が九八年と九九年にそれぞれ告示され、いわゆる学校完全五日制、それから教育内容の三割削減、それから総合的学習の時間が入り込み、主要科目が時間が減つていく等々の問題もありまして、学力低下が急速年に起つてきているし、今度の学習指導要領になればますますそれがありますと、こういう御議論になつてなお今日に至つてはいるよう思ふんです

とも、これができるだけ短くする。つまり、反射的に答えが出るようなそういう勉強をかなりやつてきて、じっくり考え込んでいく、複数の答えがある、あるいは答えがないというような問題、そういうやつぱり体験というようなもの、それから実際の活動、興味、生活と結び付いた学びの仕方というようなものがない形で来たというところらしき。一つの大きな原因であるということで、それをやつぱり克服していくことが一つあるだろうと。そういう中で、私はよく学生たちにも言うんですけれども、こういう一つのヨーロッパでの格言

るのを具体的に得ていくというようなことが現在できないわけではございませんので。したがいまして、そういうある種緊張感、財政的にも非常に厳しい状況でもありますので、その緊張感の中でやっていくことができるわけで、したがいまして、私自身は、校長というのが必ずしもその権限が小さいかというと、一般的に言えば書きと小さいんでしょうねけれども、私自身はそういうふうな窮屈感というものは必ずしも持つておりません。

ただ、京都市の場合には、非常に厳しい財政状況

私は、まず岩田参考人にお伺いをしたいと思いますが、私は実は民主党案の発議者一人でもございます。先生がいみじくもおっしゃいました開放制の議論、これを私どもも相当注目といいますか、そういう観点で今回の民主党案の特に教員免許改革法案を作させていただいておりますので、問題意識はかなり共有させていただいていると思つてゐるんですが。

すなわち、やっぱり二十万人ぐらい一年間に、二十万人弱ぐらいですか、教員免許が交付されてしまして、ただ実際に教職に就くのは二万人弱程度

しかし、それじゃ学力低下というのはないのかな。  
そういうふうに言われると、恐らく私ははあるとうふうに思います。ただそれは、むしろ今日の事  
態は、私の印象では、つまり私自身が調査してい  
ませんから教育社会学者などの調査によれば、む  
しろ二極化というふうな、つまり格差ですよね  
これがこの十年間なり十五年間の間に私は相当広  
がつてきていて、つまり非常に強まってきてい

があります。教育とは、学校で習ったことをすべて忘れた後に残っているものであると。教育とは、学校で学んだことをすべて忘れた後になお残つてゐるものであると。これはなかなか意味深長ですけれども、恐らくこの核にあるのは、言わば教養といふやうなもの及び自ら考え、自主独立に考えられるそういう基本的な力というやうなものを指してゐる言葉かなというふうに思います。

の中で教育費というのは純増しているのです。したがいまして、そういう大きな判断に基づいて動いているところがございます。

例えば、その一つ例を申し上げますと、堀川高校というのは、平成十一年に新校舎によつて新しい教育を始めていこうとなりました際に京都都市の高等学校教育のパイロット校という位置付けを受けました。したがいまして、教員の人数なども他

度、こういう中で、今日、岩田参考人からお話を  
あつたような教員実習の実態になつてゐる。こ  
こはやつぱりえていかなければいけないなどい  
うことを私たちも考えておりまして。

ただ、その中で、時間がなかつたのでややはしよ  
られたんだと思いますけれども、私たちが今回の  
国会に提出をさせていただいております教員免許  
改革法案ですら、修士を持った新採が入ってき始  
め

めるのは二〇一二年ぐらいからですね、ほとんど人が修士で。それで、教員は百万人いるわけで、毎年二万人程度の修士が入ってきても、それから、もちろん、大体三十歳ぐらいの教員に對して追加的な教職大学院での修学というものを考えておりますので、それと相まつても、二〇一二〇年ぐらいに大体半分ぐらいに、いわゆる修士の比率と学士の比率、もちろん免許制度は検定制度によつてちゃんと旧免許体制から新免許体制に移し替えますけれども、実態として申し上げると、修士卒と学士卒の比率は十五年たつた二〇一二年でもほぼ半々、恐らく二〇三一年ぐらい、二十五年後ぐらいにおおむね修士という状況になつて、完全修士となるのは恐らく二〇四〇年を超える、このぐらいの先の話を私たちが、それぐらいやはり一つの制度を変えるというのは時間が掛かると、こういうことでございます。

実は私、この六年間、文教科学委員会に所属しておりますので、既に法科大学院の設置に基づく正に法曹制度のいわゆる制度改革、それから薬剤師の六年化、この二つの作業をさせていただいたわけ

であります、いざれにしても、こうしたいわゆる職業と免許制の改革というものはそれくらいの大変なことだなと。逆に申し上げると、先生からもお話をございましたように、六十年ぶりに教育基本法の在り方を議論する、こういう大きな時期でないとこれぐらいの大改正はできないわけでありました、もちろん当然これに伴つて様々な社会資源も投入をしなければいけない、こういう議論をする私は大きなチャンスだと思って、修士制への移行と、こういうことを打ち出したわけあります。

それで、お伺いしたいのは、ですから、民主党と、当分の間といいますか、二十年近くは学士、修士併存型なわけですね。修士に移行するといつても、この当分の間は学士、修士併存型でございまして、そこはもちろん御存じの上で御議論いただいているんだと思いますが、あえて逆に言ふと、学士を残さなきやいけない理由というんで

すかね、私たちは二〇四〇年段階では全部修士にしましよう、こういうことを考えているわけで、それども、上級免許と下級免許の割り振りの考え方は私たちもほぼ同じ考え方というか、非常に考えておりますので、そのところの議論は全く異なるんです。ですから、この教師予備軍といいますか、非常にこのことも参考にさせていただいて、同じような方向で対応していくらしいなと思いますので、そのところの議論は全く異なるんです。しかし、完全修士型を目指すというよけれども、先生は、完全修士型を目指すというよりも、仕上がりの二〇四〇年の段階においても併存型というようなことかなというふうに聞かせていただいたんですが、並列型ということで聞かせていただいたんですが、その理由をお教えをいただきたい。

確かに、よくフィンランドの例を私たちが引くものですから、フィンランドは小さいからと、こ

ういう話があります。しかし、フィンランドといふのは大体面積においても人口においても北海道と同じでありますから、もしも日本の国の中のサイズ

が大き過ぎるので本来望ましい修士制といふものが導入されないということが理由なんであれば、

教育行政というものを完全に道州制にやだねればいいという話でありますから、日本じゅうがすべ

てフィンランド並みに道州制のサイズにすれば

芬蘭が可能だと、いうことであれば、そういう

ことなん、それは地方分権の議論にやだねればいいと思つてゐるんですけども、その辺の、

先ほど少しお時間もなかつたのではじょられたと

思ひますので、この教員基礎資格についていろいろな分析をされていらっしゃいます。私の御質問

と、加えて、先ほど説明をもう少しされたかった

ところもあるんではないかと思いますので、岩田参考人にその辺りのところをお願いを申し上げた

いと存ります。

○参考人(岩田康之君) 十分な資料が手元にございませんので正確なお答えになるかどうかは分か

りますが、ちょっと私の考え方といったしまして、基本的には

やっぱり現在の開放制の教員養成というのの大切

だというふうに思つていてます。これは、たとえ一

段階である程度面倒は見られます。ところが、学

けた多い教員の供給がなされているという実態があ

るにしても、豊富な人材を教育界に向ける手だ

てとしては非常に有効だろうというふうに思つて

います。ですから、この教師予備軍といいますか、

教育に関心を持つ市民というのは今後も大事だろ

うというふうに思います。ただ、それを正規のラ

イセンスという形で保証するかどうかは、今後に

検討の余地はあるうかと思います。

ただ、私がただ単にすぐに日本の教員資格の基

礎を修士に置くということを考えおりませんの

は、一つには、やはり修士をベースにすると学部

段階の開放制ということが崩れていく。やっぱり

教員予備軍といいますか、教員の仕事に興味を示す大学生というののリソースを減らしていくこと

になるだろう。実際に修士レベルで教員養成を行える機関というのはそれほど多くないだろうと

いうことがあります。

それからもう一つは、民主党案ですと、教員の初職に就く年齢が随分高くなります。これは、専

門性ということを考えると、長期の養成期間を必要とするのはやむを得ないこともあります。

一方で、児童生徒を指導するに際しての若さとい

いますか、これは教師の貴重な力であります。そ

れがたとえ未熟さを含むものであつても大切だろ

うというふうに考へています。ですから、いたずらに年齢が高ければよいというわけではないとい

うことは、例えばドバイなどの例を見ても分かる

だろうと思います。

それから、そうしますと、当面は修士修了の教

員と、それから学士の教員との混在というふうに

前提に私は考へたいというふうに思つてゐるんで

すが、その際特に重要なのは、やはり学士のレベ

ルではこれだけのことをやる、修士のレベルでは

プラスアルファしてこれだけのことをやるとい

ういう双方の内容の腑分けとそれぞの充実だろ

うというふうに思います。

例えば、私ども教員養成大学で教員養成をやつ

ておりますと、教科指導のところというのとは学部

理とか病理とか生理についての社会全体のリテラ

シーを上げるためにには薬学教育も重要だ、あるいは法学の話でもそうで、リーガルマインドを持つ人が世の中に多く輩出をされるということは非常に重要なことだと思いますし、とりわけ最近最も就職がいいのは、東京大学の法学部ではなくて東京大学の教育学部であることからも分かるように、いろいろな組織を運営をしていくこうとしたときは、実はその教育学の素養を持つた人材というものは、学校のみならず企業でもあるいは社会でも地域でも、ありとあらゆる現場で求められているということは、私も、恐らく岩田参考人も共有しております、そういう意味で、日本人全体が教育学あるいは教育心理とか発達ということについての素養をしっかりと身に付けていたくということは、これは我々も大いに奨励をしたいと思っています。

荒瀬参考人に、私も門川教育長と大変懇意にさせていただいておりまして、堀川高校の本当に実践にはもう敬服をいたしております。今日お会いできて大変有り難いと思います。正におっしゃつたようにパイルオットだと、こういうことでありますて、京都市としてはこれを京都じゅうにとすることでございますが、私どもとしてはこれを日本じゅうに広めたいと思つております。

それで、そのためにはやはり、先ほど見えない力をはぐくむためには見える力ということ、これもおっしゃるとおりだと思います。私は、日本の教育現場で、本当に見えない、私も規範意識も必要だと思つております。しかし、この若者たちに規範意識とか高い志とかを身に付けていたために、やはり政府として必要な社会資源の投入、人員、人材あるいは予算とか、それからやっぱり、堀川高校もあれだけのハードウエアもすばらしいものを投じてあるわけですね。そういうやつぱり人、物、金、知恵というのは、これは経営資源の大前提でありますから、それを教育現場にやはり投入をするということが私どもの仕事だろうというふうに思つております。

もちろん、そういう京都市の御努力による社会資源の投入と、そして現場の先生方のリーダーシップと、それからやはり京都市の場合は政令市でありますから、非常にガバナンスといいますか、意思決定がかなりスマートにといいますか、現場と教育行政との距離が近い、この二者でほん多くのがと。それを、あと高校の数とかあるいは教育現場の数、掛け算をすれば、我々が財務省に対し

で頑張らなければいけない数字というのが見えますので、そのイメージを少しお教えいただければ有り難いな、教員数でありますとか、そうしたことなどでございますね、よろしくお願いいたします。

○参考人(荒瀬克己君) ありがとうございます。過分のお褒めをいただきましたが、いろいろ課題も一杯ある学校でもございまして、日夜取り組んでおります。

今御質問いただきました具体的な人数というのが、生徒数掛ける何・何倍とか、○・何倍とか、そういったことは、具体的にちょっとまだ出せるといいますか、学校の状況によっていろいろ違うと思います。実際にどういうカリキュラムを組んでいくのかということが学校の一番の仕事でありまして、そのカリキュラムを組んでいく際にどういった人数が必要になってくるのかというのは、それぞれの学校の状況に応じて出てくると思います。その数字を教育委員会が出せるような、そういったことが可能になれば、これは本当にすばらしいと思います。

先ほども御議論の中に出しておりますけれども、理科を十分に学んでいない人が小学校で理科を教えてくる可能性があるということになりますが、それならば小学校に理科の専門の教員を入れればいいわけですね。そういう手だけは、具体的に何をすればいいかというのは非常に明白な状態で今あります。それらが解決されていくような教育政策を取つていただきると非常に有り難いといふふうに思つております。

うちは、教員は数がよその学校に比べれば多いのですけれども、実際のところ、しかし、じゃ、教員は楽をしているかといいますと、そんなことはございません。朝七時から夜は十時まで、どうして十時までと申しますかといいますと、十時に機械警備を入れます。ですから、十時にはもう帰りなさいといふことを言います。生徒がいる間というのは、教員は生徒と接する仕事が主です。生徒が帰つてから、教員が、生徒と接しない、生徒

と接するための生徒には見えない仕事というのを  
するわけです。それは非常に多忙です。手間暇は  
もう本当に学校は十分に今掛けていると思いま  
す。これは何も堀川独りではなくて、いろんな学  
校でそういうお取り組みはなされていると思います  
。それを少しでも緩和していただけるような、  
少しでも生徒と向き合える時間を増やしていくだけ  
るような、そいつた手立てを是非お願いたいだ  
たいと思っております。

○鈴木寛君 ありがとうございます。

○岩田参考人、もしも。

○参考人(岩田康之君) 教員の、教育学の素質を  
持つ市民の社会的な活躍ということですけれど  
も、これは、ありとあらゆる場面で広義の教育学  
というのは私は必要だというふうに考えておりま  
す。

ただ、そのことと学校で児童生徒を教えるライ  
センスを持つということは、やはり区分して考え  
る必要があるように思います。これはやはり公教  
育を支える人材ということで、一定の教科及び教  
職に関する経験に対して公的な認定を与えるとい  
うことですので、そのところは考えていただき  
たい。

ただ、有資格者でありながら教職に就いていな  
い人材、いわゆるペーパーティーチャーの中には、  
どうなんでしょう、これ条件を整えさえすれば、  
学校若しくはそれに近いところで働ける可能性の  
ある方というのは相当にいらっしゃるだろうとい  
うふうに思います。例えば看護師ですか保育士  
などの世界では子育てを終えた中年の方が復帰す  
るというようなこと、あるいは初めてその職に入  
るというようなことが間々あります。それが教員  
ではないのは、少ないのはなぜだろうかというふう  
に考えてみることも今後の課題として重要だらう  
と思います。

○鈴木寛君 じゃ、終わります。時間ですね。

○鰐淵洋子君 公明党の鰐淵洋子でございます。

四人の参考人の皆様、本日はお忙しい中、大変

先日一般社説で携帯電話をどのように使ってい  
るか、それを日本PTA全国協議会が中学校二年  
生と、あと小学校五年生、またその保護者の方と  
いうことで、計一万人の方に実施 意識調査をさ  
れたということでございました。

その結果によりますと、携帯電話をどのように  
使っているか、携帯電話を使って親子で会話をし  
ているのか、そういった調査でございまして、そ

約九割の方が携帯を使って子供と話している、それに対しても中学生の保護者の方、親御さんの方は、そういう認識を持っているということをございました。それに對して中学生自身は、五割以上が親と話していない、こういった認識を持つていて、うことで、親子間の認識のずれということで、その結果が浮き彫りになつて、いたわけでござります。メントは、子供を信頼することは大切だが、認識にギャップがある現実を直視し、携帯電話の使用が、この結果に対しても日本PTA全国協議会のコメンツトは、子供を信頼することは大切だが、認識にギャップがある現実を直視し、携帯電話の使用内容に一層の注意を払つてほしい、こういったコメントが載つております。

私自身は、親と子供のこの認識のずれというのは、ただ単に携帯電話の使い方だけではないと、思つておりますけれども、ここでの調査は携帯電話を通じての親子の認識のずれという実施調査が出たわけですが、この認識のずれについて、それを先生方のお考え、また御感想でも結構ですが、ありましたらお伺いをしたいと思います。

○参考人(内藤宏君) それは言葉の使い方、会話を、お互いに会話をしますね。そのときに、例えばの仕方が間違っているんです。要するに、我々は話が、おはようございますと言つことがあるたどきに、おはようございますという言葉は頭に入つている。しかし、それを乗せている響き、このお

はようございますという言葉に響きがありますね。言い方を、おはようござりますと言うのと、おはようございますと言ふのと違いますからね。この響きは、こっちの心の方に入つていくんですね。だから、親は、携帯であつてもなくとも何でも 불구하고、親の方は話をしていると思つてゐるのは、恐らくそれは自分の言葉を伝えていると思つてゐる。だから、自分は話しているんだと思っている。その認識にギャップがあるというふうになつてゐると思いますが、それは、そこにあります。子供はじやどうかというと、言葉で聞いてゐるんじゃないんです。その、親の話しているんです。その言葉の響きを聞いてゐるんです。ですから、もう少し具体的に言いましょうかね。

例えば、あんたは何でお利口さんなのと言う場合に、あんたは何でお利口さんなのと言えば、ああ利口なのかななんていって思うかもしれないが、あんたはなんてお利口さんなのと言つたらば、あれは利口だなんて言つてゐるけど、本当はばかだと思つてゐるんぢやないか、こうなるわけです。それは、響きは利口だと言つていいからです。だから、その場合に、九〇に対して九〇じゃなくて半分近くというのは、中には偶然響きも両方ある。良かつた会話をしている人もいるんだろうし、そうでなくして、言葉は当たり前だが響きの悪い言葉を使つていて。そうすると、子供というのは我々大人よりは情緒が豊かですから、我々は響きなんて余り感じないで話しているくせに、子供はどうつ

ちかというと情緒でどちらえるんです。言葉を、だから、響きが悪いと、その悪い響きに対する感情で子供は答えるんです、嫌な感じというふうに。大脑はそういうことを忘れない。だから、お互に会話を通じ合わないと。これは今の社会で親子が殺しつこしたり何かしてみんなやっているのは、もとはこの会話ができるていないということ、言葉が崩壊しているために社会が崩壊している。だから、この先、今さつき育てる教育と言いまして、たけれども、あれを回復させていくには、同時に言葉の崩壊を立て直さなかつたら教育改革など

はできないんです。こんなことを全部もう講演して歩いていますけれども、今の場合は、漢字で書いたところの言葉と、その言葉を運んでいる響きの違いだと思います。だから、そこのところが「書きメントできなかつたから細かく書いてないんだけど。

だから、昔は読み書きそろばんなんて、そろばんは計算ですけれども、読み書きそろばんと言つていたけれども、これからはというよりも、今からでも読み書き話すそろばんといつて、話すを止めなきや駄目なんです。だから、スズメがあんなに仲よく遊んでいるのは、あれには三十ぐらいの言葉がある。スズメはスズメ同士、スズメの言葉を使って遊ぶからスズメらしくなると、こんな

当たり前の話なんです。だから、そういう響きを大事にして会話するということをやはり普及しないといけないと思います。

答えになつたかどうかよく分かりませんが、生礼しました。

○参考人(荒瀬克己君) 一般的に言いまして、子供と大人、あるいは子供と親、生徒と教師の間には乖離があります。ですから、自分の子供のこのことを考えてみましても、すべて親に言つていたかというと、そんなことは全然なくて、秘密の基地があつたりとか内緒事があつて、その内緒事を共有している仲間の方がある時期は親よりもずっと大事。でも、それは親によつて見守られているからなんですね。

最近、私が非常に心配いたしますのは、具體的な行為として出てくる現象を、親はあるいは大人はあるいは教師は見張つてばかりいて、本当のところ、見守るという行動になかなか徹することができないということがあるんじゃないかなと思ひます。確かに、悪意の大人が一杯いて、外で遊ごともできかねるというふうな状況があるのは事実でありますけれども、しかしながら、その中でどんなふうな工夫をしていくのかというのが今十分に問われているのではないかということを思いました。

携帯電話も、ちょっと極論を申し上げますと、バイクもあるいはたばこも、そういったものは供にとって有害であるならば有害であるとして対処するべきなんですね。もし本当に有害であるということが第一義的にあるのであればそこは思います。でも、たばこは大人が吸っているし、バイクはバイクで、私は必ずしも子供がバイクに乗ることについて猛反対をしていくわけではありませんけれども、携帯電話もしかりであります。そういう状況、そういう時代の中で子供たちが生きているというのはもう事実であります。その上で、じゃ大人はどうしたらいいのかということが必要になってくると思います。

子供と携帯電話で親が話しているというその認識自体が非常に驚く話であります。私は妻とutherland友でありますけれども、こういう事態が大変驚くべき認識であります。本来面と向かってフェース・ツー・フェースで話すということが原則としてあるわけだと思います。その原則が、携帯電話になつたところで通い合っていると思ってはいるかもしれないけれども、やはり人間というのは目と目を合わせて相手の体温を感じるようなところで話し合うというのが非常に大事だと思いります。そういうのが、これは特別なことじゃ何でもなくして、当たり前のことが大事だと思うんですね。の当たり前親子の関係、当たり前の大人と子供の関係、当たり前の教師と生徒との関係というのを築いていくことが大事だと思います。

ただ、子供には、冒頭申し上げましたけれども子供には子供の都合があります。それは大人ではどうしようもない都合があると思います。しかも、ながら、良いことと悪いことの区別というのにはこれはきちっと教えるというのが、これは大人の責任だと思います。私たちはそうして育てられてきたわけです。その部分を子供の自主性だと、子供の主体性だと個性だといった言葉で並べて、実際に指導しないというのが大きな問題だというふうに思います。

以上でございます。



を言つたかといいますと、単位を取るために勉強つてするんでしょうかということでありました。三つ目の生徒の対応といいますのは、世界史のことを指して、自分は世界史は受験では使わない。しかし、世界史を学んだことによつて非常に役に立つていると。そういう三通りの答えがありました。

私は、教育といふのはこの三つすべてを認めていく仕事だと思つておりますけれども、確かに、そのずるいといふのは正しい指摘だと思います。それから、単位を取るために学んでいるのではないというのも正しい指摘だと思います。やつたことが役に立つてゐるのは、本当にこれはうれしい指摘だといふふうに思つております。

ですから、これから学校で具体的にその授業を組み立てていく上での学習指導要領が考えられていくべきで、それからこの国を担つていく若者たちにどのような教養を身に付けさせられるのかという部分のやはり全国的な我が国としての合意といふのは、これは欠かせないだろうと思います。しかし一方で、これからこの国を担つていくべきで、その際に、高等学校の裁量といふのは、各学校の裁量といふのは非常に重要なだけです。しかし一方で、これからこの国を担つていくべきで、その際に、高等学校の裁量といふのは、各学校の裁量といふのは非常に重要なだけです。

教員は、申し訳ありませんが、少したたかれて、学校も少したたかれて疲れております。基本的に教育に携わる者は楽観的でありますけれども、それは生徒の未来を信じてから樂観的なんですねけれども、しかしながら、その樂観的などころをやはり守つていただけるような、そういう政策を

是非お願いしたいといふうに思つております。  
以上でございます。

○鶴淵洋子君 ありがとうございます。

今日は四人の参考人の皆さん、本当にありがとうございます。

まず、三上参考人にお伺いをいたします。教育委員会制度についてお聞きをいたします。

委員会制度についてお聞きをいたします。

教育委員会の形骸化ということが様々呼ばれて

いるということは今日もあつたわけであります

が、そういう中で、教育委員会そのものをなくし

てしまつたらいいんではないかという議論もあり

ます。ただ、地方分権の法改正などを受けて、中には非常に活性化をしている教育委員会なども見

受けられるわけですね。

そこで、研究されてきた立場から、教育委員会制度の持つてゐる今日的な意義はどうお考えか、

そして、それがやはり発揮できていない形骸化の

原因、そして活性化の方策ということについては

どのようにお考えか、まずお願いをしたいと思ひます。

○参考人(三上昭彦君) 今、井上委員にお答えし

ますが、教育委員会の意義といふことですけれども、そのベースはやはりあれじやないでしょ

うかと思います。

先ほど先生がおっしゃいました國、教育委員会

あるいは都道府県、それと学校の責任といふこと

でありますけれども、学校教育の担い手といふま

すか、それはやはり現場であります。それが最も

いい形で動いていくように、是非とも、都道府県

あるいは教育委員会そして国は大きな大きな支援

を、目に見える形の支援を是非していただきたい

と思つています。

教員は、申し訳ありませんが、少したたかれて、学校も少したたかれて疲れております。基本的に教育に携わる者は楽観的でありますけれども、それは生徒の未来を信じてから樂観的なんですねけれども、しかしながら、その樂観的などころをやはり守つていただけるような、そういう政策を

けですけれども、その現実的な歴史的な推移を見ますと、日本だけの経験からいっても、いわゆる政治がひどい状況のときに、そこにすぐれて、優れた教育が制度としてあるいは面として広がり得るかといふと、これはなかなか難しい側面があるわけですから、したがつて、そういう意味では、政治とか行政と教育との関係、教育実践、教育行

政との関係ということは、私の今までの理解では、やつぱり基本的に教育と政治が対立するような状況というのは、これは恐らく好ましくないということ、自主性があるとしてもですね。やつぱりその自主性を認識できるような政治とか行政といふようなもの、そういうものが不可欠のものになるのかなというふうには思つていています。

それから、済みません、もう一つ後半の。

○井上哲士君 その上で、今日その本来の役割を

果たしていない形骸化の要因と活性化の方策についていかがでしようか。

○参考人(三上昭彦君) 先ほど私ちょっとと言ひ掛

けたんですけども、教育委員会といふのは、一

応テキスト風に言いますと、教科書風に言います

と、三つの原則といふうに日本に導入されるときには、済みません、もう一つ後半の。

○参考人(三上昭彦君) 先ほど私ちょっとと言ひ掛けたんですけども、教育委員会といふのは、一

応テキスト風に言いますと、教科書風に言います

と、三つの原則といふうに日本に導入されるときには、済みません、もう一つ後半の。

それは、一つは、教育委員会といふのは、教育

の言わば住民統制といいますか、民衆統制とい

りますか、別の言葉で言えば教育行政における民主主義といふこのファクター、それは、住民が選挙

によって選ぶといふことも含めて、住民代表性と

いいますか、そういう面、つまり教育行政の民主

主義、民主化といふことです。

それから二つ目が、その一つの形態になりま

すけれども、教育といふ仕事、教育行政が基本的

には地方の自治事務であり地方の仕事であるとい

うことで、教育行政の地方分権化ですね。

分権化した上で、なおその分権化された自治体

うに言われ、それから制度原則としては、これも最近ちよつと言われば始めておりますけれども、再び。そういうふうに見てきますと、しかし、教育は同時に一方で専門性というようなものを要求されます。しかし他方で、先ほど言つた教育の民衆統制とか民主化ということは、言わば地域住民なり保護者の、すべての一般の素人の人たちにとつても教育は非常に重要なあれだし、この教育要求なり教育への願い、あるいは教育行政に参加するというふうな、そういうレーマンコントロールとプロフェッショナルリーダーシップを一つの統一したものとして、あるいはそのバランスを持つたものとして一応制度化したのが教育委員会制度だといふうに、大体そういうふうにテキスト風に思つていています。

私は、今の教育委員会制度が言わば形骸化、すこく形骸化してきたと言はれているその最大の契機は、やはり先ほどもちょっと冒頭の発言の中にもあったとおり、やつぱり一九五六年の地教行法体制への転換であったといふうに思います。その背景とか要因は一応おいておきまして、つまり、そこで何が変わったのかといふところの一つは先ほど言いました、言わば教育委員を含めた教育委員会自体の住民代表性といいますか、あるいはその民衆的な基礎といいますか、あるいは市民的な基礎といいますか、やつぱりそこが非常に、何といいますか、希薄になつたということです。教育委員自体も任命されていくわけです、間接的なあれは働いているにしても、代表性は、直接的なあれが。

私は、中野の準公選制は合法か違法かという大きな議論もありましたけれども、あれをずっと調べていて一つ分かったことは、住民代表性といふのは、例えば準公選という、一応区民投票によつて担保された準公選制というふうなものが住民代

表性といふるものを持たないわけです、間接的なあれは働いているにしても、代表性は、直接的なあれが。

その三つが一応その教育委員会の理念といふ

そういう、何といいますか意欲とか勇気とか、そういうものを自分の中につくり出す内発的な要因に、住民から選ばれているといいますか、それがある。と同時に、教育委員及び教育委員会、あるいは事務局も含めて、それに対する、住民代表性というか、あるいは権威といいますか、それも同時に、何といいますか、つくり出していたというようなことがそのときちょっと気が付いたんですね。そういう意味で、一つはそれが大きく欠落したということ。

二つ目は、やっぱり教育委員会自体の首長部局との関係性において從来持っていました権限と、いうのが、ある意味ではほとんど首長部局に吸収されていったわけですね、教育予算、教育条例案の原案送付権というようなもの。

それからもう一つやっぱり大きかったのは、やっぱり教育委員会制度を考える上で非常に重要なことでありますから、その意味ではこれを今日の形でどういうふうにまずは新しくつくり出していけるのかという、そういう問題があります。

ただ、そのときに、私は思うんですけれども、民主党の案もいろいろ興味深いところはあるわけですが、例えば今回の政府法案で、教育委員の定数、これはそれぞれの何というかフレキシブルなそういうのを導入しましたね。私は今、例えば教育委員の選出、選任の方法を、これが直ちにすべて何というか一律に公選制がいいというふうには必ずしも思わないんですね。むしろ多様な何といいますか方式というのが、実はこれまで日本の中だけでも、沖縄なんかも含めますと何種類があるわけですから、そういうようなのも含めて、それの地方の創意といいますか、知恵というようなものを含めた形でやっていくというような、手法としては私はそんなふうに考えております。

そうへう、何といふまでも意欲とか勇氣とか、そ

次、荒瀬参考人にお聞きします。

ども、各パート、パートの代表として主任がおり

から、これを担うとなりますと、認定も含めます

主幹制度などの新しい職についてお聞きするんですが、最初のお話の中で、教員がいわゆるなべぶた組織と言われるのは必ずしも悪いことではな

いと やはり教員は納得が必要だし、徹底した議論があつてこそモチベーションがわくんだというお話を非常に興味深く聞いたんですね。既に主幹制度が導入されてはいるところなどを見聞

会議なども余り議論をしないというような形がおかしい。こつているわけで、私はどうもこういう管理職を多くつくるということが、そういう徹底した議論でモチベーションがわくとへうこととかうは逆行する。

るんじやないかという危惧があるんです。  
それから、自由に置けるというお話であります。

たか い こ だ ん 主 幹  
主 任 と 違 い ま し て 主 幹 の 場  
合 は 職 に な り ま す と、ほ か の 学 校 へ 行 つ も と 主 幹  
に な り ま す か ら、校 長 の 裁 量 と い う こ と に な か な  
か な つ て い か な い と い う こ と も あ る わ け で、こ の

○参考人(荒瀬克己君) 冒頭申し上げましたように、私はなべぶた組織につきましては極めて合理化の点はどのようにお考えでしようか。

的な組織であるとさえ思つております。教員はある一つの専門的な職を持つてゐる極めて、言ひ方があがちよつと誤解を受けるかもしませんけれど

も、職人的な、専門職といいますか、納得によつて動くという、そういうところがあります。したがいまして、無原則ではないにしても、時間を本

本当に注ぎ込むという、土曜 日曜も含めて子供たちの教育のために注ぎ込むということさえあります。ですから、それが少しでも緩和されるようになれば、人間の皆様へも頑張ってください。

物的 人的な措置をお願いしたいとしごとをな  
思つて いるわけでありますけれども、そういつたた  
教員 というの はやはり納得が必要でありまして、  
その 納得なしに動くことは、これは極めて

難しいと私は思っております。  
既にもう任命主任制というのが定着をしておりまして、校内的には、管理職ではありませんけれども

第六部

容を考え直すいい機会にならうかと思います。

ただ、更新講習で担保できる教員の適格性といふのは非常に限られたものでしかないということもまた同時に検討会議に参加する中で感じてもおられます。つまり、適格性の判定というのを修了認定のペーパーテストでできるのかといったら、これはなかなか難しいといいますか、そういう問題

があると思いますので、更新制だけに期待するのではなく、そのほかの施策も含めてトータルに教員の資質向上ということを考えていく必要があるものと考えております。

○井上哲士君 一方で、運営費交付金に競争原理を入れた教員養成大学などはもう九割ぐらいなくなるというような試算もこの間出ておりまして、こういう議論が行われる一方でああいうものが出てくるというのは大変困ったことだなと私は思つております。

○委員長(狩野安君) 以上で参考人に対する質疑は終わりました。

参考人の皆様に一言、「あいさつを申し上げます。

本日は、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

午後一時二十分に再開することとし、休憩いたしました。

午後零時二十二分休憩

○委員長(狩野安君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

学校教育法等の一部を改正する法律案外六案の審査のため、来る六月七日午前十時に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(狩野安君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(狩野安君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(狩野安君) 委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

学校教育法等の一部を改正する法律案外六案につき、現地において意見を聴取するため、委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(狩野安君) 委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたしました。

の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じます。ですが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(狩野安君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(狩野安君) 御異議ないと認めます。

つましましては、派遣委員、派遣地、派遣期間等の決定は、これに御異議ございませんか。

○委員長(狩野安君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(狩野安君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(狩野安君) ただいまから文教科学委員会を開いたします。

本日、二之湯智君及び小泉顯雄君が委員を辞任され、その補欠として松村祥史君及び木村仁君が選任されました。

○委員長(狩野安君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

私も参議院議員になりまして約十五年になるんですが、この文教科学委員会に所属するのは初めてでございます。しかしながら、いずれの委員会また立場にあります。しかし、この教育問題といままでのことは、私にとりましても、またすべての日本国民にとりましてもやはり一つの大きな課題であると、このように思っております。

そして、くしくもといいますか、約六十年ぶりに新しい教育基本法を成立させることができます。

た。その画期的な時期にこうやって文教科学委員会に所属するということは、大変私にとりましても名譽なことでございます。さらに、こうやって質問をさせていただくということを大変光栄に思つておる立場でございます。

このところ、安倍政権が誕生いたしまして、あ

る意味では当然でございますが、安倍政権の最大の政治課題、テーマといいますのが教育の再生、教育の充実、確立ということにあるわけでござい

ます。歴史的に見ましても、折々の政権も決して

教育のことを念頭から離したことではないと思いますし、地理規模でも長い間、それぞれの国々がそれぞの立場で教育といいますものを真剣に考え、そして取り組んできたと、このように思う次第でございます。

そういう中で、申しましたように、安倍政権の一つの大きなテーマでございます教育といいうこと、そしてそれをどう改革していくか、また充実

していくかということで、いろいろな分野で検討もされておりますが、教育再生会議といいますもの設置をいたしました。これは閣議の決定の下に設置されたものと承つておる次第でございます。

ところが、いろいろと報告も、第一次報告ありました。また、折々いろいろな情報も耳にする情報が出でくる、報告が出でくる。そして、それ

が率直にそのように思つております。

しかしながら、新聞がこのようにやゆに書きました。そして、私自身も党の中でも与党の検討会議その他にも出て一番やはり思うのは、その根底にある理念、哲学、どういう基本的な考え方の下にいろいろなことが検討されているのかというの

が残念ながら私はよく分からぬ。いろいろな

○委員長(狩野安君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

学校教育法等の一部を改正する法律案外六案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官山中伸一君外九名を政府参考人として出席を求めることがあります。参考人として出席を求めるその説明を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

がある意味ではマスコミに載る、場合によつては世論になるということ、これは私はいさか危険ではないかなという感じを率直に持つております。そういう中で、いろいろと話し合つていただきます、再生会議で話をしておりまして、教育とか理念とかというのは分からぬ。それと同時に、これは閣議で決定された諸問題の会議なんですね。諸問題のボーダーなんですね。だから、当然、予算とも絡みが出てくる、それからいろいろな法案との絡みも出てくるんですね。そういうものを総合的に考えて、検証して、いろいろな論議がされ、それが報告として出てきているのかどうか、その辺が私はよく分からぬんです、正直言つて。

文部大臣、御出席をされているんでしようが、どうか分かりませんが、どういう論議が交わされているかどうか。これは、秘密会、公開しないと

いうことになつておりますからね。公開しないんです。

○国務大臣(伊吹文明君) 議事録は公開しています。

○吉村剛太郎君 議事録は公開する。いやいや、審議の過程は公開しないということになつておりますから細かいことは分かりません。分からぬで言つておるという無責任な点があればお許しいただきたいと、このように思つておりますが、まず、この教育再生会議についての大臣のお考えをお聞きしたいなと、このように思います。

○国務大臣(伊吹文明君) 先生、これは大変難しい御質問で、安倍内閣の一員としてはなかなか答えにくい御質問なんですが。

まず、再生会議の私もメンバーでございますが、私が出席をいたしておりますのは総会だけでござります。ほとんど今報道されたりテレビに出たりしておりますのは、分科会といいまして、幾つか目的を分けてやつておられる会でお話をされていることが、山谷補佐官が統一的に記者会見をしておられる内容ではなく、個々の委員の方々にぶら下がられたときに、率直に言うと、我々のように

新聞記者におら下がられる経験の少ない方がついお話しになることが再生会議の意見として報道されて、またそれにかつて反応されると、だんだんだん再生会議の存在が実は逆に大きくなつていくようには思つております。

それで、法律的に言えば、これは国家行政組織法による会議ではなく、先生が御指摘のように、閣議決定でできましたものですね。ただ、安倍総理は教育再生を自分の内閣の最重要課題と言つて、いろいろな立場の方々の御意見を聞く場としてこれを設けられたわけですね。ですから、政治的な意味はやっぱり非常に大きいというふうに理解しなければいけません。

しかし、井戸端会議という御批判もございましたが、井戸端で言つてることもやはり耳を傾けて、現場感覚、庶民感覚ということも大切な部分もありますから、ここで出てきた御意見の中でも

それを取るか、あるいは、いい意見なんだけれども、どういう方法でやるのか、これはやはり内閣が責任を持って判断を取捨選択しなければなりません。

そして、それを実現するためには、今御指摘がございましたように、法律改正も要ります。それから、予算も必要でございます。ですから、言いつ放しのホームページじゃないわけですから、予算の裏付けがない話を幾らされても実現はできません。この教育再生会議についての大臣のお考えのところが亡くなりました。自殺をしました。私の地元でございますから、もう数回にわたり地元に入りました。再生会議の方もすぐ来ていただいたんですけど、私は本当に私のふるさとの地元の筑前町というところで中学

生が亡くなりました。自殺をしました。私の地元でございますから、もう数回にわたり地元に入りました。再生会議の方もすぐ来ていただいたんですね。それはそれで使命感を持つて来てくださいましたと、このように思つておりますが、実は本当に私の地元なものですから、いろいろとお話を聞いていますと、若干そこに地元の皆さんとの感情と、どういう雰囲気でどんな調査なり行動がされたかというのは私分かりませんけれども、どうもちょっとそこに行き違い、感情の食い違いがあつたようにも実は感じております。これは大変残念なこと、双方にとって残念なことだった

と、このように思つておりました。どういう立場で、教育を是正するため、充実するためにそうある法律にしろ国会の御議決を経なければ日の目を見ないというのは、これ日本国憲法の明記しているところでございますから、そういう位置付けだとお考へいたいなと、このように思つておられます。

○吉村剛太郎君 今の大臣の御答弁で安心をいたしました。是非、文部行政の長は伊吹大臣でござ

いましたから、ここできちんと整理をしていただきたいと思いますが、何人かから聞くと、まあこんな取材の方でいいのかなと。特に教育問題、子供の問題、そういうときに、ちょっと細かいことは言いづらいうんすけれども、取材の態度、それから、田園地帯ですかからトイレも何もないんですよ。報道の車がどつと来て、何十人のマスコミの関係の方が、トイレも何もないのですから、いや、行儀悪いこと行儀悪いこと。これは我々も含めて、こういふのは、確かにいろいろと論議をして、今大臣がおつしやいましたように報告を上げるということ

ぞの分野での大変優れた方々が人選されたんだろうと、このように思つておりますが、役割といふのは、確かにいろいろと論議をして、今大臣がおつしやいましたように報告を上げるということがメーンだと思ひますが、それ以外に、実ははじめ問題で、大変悲しい出来事でございましたが、それが亡くなりました。自殺をしました。私の地元でございますから、もう数回にわたり地元に入りました。再生会議の方もすぐ来ていただいたんですけど、これは私の感想として申し上げさせていただきたい

車がどつと来て、何十人のマスコミの関係の方が、トイレも何もないのですから、いや、行儀悪いこと行儀悪いこと。これは我々も含めて、こういふのは、確かにいろいろと論議をして、今大臣がおつしやいましたように報告を上げるということぞの分野での大変優れた方々が人選されたんだろうと、このように思つておりますが、役割といふのは、確かにいろいろと論議をして、今大臣がおつしやいましたように報告を上げるということがメーンだと思ひますが、それ以外に、実ははじめ問題で、大変悲しい出来事でございましたが、それが亡くなりました。自殺をしました。私の地元でございますから、もう数回にわたり地元に入りました。再生会議の方もすぐ来ていただいたんですけど、これは私の感想として申し上げさせていただきたい

車がどつと来て、何十人のマスコミの関係の方が、トイレも何もないのですから、いや、行儀悪いこと行儀悪いこと。これは我々も含めて、こういふのは、確かにいろいろと論議をして、今大臣がおつしやいましたように報告を上げるということぞの分野での大変優れた方々が人選されたんだろうと、このように思つておりますが、役割といふのは、確かにいろいろと論議をして、今大臣がおつしやいましたように報告を上げるということがメーンだと思ひますが、それ以外に、実ははじめ問題で、大変悲しい出来事でございましたが、それが亡くなりました。自殺をしました。私の地元でございますから、もう数回にわたり地元に入りました。再生会議の方もすぐ来ていただいたんですけど、これは私の感想として申し上げさせていただきたい

車がどつと来て、何十人のマスコミの関係の方が、トイレも何もないのですから、いや、行儀悪いこと行儀悪いこと。これは我々も含めて、こういふのは、確かにいろいろと論議をして、今大臣がおつしやいましたように報告を上げる

は直接は結び付かないと思うんですね。

文部科学省はゆとり教育という言葉は一度も使ったことはございません。基礎学力を十分教え込んだ上で、それを現実に応用する力、実社会で生きていく力を養うためにという建前で総合学習という時間を使は取つたわけです。総合学習を皆さん、ゆとり教育と、こうおつしやつてあるわけですが、この考えは私は間違つてはいないと思うんですね。

ただ、現実の運用で残念ながら、ゆとり教育と言われる学習指導要領は、点数も付けませんし、比較的自由な時間なんですね。ですから、基礎的な知識を十分身に付けてないまま、やや子供の主体性や興味本位あるいは関心本位に先生がその時間を流されたという、流されたというか使い流れたという指摘が一部にあることは確かです。

ですから、そのことに問題があるんであれば、ゆとり教育と言われる総合学習の在り方を学習指導要領の中でも少し変えていくとか、あるいは総合学習の時間を少し少なくして、そして基礎の学力の時間を増やしていくと。これは全体の時間数は増えないんですよ、このやり方をやつても。もう一つ、再生会議や何かで言つておられるのは授業時間数そのものを増やしてくれと、こうおつしやつてあるわけですね。そうしますと、土曜日に授業をするか、一日の授業数を増やすか、夏休みを短縮するか、どれかしかしないんですね。ところが、一応週四十時間労働というものがございます。それから、労働基準法はもちろん地方公務員には適用されませんが、地方公務員法の中で労働基準法に代わるような裁量労働制の在り方などいろいろなものがござりますので、これを本当に再生会議がおつしやつておつしやつているところを本當に再生会議がおつしやつていており表から取り組むんであれば、教員の数を増やしていくとかですね。ですから、私どもは、再生会議でおつしやつておるのはアイデアはちようだいしますと。そのア

イデアをどう実現するかはやはり我々の知恵に任せています。

文部科学省はゆとり教育という言葉がござりますので、子供の問題もいろいろ切り口がござりますので、子供の予算とも関連するというのはそういう意味でございまして、今大臣からそのような御答弁をいただきまして、私も安心をした次第でございます。

ただ、このゆとり教育という言葉がいいか悪いかは別としましても、これで十数年になりますかね、結果がどうだ、確かに学力調査でそういうことは出ました、若干低下した、二極化した。出ましたが、これはこれとしてやはり十分に検証しなければならない。

こういうものも、時間が少ないからそうなったのか、ただゆとり教育というのと、言葉が先走って、どうもゆとりといふので、じゃ、ゆつたりすればいいというような、そうではないんですね、これは。そのゆとりが次のばになつていかなければならない。その辺がどうも説明不足といいますが、文部省としても説明不足があつたのかどうか私も分かりませんけど、この理念は私は決して間違つてないと思うんですよ、理念は。ただ、それを遂行するやり方の中に、どうも若干説明不足とか、何といいますか、いろいろな不足する点があつたんではないかと思うんですが、大臣はいかがでござりますか。

○國務大臣(伊吹文明君) 先生の御指摘のとおり

だと思いますし、であるからこそ、これから総合学習の在り方というものを指導要領の中などでどういふうに書いていくかということにむしろ重点を置いて私は考えたいと思つております。

○吉村剛太郎君 それで、指導要領の中で工夫を

していく、しかし理念としてはゆとり教育というものは決して間違つてない。それを、ゆとりを次のばねにしていくことだ。

今回免許更新制度、私は大変いいことだと。それから、教師の方々にも、それからこれから教師にならうという方々にも大変大きな刺激に、い意味の刺激になつたんではないかと、このよう思つておりますが、これを実施するときに、これは役所側にもお聞きしたいんだけど、この資質を向上させる、これは採用試験は若干ハードルを高くするんですか。そういうことはない。採用試験のレベルを若干高くする、そういうことも含まれているのかどうか。

それから、そのレベルを確保するためにも、試験だけを難しくしてもしようがない、やはりそれは役所側にもお聞きしたいんだけど、この資質を向上させる、これは採用試験は若干ハードルを高くするんですか。そういうことはない。採用試験のレベルを若干高くする、そういうことも含まれているのかどうか。

○國務大臣(伊吹文明君) まず、教員の資質向上

については免許の更新制だけができるものではございません。これは御指摘のとおりです。ですか

前段の大学の、要するに教員養成大学並びに一般大学の教育学部等々の教育まで踏み込むのか、そしてそのカリキュラムをもう少し変えていくのか等々のことまで踏み込むのかどうか。その辺はいかがですか。

○國務大臣(伊吹文明君) まず、教員の資質向上

については免許の更新制だけができるものではございません。これは御指摘のとおりです。ですか

わつてまいります。ですから、民主党が御提案になつてある案は、むしろ先生はそのお考えに近いのかなと思って私伺つておりましたが、修士を条件としてかなり採用まで時間を持って、実地の教壇での研修というの、のようなものを重視しながら、これはこれで非常にいい案だと私思います、民主党案は。

ただ、現実問題として、四年で現在先生を養成しているのを六年掛けるということの人事管理上の問題、つまり今六十歳定年ですから、二年分の問題は以上でございますが、随分私も質問

定年延長をしないと穴が空いちやうのかなどいう気もしますし、これはかなり膨大な予算が必要となることもありますので、当面はこの教員免許の更新と、それから、養成段階では大学段階で教員に必要とされる基礎的な資質を磨いていただくことを申し上げていますので、授業時間の問題

いうこともございますので、当面はこの教員免許の更新と、それから、養成段階では大学段階で教員に必要とされる基礎的な資質を磨いていただくことを申し上げるためにどうしたらいいかを、国会の御議論も踏まえながら、学習指導要領の中で考えさせていただきたいと思つております。

ただ、このゆとり教育という言葉がいいか悪いかは別としましても、これで十数年になりますかね、結果がどうだ、確かに学力調査でそういうことは出ました、若干低下した、二極化した。出ましたが、これはこれとしてやはり十分に検証しなければならない。

こういうものも、時間が少ないからそうなったのか、ただゆとり教育というのと、言葉が先走つて、どうもゆとりといふので、じゃ、ゆつたりすればいいというような、そうではないんですね、これは。そのゆとりが次のばになつていかなければならない。その辺がどうも説明不足といいますが、文部省としても説明不足があつたのかどうか私も分かりませんけど、この理念は私は決して間違つてないと思うんですよ、理念は。ただ、それを遂行するやり方の中に、どうも若干説明不足とか、何といいますか、いろいろな不足する点があつたんではないかと思うんですが、大臣はいかがでござりますか。

○吉村剛太郎君 よく分かりました。

今日の午前中の参考人の先生方との話合いの中でも、民主党さん、どなたでしたかね、全部修士にするのに四十年掛かるというような計算をされましたね、四十年。これはそのとおりで、岩田先生という方も、二年ちょっと遅れて教育の現場に入るわけで、生徒との年齢差とかいろいろな問題があるんではないかと。考え方方は私も

事項を挙げておりまして、幾つぐらい、十ぐらい挙げておつたんですが、まだ二つしか、時間がなさいものですから、若干カットをさせていただきま  
すが。

この新しい教育基本法第二条の五「教育の目標」に伝統、文化の尊重というのがござります。これは大変必要なことだと、そして新しい、前の旧法にはなかつたんですね、明記されたものはなかつたです、精神は読み取りますけれども、きちつと明記をされておりましてね。

ち。ところ話に升りましたが、大相撲で白鵬が相撲界を  
になりましたね。日本の伝統、国技、伝統文化の大相撲でモンゴル出身の白鵬が横綱になって、同じモンゴル出身の朝青龍ですかと当然張り合うわけでござります。大変すばらしいことだと、このよう思います。

ておりますし、それから部屋の土俵ですね。あれは土俵祭りというのがあって、あの中心にちっちゃな穴があつて、そこには米とかするめとか昆布とか勝ち栗とか埋めてあるんですよ。そして、神をそこにお迎えするんですね。だから、あれは神殿なんですよ、神殿。だから、大相撲では、力士が札をして、そしてかしわ手を打つて、ちりを切つて、そして相戦うんですね。神聖な行事なんですよ。そして、勝つても負けても札に始まつて札に終わると。今はそうじやないんですけどね。かつては、勝つても負けても表情に喜怒哀楽を表さずには淡々として引き下がつていつたんです。これが神殿での礼儀作法なんですね。それは相手を敬うということなんですよ。相手があるから相撲ができる、自分は鍛えられる、だから勝つても負けても相手を敬うという気持ちがあるんですね。ところが、最近ちょっとその辺が乱れてきたんじゃないかなと思う。勝つたらちよつとガツンとボーズしたりね。あれ、昔はなかつたと思う。牛一般は、横綱が、終わって、負けたときに座布団が来たのを飛ばしましたですね。こういう態度で私は余り良くないんではないかと、こんな思いが

するわけでございます。これもやはり日本の歴史  
伝統なんですね。

「これちょっと我が身内を誹謗するわけでも何でござ  
らないですが、大臣もごらんになつたかどうか  
分からぬが、平成十三年の夏場所、東横綱貴乃花、  
西がたしか武藏丸、優勝決定戦しましたのは  
ごらんになつたかどうか分かりませんが、貴乃花は  
前日、大関の武双山との一戦でひざを亜脱臼し  
たんですね。しかし、それを押して最終日に武藏  
丸とやつた。本割ではあつさり負けましたけど  
それで十三勝二敗の同率になつて優勝決定戦した  
んです。そして、けがを押して見事に勝つたんで  
す。これはすばらしいことだつたと、このよう  
思います。表彰式のときにその当時の小泉さんが  
よく頑張つたと、感激したと。だから、日本国じ  
う感激したと思うんです。

で、まだ神様がここにおられるんですね。相手がいるんです。相手の気持ちをおもんぱかると、これはいかがなものかといふ感じがするんです。これが日本の歴史や伝統じみでないかと、礼儀作法という気を私がするんです。こんなことを言うのは余りいいかも分かりませんが、昭和三十八年だったかな、私、若干ミサキとしておりまして、早慶戦、柔道も早慶戦やつていたんですよ。それで数年ぶりで勝ったんですよ。そうしたら、喜んで先輩がぱあっと、まだ選手だらけを交わす前にその試合場に飛び上がって抱き合って喜びを表したんですけどね。その夜の祝賀会、数年ぶりに勝ったけど説教ですよ、おまえらの態度は何だと。そういうことがずっとあつたんだけど、今そぞろがもうほとんど薄れているんじゃないとか、こんな感じがしまして、歴史や伝統を重んじるといふのはやはりそういうところから、そしてそれが口頭での規範意識につながっていくと。私が申しましたように、柔道は若干礼儀作法が乱れおりります、残念なことにね。剣道は、まだやつぱり試合前に竹刀を交わして、そして、金具

本選手権なんかは、試合が終わつた後、分かれて、そして向こう正面で面を外して、そして手ぬぐい

いって礼をするんですね。

私は何でこんなことを言うかといいますと、福岡で柔道の大会と剣道の大会、高校の金鷲旗という大会と、それから玉童旗という大会があるんですよ。これは今全国的に大変大きな大会でして、みんなそこにあることがれて出てくるような大会で、私も高校時代は参加もさせていただいたんだが、やつぱり剣道のこの礼を重んじるというのと、若干柔道では乱れたというところに大きな差が出ているんですよ。

というのは、そのスポーツセンターの清掃を請け負っている業者とこの間、まあちょっと前ですけど、いろいろ話しておつたら、先生、柔道の大会の後で剣道の大会の後は全然汚れ方が違うと

いうんですね。全然汚れ方が違うというんですよ。これ、正にそういう教育の中に今度入れた歴史や伝統を重んじるということ、礼を重んじるということが、やっぱりずっと響いてくるんですね。だから、歴史や伝統を重んじるその心をこうやって教育基本法にうたっているということは大変重要なことであり、これがやはり日本人のそういう規範意識につながってくるのではないかと、このように思つておりますが、大臣、御感想は。

○國務大臣(伊吹文明君) やはり相撲も柔道も剣道も、本来、相撲道であり剣道であり武道である。昨日も御答弁を申し上げましたように、道という字が付いているのは、やはり単なるスポーツを超えて、今先生がおっしゃったような、礼儀、伝統的規範を充めるという側面を持つてているということだと思いますね。ですから、武士道においてもやはり敗者に対する思いやりとか、それから己の誇りを傷付けられたときの対応の仕方だとかいろいろなことを教えておりますよね。

ですから、武藏丸と貴乃花のときも、最後に優勝決定戦で貴乃花が武藏丸を引き付けて、よくあいつの腹脱臼したひざであれだけの回転を利かせた投

げを打つたと私は思いますね。そのときの貴乃花の顔つきっていうんですか、これが写真に写って

仁王様という表現が、新聞に表現が付いておりましたね。ですから、貴乃花もよくやつたと、しかし武藏丸も優勝決定戦までよく持ってきたねと、本来そう言つてあげるべきだったんだと思うんですねが、ワシフレーズですからね。ですから、ちょっと長いのは言いにくかったんだと思います。

○吉村剛太郎君 正にそのとおりで、若干付け加えさせていただけば、あのときの武藏丸は闘争心はゼロですよ、けがした相手と。そこをやつぱり思いやるというのが武士道であり、日本の伝統ではないかな、相手を敬うということではないかなと、私は個人的にそんな思いがしておる次第でございます。これで、まだ三項目、二項目ぐらいしか、あと二、三時間欲しいんですけど、せつかく西岡先生おられますので、ちょっと御質問もさせて

実は、私は昭和五十年に福岡で県会議員になりまして、福岡県の教育現場というの荒れに荒れてしまいまして、それはなぜかというと、組合との闘争なんですよ。もう闘争で終始したんですね。これを何とかしなければならないということであり、そのときの自民党的文教の中心におられたのは西岡先生なんですよ。上には坂田道太先生がおり、海部先生がおり、河野洋平先生がおり、森先生がおり、藤波先生がおり、西岡先生。人権法とかなんとか練りに練つて全国に我々地方議員が散つてあって、そういう法律を作つて、何とかしようとすることで今日まで来たと、このように思つていまします。その中に先生が座つておられたと。

そして、私は、その当時のやつぱりその対立といふのは、国際状況も東西冷戦構造、我が国の政治も五年体制、イデオロギーとイデオロギーがぶつかって、それぞれやつぱり信念に基づいて行動したんだろうと、このように思つておりますが、私はそのころは県議会の文教族だったんです。闘いのもう本当に第一線で闘つてきた経験を持つております。

そして、今、我々が自信と誇りを持つて出した、そして成立をさしたこの新しい教育基本法、そして民主党さんから出された教育基本法、私は、民主党さんのこの内容もすばらしいと思う。いや、本当にすばらしいと思うよ。私は、これはやつぱり世の中が変わってきたんだなと。かつて対立、対決の時代から、今や切磋琢磨の時代に入ってきたんだと思うんです。対立と対決と切磋琢磨というのは違いますよね。私は、やつとここまで来たなど。願わくは、あの教育基本法も、お互いに話し合って、そして平和裏に作ればよかったです、作りたかったなという思いを持つておられます、私はね。そして、今度は憲法もやっぱりそうなつて、いかなければならぬではないかと、このように思うんですね。そして、この委員会で伊吹大臣と西岡先生並んで時々雑談されておりますけれども、いやいや、いいんです、それは。何の違和感も感じない、私は。

そして、この委員会に、中川先生ここにおりませんけれども、この人は道議会の議員のときに、日教組の道議会の組合ともう本当に闘つた人なんですよ。佐藤先生は組合出身だけど、中川先生とこの議会運営のためにぶつかるところはぶつかっていると思うんですよ。だんだん、ぶつかっていきます。私がこういうことを申し上げるのは変な感じがするんですけども、やっぱりエネルギーがなきや駄目だと思うんですね。そういうエネルギーをやはりみんなで持ち寄つて日本の将来のために教育改革に取り組むべきではないかという意味では、委員御指摘の点については全く賛成でございます。

○吉村剛太郎君 全く同じ考え方で、日教組さんは、衰える必要ないんですよ。いやいや、本当に信頼関係の上に立つた対立、意見の違いとかなんとかというのは全く必要らないんですね。だから、そういう時代になつたなと。僕は、そういう面では、西岡先生が民主党さんの中におられると。だけど、もうそういう時代になつたんだなということで大変喜ばしいことだと、こう思つております。

何か御感想ありますか。

○西岡武夫君 委員お話しのよう、昭和四十年の前半から後半にかけての大学紛争、そして今御

指摘のございました五十年前後、福岡県ではたしか校長着任拒否闘争というのがございまして、対決の時代から、今や切磋琢磨の時代に入ってきたんだと思うんです。対立と対決と切磋琢磨というのは違いますよね。私は、やつとここまで来たなど。願わくは、あの教育基本法も、お互いに話し合つて、そして平和裏に作ればよかったです。激しいものでございました。

私はその後、いろいろな施策に微力ながらかかわつてきたわけでござりますけれども、今私が持っております感想は、大学紛争のときの学生のあのエネルギー、方向はいろいろ問題があつた、しかしエネルギーがあつたと思いますね。それからまた、日教組の皆さん方も、まあ私は今も、自民党所属の国会議員も含めて、私が一番日教組の皆さんと、あるときは闘い、あるときは日教組が私を応援、選挙のとき応援していただいても罰は当たらないだろうと思うぐらいの取組もやってきましたという、そういう経験から申し上げますと、日教組もだんだん勢力が衰えてきていると。そうなると、どこにも属さない先生方が増えでおられる。

そういう状況の中で、学校の先生方のエネルギー、というのも、前の昔の日教組のようなことをやられると困りますけれども、日教組ももつと力を持つていただきたいなと。

私がこういうことを申し上げるのは変な感じがするんですけども、やっぱりエネルギーがなきや駄目だと思うんですね。そういうエネルギーをやはりみんなで持ち寄つて日本の将来のために教育改革に取り組むべきではないかという意味では、委員御指摘の点については全く賛成でございます。

○吉村剛太郎君 もうこれ以上は申し上げません。仲よく、仲よくというか、仲よくけんかするということです。仲よくけんかするということ。切磋琢磨するということだと思いますよね。そういうことで、かつては対立、対決した間柄であるが、同じ日本人で、同じ我々の子供たちのためにそのエネルギーを本当にささげるというのが私は必要ではないかと。その時期に伊吹大臣、文部大臣として、いろいろあると思います、いろいろもうそれは金縛みのこともございますが、要るものは要る。是非そういう面でも大臣のお力を大いに發揮していただきたいと、このように思つております。

実は、幾つこなしたかな、まだまだたくさんあるんで、まだこの後、何回かこの委員会も開かれると、このように思いますので、一つ一つ質問もさせて聞いていただきたいと、このように思ひます。ありがとうございますと、途中半端になりますのでここでやめたいと、このように思ひます。

ありがとうございました。

○林久美子君 民主党の林久美子でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

今まで一つ、西岡先生でいいと思うが、あれほど

うなつたんですかね、日教組の教師の倫理綱領というやつは。あれはどうなつてあるんでしようか。西岡先生は御存じですか。

○西岡武夫君 私が知る限りでは、教師の倫理綱領は、日教組の綱領として倫理綱領は今なお存在しているというふうに記憶をいたしております。ただ、時代の変遷とともに、その倫理綱領について行動されるかということは、自民党の長い政権の中で憲法においてすら解釈しながらいろいろと現実に対応をしてこられるということを考えますと、日教組が倫理綱領を改定していないからと、いつて今直ちにどうであるといふことを申し上げるのは早計ではないかと、このように考えます。

○吉村剛太郎君 もうこれ以上は申し上げませ

ん。

仲よく、仲よくというか、仲よくけんかするということです。仲よくけんかするということ。切磋琢磨するということだと思いますね。そういうことで、かつては対立、対決した間柄であるが、同じ日本人で、同じ我々の子供たちのためにそのエネルギーを本当にささげるというのが私は必要ではないかと。その時期に伊吹大臣、文部大臣として、いろいろあると思います、いろいろもうそれは金縛みのことでもございますが、要るものは要る。是非そういう面でも大臣のお力を大いに發揮していただきたいと、このように思つております。

私は、もちろんこれは教基法の改正に伴うもので、それでも、幼稚園教育が一番最初に持つてもらわれたりという中で、非常に保護者の一人として期待をいたしております。しかし、一方で不安に感じるところもありますて、今日は、この就学前教育がどういう方向に向かっていくのか、さらには、そこで働いている先生たちがどういうふうな研修などを受けて子供たちと向き合つていくのかということについてお伺いをしてまいりたいと思います。大臣におかれましては、どうか母親の声としてお耳を傾けていただけると有り難いと思います。

それでは、早速なんですけれども、まず学教法の改正についてお伺いをいたします。

まず目次についてなんですかね、目次、第一回第一章総則、第二回義務教育、第三回幼稚園、第四回小学校、第五回中学校というふうに章立てがされております。このような章立てを、順番に

された理由というのは何かおありでしようか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 今回の学校教育法の改正案におきましては、まず総則の次に義務教育

という章を設けたわけでございます。これは、義

務教育が憲法第二十六条、そして教育基本法第五

条に基づきまして行われる教育でございますの

で、それぞれの学校種が特定をされていない概念

でございまして、正に国民の権利を保障するため

の制度としてあるので、この義務教育については

各学校種の規定よりも先にまず持ってきたという

ことでございます。

それから、これまでの学校教育法におきまして

は、小学校、中学校、高等学校とまいりまして幼

稚園が後ろの方に規定としてあつたわけでござい

ますけれども、この幼稚園につきましては、改正

教育基本法の第十一条に、児童期の教育は生涯に

わたる人格形成の基礎を培う重要なものである

と、こういう規定が設けられ、かつ改正教育基本

法の六条の二項で、学校においては教育を受ける

者の心身の発達に応じて体系的な教育が組織的に

行われなければならないと、こう規定されました

ことを踏まえまして、まず最初の教育の機関でござります幼稚園を最初に置きまして、幼稚園から

規定をすることとして、幼稚園の章を第三章とい

うふうにしたところでございます。

○林久美子君 相当しつかりと考えてお答えをい

ただけたのかなども思うんですが、改めて確認を

させていただきますけれども、幼稚園は義務教育

でしようか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 幼稚園は義務教育であります。この点についてはいかがでしょうか。

○林久美子君 先ほど局長は御答弁の中で、この義務教育というは学校種にとらわれない概念であります。普通に考えますと、やはりこれは

あるからここに持ってきたんだというお話をございました。しかしながら、今もう一回確認をさせ

ていただきたいんですが、幼稚園は当然義務教育ではありません。普通に考えますと、やはりこれは

総則、幼稚園、義務教育、小学校、中学校と並べるのが自然でないかなと思うわけですね。でないと

と、私はこれ、正直言つて幼稚園は義務教育では

ないかという錯覚を与えるというふうに思つてい

ます。この点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 先ほども申し上げま

したけれども、義務教育というは憲法第二十六

条からその規定の根拠があるわけでございます。

が、さらに教育基本法第五条におきましても、学

校の種類は特定せずに義務教育の目的について規

定が設けられているわけでございます。

このように、憲法と教育基本法におきましては、

義務教育という事柄自体が各学校種よりも、言葉

が適当かどうかですけれども、上位の概念となつ

ております。このような憲法や教育基本法の考え

方を踏まえますと、義務教育の章につきましては、

幼稚園から始まります各学校種の章よりも前に置

く方が適当であると、このように考えたところで

ございます。

○林久美子君 禅問答みたいになつてくるかもしれません

れませんが、私は、正直言つてこの義務教育、教

育基本法の改正のを見ていますけれども、新しい

やつを。確かに学校種は限定をしておりません。

でも、先ほど局長はおつしやいました。幼稚園は

義務教育ではないとおっしゃいました。その上で

重ねて、幼稚園は義務教育ではないけれども、義

務教育はより上位の概念であるという御答弁だつ

たかと思いますが、でも、これはやはり憲法があ

ります。後に来ているから高等学校も義務教育な

のかということになつちやうんじやないんです

か。これはやつぱり立法技術というのか、法律を

作る側の何を概念として、高いものはまず先に

出すかという法制局的議論であつて、特段、将来

幼稚園を義務教育にするから義務教育の後に幼稚

園を置いたとか、そういうことは全くありません。

だから、義務教育の後に幼稚園が来ているから、

幼稚園はそれじゃ将来義務教育になるのかといえ

ば、順番からいうと、幼稚園が三章に来て、四章

が小学校、五章が中学校、六章が高等学校、じや、

高等学校も義務教育になるのかと聞くのと同じよ

うなことなんですね。それは。

○林久美子君 さすがの伊吹大臣、非常に、さす

がすばらしい御答弁だと思いながら伺つております

したけれども、当然、大臣もお聞きをいただけれ

ば、そういう趣旨で私が伺つておるわけじゃない

ということぐらいは御理解を私はいただけている

と思っております。

その上で重ねて伺いますが、それでは幼稚園、

今いろいろな形で就学前の教育を子供たちは受け

ております。そうした中で、いろいろな調査の結果

でも、行つている子供もいれば行つていない子

供も当然いるわけでございますけれども、これは

で。林先生、母親としての御意見を私は伺つてい

るんじやなくて、見識ある国会議員としての御質

問を受けておりますが、その中で立派なお母さん

だなと思ってお話し伺つております。

それで、政府参考人が申しましたように、教育

を受ける権利、受けさせる義務というは憲法二

十六条と教育基本法五条に書いてありますから、

これは小学校とか中学校とかいう概念よりも、も

つと崇高なというとおかしいんだけれども、も

う一段高いものなんですよ、義務教育という概念

は。

だから、先生のような今の御質問で、まず順番

からいえば、幼稚園を書いてから義務教育を書け

ということになりますと、義務教育の後に小学校、

中学校、第六章は高等学校とかいうのが来ているん

ですよ。後に来ているから高等学校も義務教育な

のかということになつちやうんじやないんです

か。これはやつぱり立法技術というのか、法律を

作る側の何を概念として、高いものはまず先に

出すかという法制局的議論であつて、特段、将来

幼稚園を義務教育にするから義務教育の後に幼稚

園を置いたとか、そういうことは全くありません。

だから、義務教育の後に幼稚園が来ているから、

幼稚園はそれじゃ将来義務教育になるのかといえ

ば、順番からいうと、幼稚園が三章に来て、四章

が小学校、五章が中学校、六章が高等学校、じや、

高等学校も義務教育になるのかと聞くのと同じよ

うなことなんですね。それは。

○林久美子君 さすがの伊吹大臣、非常に、さす

がすばらしい御答弁だと思いながら伺つております

したけれども、当然、大臣もお聞きをいただけれ

ば、そういう趣旨で私が伺つておるわけじゃない

ということぐらいは御理解を私はいただけている

と思っております。

その上で重ねて伺いますが、それでは幼稚園、

今いろいろな形で就学前の教育を子供たちは受け

ております。そうした中で、いろいろな調査の結果

でも、行つている子供もいれば行つていない子

供も当然いるわけでございますけれども、これは

個人的にと言つとあれでされけれども、お伺いをし

たいんですけど、大臣はこの児童期の教育について、

義務化含めてどういうふうに考えていらっしゃる

のか、少しお聞かせいただけますか。

○国務大臣(伊吹文明君) これは、義務化という

限りは無償でなければならないですね、保護者

に。それはしかし、保護者は無償だけれども、老

人保健制度と一緒に、一割しか本人負担はないけ

れども、お医者さんは一割で診てくれているわけ

じゃないんで、国民の税金がそこに投入されてい

るから三割負担じゃなくて、三割と一割の差の二

割の税金が投入されているからお医者さんは診て

くれているわけですよね。それと同じで、義務教

育の期間の延長、例えば幼稚園の方へ下ろしてく

るか高等学校の方へ上げていくかという問題も、

やはり財源とのバランスをもつて考えなければな

りませんね。

ですから、私は、今のところ、今の国民の負担、

あるいは国民間に定着しているということを前提

とする限りは、下へ下ろしてきたり上へ上げてい

くということは考えておりません。しかし、国民

が下ろしてもらいたい、あるいは上へ上げてもら

いたいという意欲が非常に強く高まってきた場合

は、当然その国民負担をお願いした上で動かして

いくことの方が子供の発達あるいは日本全体の基

礎学力の向上のためにいいという国民世論が起こ

れば、またそういうことがいろいろなデータから

検証されれば、将来はそういうことがあるという

ことがあります。私は構わないと思います。

○林久美子君 ありがとうございました。

では、続きまして、今回の法改正は昨年の教育

基本法の改正を受けて行われたものでございます。

けれども、教育基本法の第十一條では児童期の教

育について次のように書かれています。「児童期

の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重

要なものであることにかんがみ、国及び地方公共

団体は、児童の健やかな成長に資する良好な環境

の整備その他適切な方法によつて、その振興に努

めなければならない」という、要は努力義務と  
いうふうになつております。

一方、じや、今回の学校教育法ではどうなつて  
いるかといいますと、「第二十三条 幼稚園にお  
ける教育は、前条に規定する目的を実現するため、  
次に掲げる目標を達成するよう行われるものとす  
る。」ということで、こちらは義務規定になつて  
おります。もちろん学教法の旧法ではこれ努力義  
務でございました。

ある意味ではこれ義務規定により強めた形に変  
更がなされているわけですから、これはなぜ  
義務規定にされたのでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 改正教育基本法の第  
二条に教育の目標に関する規定がございます。こ  
の改正教育基本法第二条では、教育は次に掲げる  
目標を達成するよう行われるものとするという規  
定ぶりになつてございます。

今回、学校教育法の改正案を提案をする際に、  
この改正教育基本法二条の目標の規定に合わせま  
して、各学校種の教育の目標の規定につきまして  
は、例え今お話しの幼稚園について「幼稚園  
における教育は、「次に掲げる目標を達成するよ  
う行われるものとする。」という具合に、各学校  
種の目標の規定の在り方を整理いたしました。

この「目標を達成するよう」という規定ぶりで  
あることから、これは達成を義務付けたものでは  
なく、現行の幼稚園における教育の目標を定め  
ている現行学校教育法七十八条、これは「目標の  
達成に努めなければならない。」と、こう書いて  
ござりますけれども、この規定と同様に、教育を行  
う者にとっての努力の目標規定をしたというふ  
うに私どもは考えて、この規定ぶり、すなわち目  
標を達成するよう行うものとするという、こうい  
う規定にしたものでございます。

○林久美子君 つまり、教育基本法の第一条の  
「教育の目標」と、これは、ちょっと整理させて  
いただきたいのですが、今局長がおっしゃったよ  
うに、この二十二条については、子供が達成する  
べきものではなくて、教育にかかる者が達成す

ことに努めなければならないという規定でござい  
ます。

では、この教育基本法の第一条も、当然これを  
引きながらおっしゃつたわけですから、子供たち  
の達成目標ではなくて、子供たちにかかる大人  
の達成目標ということです。

○政府参考人(錢谷眞美君) この教育の目標、教  
育基本法を含めましてでございますけれども、そ  
れは教育を行う側についてそういう目標を達成す  
るよう行うということで規定をしているものでござ  
ります。

○林久美子君 済みません、これ理解が間違つて  
いたら申し訳ないんですが、これ教育基本法を変  
えたのも、より良い人材を育成していくという觀  
点ですね。そこに主役である、成長過程をたど  
る子供から、小学校、中学校と成長していく人々  
でなくて、既に今大人である人たちが達成すべ  
き目標としてこれを掲げていらっしゃるというの  
は、そもそも教育基本法の理解そのものとしてお  
かしくないです。

○政府参考人(錢谷眞美君) それは、教育を行う  
側が教育指導上の課題としてそういう目標が達成  
されるよう教育を行うものとするという意味の  
規定でございます。

○林久美子君 どちらが主役なんですか。子供た  
ちの成長を支えるための教育基本法ではなくて、  
教育にかかる先生たちに押し付けるための教育  
基本法だということですか。今の局長答弁だとそ  
うとしか受け取れないんですが、確認させてくだ  
さい。

○政府参考人(錢谷眞美君) 繰り返しになつて恐  
縮でございますが、教育基本法に目標として五項  
目示してございます。それから、今回の学校教育  
法につきましては、幼稚園につきまして目標の項  
目がそれぞれ各号で示されております。こういつ  
たことが子供たち、教育を受ける側において達成  
されるように、教育を行う側がその目標が子供た  
ちによつて達成されるように行わなければならな  
いという意味で、教育をする側がそつていう各号に  
書いてあります目標を達成するように教育を行  
う

る必要はないんじゃないかなと正直思つんですけ  
れども、まあ結構です。

ということは、じや、そもそもこの幼稚園教育  
の五つの目標は、達成すべき人は子供なのか先生な  
のか、どちらですか。

○林久美子君 今おっしゃいました達成するこの  
目標でございます。

○政府参考人(錢谷眞美君) 教育を行う者にとつ  
ての目標でございます。

○林久美子君 ということは、先生ということで  
すか。大臣、いかがですか。

○國務大臣(伊吹文明君) 教育を行う者ですか  
ら、先生はもちろんですけれども、子供に対する  
教育を行つた側、地方自治体も含めて、国民、  
納税者という意味です。

○林久美子君 ということは、要するに子供にか  
かる社会全体が、子供たちがこういうふうに  
育ついくように子供にかかわっていきましょう  
ということになるわけですね。ということでお  
きますと、先ほどの局長の御答弁のところで、も  
う一度整理をしてお答えをいたさうたいと思いま  
すが、局長、よろしいですか。お願いします。

○政府参考人(錢谷眞美君) ですから、教育を行  
う側、つまり国民全體が、そういう目標が達成さ  
れるよう教育を行うという意味で規定をしてい  
るものでございます。

○林久美子君 分かりました。

そして、その中の幼稚園においては、幼稚園の  
子供たちがきちんと、いわゆるこの中で掲げてい  
る目標、五項目あるわけですから、この学教  
法の中に掲げる五項目をちゃんと達成できるよう  
にいわゆる幼稚園という場所においてかかわつ  
ていいましようということでおろしいんですか。

○政府参考人(錢谷眞美君) これは、先ほど申  
し上げておりますように、「目標を達成するよ  
う」との規定ぶりでございますので、その達成を  
なればならないじやなくて、何で「達成するよう行わ  
れるものとする。」に、じや、されたんですか。こ  
れ、努力義務と義務規定、今更申し上げるのも厭  
迦に説法で恐縮ですが、全く違うと思うんですね  
す。

○林久美子君 それは達成するよう努めなければ  
ならないじやなくて、何で「達成するよう行わ  
れるものとする。」に、じや、されたんですか。こ  
れ、努力義務と義務規定、今更申し上げるのも厭  
迦に説法で恐縮ですが、全く違うと思うんですね  
す。

○政府参考人(錢谷眞美君) 先ほど来、同じよう  
な説明になりますけれども、「次に掲げる目標を  
達成するよう行われるものとする。」という規定  
でございまして、これは教育基本法の目標規定も  
そうですが、ざいますけれども、ある意味では努力目  
標を規定をしているものでございます。

○林久美子君 じゃ、義務規定じゃなくて努力義  
務でいいんですね。

○政府参考人(錢谷眞美君) つまり、努力目標を

書いてあるという意味で、そのように解していた

だいたい結構でございます。

○林久美子君 きちつと確認をさせてください。

これは、じや、義務規定ではないということです。

ね。

○政府参考人(錢谷眞美君) 努力すべき目標を規

定を

して

いる

とい

う

こと

で

ござ

い

ます。

○林久美子君 そうかそうでないかという簡潔明

瞭なお答えをお願いいたします。

○政府参考人(錢谷眞美君) 達成すべき目標とし

て努力すべきことを規定をしているということで

ございます。

○林久美子君 委員長、質問できませんよ、こん

なんじや。ちゃんと注意……

○委員長(狩野安君) 局長、きちつと答えてくだ

さい、分かりやすく。(発言する者あり)

○政府参考人(錢谷眞美君) 「次に掲げる目標を

達成するよう行われるものとする。」と、こうい

う規定でございますので、努力義務規定でござい

ます。

○林久美子君 最初からそうやつてすんなりお答

えいだければ次へ次へと進めるのでございます

が。ありがとうございます。

ということは、幼稚園に通うすべての子供たち

は、じやこの五項目を必ずしも達成しているかど

うかは分からないと。ただ、その子供たちに向

合う大人がそういうことの達成に向けて努力をし

ていくんだと。努力しなきや駄目だよということ

じゃなくて、努力してくださいねと、みんなで頑

張りましょうという、いわゆる枠の中での話だと

いうことですねと理解をさせていただきました。

ただ、やはり先ほども少し申し上げましたが、

この就学前の教育については、かなりその御家庭

の保護者の皆さんとの働き方であったり、置かれた

環境であつたりして、いろいろその子供の居場所

というのは違うわけです。例えば、三歳児に関し

て言いますと、幼稚園に行っているのが三六%、

保育所に行っている子供が二八%で、家庭などと

いうことでまあ二六%。いろいろ伺いますと、要

するに幼稚園とか保育所、どこにも行っていない子供も大体およそ四%いるということも伺つてお

ります。

やはり、これは私の考え方ですけれども、子供たちは、同じ年齢の子供たちは同じように質のいい居場所があるのは教育が、保育が提供されるべきであるというふうに実は思っています。だから

ね。

い居場所が、あるいは教育が、保育が提供されるべきというような話もしているわけですから

ね。

も、そんな思いを持つております。

この努力目標であつたとしても、この五項目で

すね、二十三条に書かれている五項目、先ほども

お話をありましたけれども、規範意識とか、こうい

うものの達成に向けて幼稚園教育が行われるとい

うことまでございますけれども、ある意味、これ

じや幼稚園に行っている子供たちはこういう五項

目の目標の下にそういう教育を受けられる環境に

あるわけですね。しかしながら、幼稚園に行って

いない子供たちはこういう五項目の達成目標とい

うものがない中で、やはり違った形の教育、保育

を受けるわけです。本当に最悪のケースになつた

ら、そういうもの全く受けないと、いうこともあ

るかもしれない。これひとしく日本人、日本に生

まれ育ち、在住をしている、そして日本で成長し

ていく子供たちがいい教育を、いい保育を受けて

いこうと思ったときに、じや幼稚園に行っている

子供たちはある意味不利益を被るということに

もなつてしまふんじやないかと思いますが、この

点はいかがでしようか。

○国務大臣(伊吹文明君) つい、今先生が御質問

になつたようなことをおつしやるだらうと思つ

て、さつき私は不規則発言をしてしまいました。

先ほど来、政府参考人から御答弁を申し上げて

おりますように、教育基本法の第十一条は、児童

期の教育は生涯にわたる人格形成の基盤を養う重

要なものであることから、国及び地方公共団体は

云々云々で、その振興に努めねばならないと、こ

れは義務規定なんですね。そして、改正教育基本

法第十条の家庭教育の二項に、国及び地方公共団

体は家庭教育を支援するためには必要な施策を講ずるよう努めねばならない、これは努力規定なんですね。そして、今先生がおつしやつておられる、現在お願いしている学校教育法の二十三条の、幼稚園における教育は次の目標を達成するために、学校として、学校種としての幼稚園は達成するよ

うにやるんだよということを言つておられるわけで、

これは義務規定ではないわけですね。

ですから、義務規定ではありませんが、二十三

条どおりやつてもらうとこういう五項目の資質を

ある程度備えている子供ができるべくすると、一方で、

保育園に行っている子供さんは保育園と

いうものの成立の過程からいって、実際はもう保

育園も幼稚園も現場で行われていることはほとん

ど違ひはないと言つて私はこのころはいいと思ひます。ですが、その出発点からいって、これは福祉政策

としての措置として行われているものなんですね。この両方にも参加していよいよ御家庭で育つて

いる子供さんもいらっしゃるわけですね。そのす

べての子供さんとにかくいるのは、改正教育基

本法の十一条がかかるわけですね。そして、

努力義務として十条の二項がかかる

ね。この両方にも参加していよいよ御家庭で育つて

いる子供さんもいらっしゃるわけですね。そのす

べての子供さんとにかくいるのは、改正教育基

本法の十一条がかかるわけですね。そして、

努力義務として十条の二項がかかる

ね。この両方にも参加していよいよ御家庭で育つて

いる子供さんを、小学校というのは一定の年齢

に達した子供を受け入れる場として、満六歳に達

した日の翌日以降における最初の学年の初めから

就学させる義務があるというのを今回お願いして

いる十七条の規定です。

ですから、幼稚園でやつていた人が少し違う能

力を、能力というか資質を持って入つてこよう

と、それよりは別の観点から優

れた素養を持って入つてこようと、御家庭だけで

のしつけとしてしっかりしたものを持って入つて

こようと、そのことは関係なく、改正学校教育

法、現在お願いしているものの十七条は、子供を

受け入れるということを規定しているということ

です。

○林久美子君 先ほど大臣が幼稚園と保育所では

ほぼ同じ実態があるとおっしゃいました。多分、

教育をしたからといってみんながこの素養を持つ

五領域のことを言つていらつしやるんだだと思います。この幼稚園教育要領と保育所保育指針……(発言する者あり) 実態は、でもそういうことじやないんですか。同じ五領域を目標に掲げてやつきて

いるということを伺つています。ただし、これをごらんいただくと非常によくお分かりいただけるんで

ら現場で教育目標がすり合わされてきているんだ

といふことを伺つています。だから、これをごらん

ないんだといふふうに思つています。

先ほど大臣は、二十二条が努力目標だと、なるべく達成することを目標にみんなでやつしていく

べき達成することを目標にみんなでやつしていく

ことだと思います。ただ、この二十二条では、「義務教育及び

裁量型こども園、そうしたものは対象にならない

といふことがあるわけですね。だから、そこら辺の整合性を私はやつぱり取つていかなくちゃいけないんだといふふうに思つています。

先ほど大臣は、二十二条が努力目標だと、なるべく達成することを目標にみんなでやつしていく

ことだと思います。ただ、この二十二条では、「義務教育及び

裁量型こども園、そうしたものは対象にならない

といふことがあるわけですね。だから、そこら辺の整合性を私はやつぱり取つていかなくちゃいけないんだといふふうに思つています。

で、お伺いをしたいんですが、小学校における

教育というのは、これは二十一條の項目が目標だ

といふふうに学教法では作りがなつてますけれ

ども、この小学校教育において、小学校に入つて

くる幼稚園児は既にこの二十三條に掲げられる五

つの目標を達成してきたと、いう前提でもう入学を

してくるんじやないですか。

で、お伺いをしたいんですが、小学校における

教育というのは、これは二十一條の項目が目標だ

といふふうに学教法では作りがなつてますけれ

ども、この小学校教育において、小学校に入つて

くる幼稚園児は既にこの二十三條に掲げられる五

つの目標を達成してきたと、いう前提でもう入学を

してくるんじやないですか。

○國務大臣(伊吹文明君) それは、達成して入つ

てくる幼稚園もいるでしようし、「行われるものと

する」と書いてありますから、幼稚園がこれこれ

を取得しなければならないとは書いてないわけ

ですから、ましてや小さな子供ですから、そういう

教育をしたからといってみんながこの素養を持つ

ます。この幼稚園教育要領と保育所保育指針……(発

言する者あり) 実態は、でもそういうことじやない

んですか。同じ五領域を目標に掲げてやつきて

も、何というんでしようか、例えば保育園に通つておられる方でも、家庭教育手帳とか保育所の保育指針だとか、できるだけ合わすよう省庁を越えてやっている部分もあるようですが、それで、そのことが小学校に入つてくる条件には何ら関係はないかもしれませんよということを申し上げているわけです。

○林久美子君　いや、問う問わないの話を聞いていいんではなく、スタートラインが違う、差が付いてしまうんじゃないかなと、そういうことを申し上げているわけですよ。

（以下）

うのはこういうことを教える、教えるというのか、こういうことを目標に行うんですよ、幼稚園といふのはそういうものですよということを書いていっているのが二十三条なんですよ。だから、政府参考人が何度も申しておりますように、幼稚園に入つていた人が、もっと具体的に言えば、一つ一つ議論をしていくとあれですが、二十三条の一、二、三

はないかなと思います。  
済みません。もう時間がないので次に行かせて  
ください。

第二十五条なんですが、第二十五条には「幼稚  
園の教育課程その他の保育内容」と書かれていま  
すが、このその他の保育内容とは何を指してい  
らっしゃるんでしょうか。

せかなどとお待ちかねかさし としめますのも な  
よと、それは前提じやないんだよということであ  
れば、ここ二十一條に掲げられているこの十項  
目の目標に何ら二十三条に掲げられている五項目  
と重なるところはないわけですね。だから、就  
学前の子供たち、幼稚園の子供たちが達成してく  
るべき目標と義務教育段階に入ってきた子供たち  
が達成すべき目標が重ならないとすれば、既に幼  
稚園教育で目標としてきたことを達成して小学校  
に入つてくるという前提でとらえているんじやな  
いかどうかを同つているわけです。

校教育法の二十二条は、義務教育として行つるる  
○國務大臣(伊吹文明君) これは先生、今回の學  
校を達成しなきやならぬということではないけれど  
ども、それを目指して教育を受けてくる。小学校の  
から続く義務教育の目標の中にそれが入つていいな  
いということは、既に達成してきたという前提で  
行われるのであれば、そこで達成してきていない  
子供たち、あるいは幼稚園に入っていない子供たち  
のその権利はだれがどうやって保障するのかと  
いうことだと思うんですけれども、いかがでしょ  
うか。

木村久美子君 エジセニスとして読み込もうことがあります。  
できるということだと思います。であれば、要するに、必ず達成しなくちゃいけない目標でもなければ、幼稚園に通つていた子供じやなくても小学校に入った段階で中学校までの期間を通してこの義務教育の目標を達成していくんだということであれば、私は、これだけいろいろ多様化をしている時代であり、人間の暮らしひよりもいろいろ多様化している中で、児童教育にその達成目標と並んで五項目載せる必要もなかつたんじゃないのかなと私は正直思います。

の終了後に希望する者を対象に行つ教育活動であるいわゆる預かり保育について規定をしておりますが、これを学校教育法上その他の保育内容といたることで今回規定をするということにしたものでござります。

○政府参考人（錢谷眞美君） 先ほど御答弁申上げておりますように、幼稚園教育については、これは幼稚園教育を行う側がこういう目標を達成するよう<sup>に</sup>教育を行<sup>う</sup>わけ<sup>で</sup>ございまして、子供たち一人一人が幼稚園教育の目標を達成しているかどうかと、ということを問うわけではないわけですが、ざいまして、小学校<sup>と</sup>いうのは、入学前に幼稚園教育を受けているかどうかを問わず、原則として六歳に達した四月に皆、幼稚園の卒園児、保育所の卒園児、あるいは幼稚園、保育所に通つておられないお子さん、そういうものを差別なく就学をさせる学校でございますので、小学校の教育を受けるに当たつては、繰り返しになりますが、子供

普通教育は、次に掲げる目標を達成するよう行わ  
れるものとすると二十一条に書いていて、そこの  
十番までは、これはその後の第四章の「小学校」  
小学校は「義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする」と。そ  
して次の四十五条の「中学校は、小学校における  
教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教  
育として行われる普通教育を施すこと」とすると。  
だから、四十五条と今の一九条で、この先ほど  
来先生がおっしゃった二十一条の十項目を達成す  
るわけですから、それは小学校の普通教育の目的  
としてはここに書いてあることを小学校と中学校  
で実現していくわけであって、ここは幼稚園とい

そういうような、そういうファジーな話であれば、ということであれば、私は、本来であればきちんと達成をしてきて小学校に入つて積み上げていくんだつたらまだ分かるんですけど、いや、そういうことで、何でもどこに行つても、幼稚園教育だろなくして、保育だらうと、児童福祉法は変わらずにそのままできていても、認定こども園の幼稚園部分だけ目標達成するなんだみたいな話になつても、小学校に入つたらみんなスタートラインは同じで義務教育の間でこの十一項目かな、を達成していくから、彈力性を認めるという選択肢もあるのである。

○政府参考人（錢谷眞美君） 現在、地域の実情や保護者の要請等を踏まえまして、いわゆる預かり保育は国公私を通じますと約七割の幼稚園が実施をいたしております。

人員の配置につきましては、施設の状況に応じまして施設が適切に判断をすべきことではございますが、実態を申し上げますと、預かり保育を実施をしている国公立の幼稚園におきましては四六・七%の幼稚園で預かり保育担当者の人員確保を行っているという状況でございます。

○林久美子君 四六・七%で何らかの担当者を置いているということをございました。

実際これ現場を聞かせていただきますと、幼稚園の先生がやつていらっしゃるところもあれば、

いというふうに思います。

については一律に定まるものではないと考えております。そのため、預かり保育を実施をする者につきましても、地域の実態等に応じた対応ができる

○西岡武夫君 お答えいたします。

私ども民主党におきまして日本国教育基本法案を提出しているわけでございますけれども、その

中の第六条に幼児教育という項目を設けまして、

「幼児期にあるすべての子どもは、その発達段階

及びそれの状況に応じて、適切かつ最善な教

育を受ける権利を有する。」というふうに定め、

「国及び地方公共団体は、幼児期の子どもに対す

る無償教育の漸進的な導入に努めなければならぬ。」というふうに規定をいたしております。

私どもが今国会におきまして学校教育法の改正を提案をいたしておりませんのは、実はかなり以前から、満5歳から義務教育すべきではないか

という議論がずっと今日に至るまであってい

るわけでございます。それと、現在の六三三四とい

ういう方向で預かり保育を実施していただきますよ

うに促してまいりたいと思つておりますが、公立

幼稚園については、先ほど来お話をございましたよ

うに、全般的に実施率は私立幼稚園に比べますと

低い状況があります。平成十八年の状況でいいま

すと四五%ぐらいの公立幼稚園が実施をしている

わけでござりますが、これは平成五年には5%で

あつたものがここ十数年でかなり上昇してきて

いるという実態もござります。私立幼稚園は今八八%

実施をしておりますので、公立幼稚園における預

かり保育につきましても今後上昇していくことを

期待をし、促していきたいと思っております。

○林久美子君 これは、要是は預かり保育をなるべ

く増やしていくことかと思うんですが、

このままではいけないというときには、やはり人と財政的な手立てが重要な

のではないかなと思います。

特に、いろいろな調査を見ても、意外と、保護

者の方の子育てに関するニーズでいえば、幼稚園

とか保育所の費用の免除とか、そういうことの

ニーズって高いんですね。やはり、それだけいろ

んな意味での支援を求めていらっしゃる現状があ

ると思うんですが、民主党の案では、法案を出し

ていらっしゃいますけれども、人とか教育にかか

るうなことで今まで結論が延びになつてきて

ると思います。

園の先生がやつていらっしゃるところもあれば、

保育士の資格を持った方がパートでやつていらっしゃるところもあつたりして、事前にお伺いしましたところ、じゃ、そのうちの何割が幼稚園の先生がやつていて、パートの方がやつていらっしゃるのか、そこまでは把握をしていらっしゃらなかつたかと思います。ただ、実態はそういう形で行われているということで、先ほどの午前中の参考人のお話をもありましたが、やはり人と財政的な支援というのが非常に大切なことであると思ひます。

現在、この預かり保育について一つの幼稚園当たり幾ら国が手立てをしていらっしゃるのか。文科省さんと総務省さんにそれをお伺いします。

○政府参考人(磯田文雄君) お答えします。

預かり保育を継続的に実施する私立の幼稚園に

対して都道府県が補助を行う場合、国がその二分の一を補助する預かり保育事業を実施しております。私立幼稚園一園当たりの補助額は平成十八年度実績で約八十四万一千円、うち国庫補助相当額が約四十二万円となつております。

○政府参考人(津曲俊英君) 幼稚園における預か

り保育に対するニーズの高まりを受けまして、平

成十四年度より公立幼稚園において預かり保育を

実施するために必要となる経費を交付税措置して

おります。平成十九年度の交付税の算定におきま

しては、預かり保育のために公立幼稚園一園当た

り約三十三万円の措置をしております。

○林久美子君 大臣、これ十分な額だと私言えな

いと思います。特に、私立でも一園当たり年間八

十四万円、一ヶ月八万円ないわけですね。公立の

幼稚園だったら年間で三十三万円ぐらいというこ

とで、一ヶ月にしたら本当にもう三万円を切るよ

うな状況で、やはりでもこの預かり保育のニーズ

が高まっていて、人を手立てをしなくちゃいけな

い、子供たちにより良い居場所をつくつていかな

きやいけないというときに、やはりもつともつと

しっかりと財政措置を講じていかなくちやいけな

し

ると思います。

○政府参考人(錢谷眞美君) 預かり保育は、通常

の幼稚園の保育時間の終了後に地域の実情や保護

者のニーズに応じて実施をされるものでございま

して、かつ、週当たりの実施の日数とか実施時間

いる。

それと、今ここに御出席の政府の参考人の皆様方、文部科学省を構成する役所の皆さん方は、それぞれ幼児教育についても私学についても非常に熱心でございますけれども、かつて文部省時代、昭和五十年前後、幼児教育ということについては、委員御承知のとおり、ほとんど私学に任せていたわけですね。そのことが、当時の文部省として幼児教育を自分の責任でどうするかという意識に欠けていたということが率直に申し上げて、当時から大きな流れでございまして、今日ではそうではないと思いますけれども、そういう意識に立つて、幼児教育を文教行政としてどうとらえるかということを真剣に考えなければいけないのではないかと。これがなければ、私は幼児教育の問題を論ずることはできないのではないかというふうに思っております。

したがって、私どもは今回、これは教員免許法

の改正の中で養成制度を抜本的に変えると。そのときに、幼児教育についての先生方も、初等、小学校と幼児の教育については免許を一本化するという案を提案をいたしております。これは、考

え方によつては、人確法という法律を立案する過程の中でも私自身が取り組んだときの基本的な考えは、大学の先生方は、それは高い最先端の知識、

学問を身に付けておられるわけですから非常に高いレベルであると、しかし、幼児、子供たちを教える、特に就学前の子供たちを教えるという幼稚園の先生方が場合によっては大学の教授よりも多くのことが求められるのではないかと、そういうことも考えまして、教員養成の抜本的な改革の中でも、幼児教育に携わられる教師の皆さん方の資格も高いレベルにしようということを考えた次第でございます。

○林久美子君 ありがとうございます。本日はもう少し伺いたいこともあつたんですねけれども、本当に私は今正に幼児教育が重要なというのを目の前で感じているわけですね。先ほど預かり保育についても伺いましたが、いろいろ子供をめぐる環境も変わっていく中で、子供と向き合つておるお母さんたちもいろんなストレスを抱えている。だから、幼稚園が今回、その他保育とのいふうに法文上は位置付けられたり、いろいろな子育て支援の話もあつたりということで、地域のいわゆる幼児期の子育て支援センター的な機能を兼ね備えているということ是非常にいいことであります。

ただ、そのときには、きつとそれが機能するような仕組みをつくつていかなくてはならないし、いろいろな事情の中でいろいろな場所に子供たちがいることを考えれば、これは、先ほども申し上げましたが、今認定こども園というものが始まっている以上、しっかりと厚生労働省さんともお話ををしていただいて、児童福祉法の改正も含めて、やはり一元的に、子供たちにとってより良い場所が提供できるように、より良い教育、保育が提供できるように御努力をいただきたいということをお願いを申し上げまして、質問とさせていただきます。

○蓮舫君 民主党・新緑風会の蓮舫でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず冒頭に、今朝の毎日新聞で報道されておったんですが、タイトルが「小中学校統合を推進」という。これは財務相の諮問機関なんですが、六月にまとめる建議に、学校規模の最適化と題して公立小中学校の統合推進を盛り込むことが分かったという記事で、実際、財務省に確認をしたら、すべて事実というお答えが返つてまいりました。

大臣、まだお読みになつてないかもしれません

が、簡単に中を申し上げますと、これは学校運営費の削減による財政再建が目的だと。建議原案によりますと、全国の公立小学校の児童数、ピーク時の八一年度に比べまして〇六年度が四〇%減少している、その一方、学校数はわずか九%減、中学校もピークの八六年度に比べて、生徒数は四四%削減したものとの学校数は三%減である。財務省

が、〇五年四月に統合した全国の公立小中学校二百二十一校、これ統合前に比べたらもう半分になつてゐるんですね。これについて調べると、統合によつて学校運営費が単年度で百七十億円削減されたと、だからその財務相の諮問会議の建議書としては、どんどん統廃合を進めていく財政再建を行つていけばいいんではないかという意見を出されたということなんですが。

これは私は、教育の場所である学校、子供たちに学びを保障する学校という場所が規制改革とか合理性とか市場の原理で論じられて、いわんやその上で、法改正で統廃合が行われていくというのはあってはならないことだと思っているんです。大臣はどのようにお考えでしょうか。

○國務大臣(伊吹文明君) 每日新聞の記事は私も車の中で読みました。

率直なところ、国の財政再建にどの程度、地方

が設置する学校を統合するといふことが財源の削減になるのかなということはよく分かりません。私も主計局で長く仕事をしておりましたけれども、国家財政を再建する限りは、地方に出す交付税が減る場合と国が出す補助金が減る場合でない限り歳出のカットはできないんですね。だから、先生の数が減れば義務教育国庫負担金が減ります。それから、学校の新設の数が減れば学校の補助金だとか交付金は当然減りますが、何を考えているのかなという気が、一般管理費だとかそういうものが徐々に減っていくということを考えているのかも分かりませんね。

大体、こういうものはいろいろ見方があつて、先生の御意見と財務省の意見の真ん中辺りが正しいところだと思いますね、現実は。

○蓮舫君 そういう意味では、伊吹大臣は財務省の考え方も十二分に理解できるし、かといって今文部科学大臣でおられますから、中間と言わざいふんとはつきり明言をしていただきたいということが私の希望的観測ではございますが。

ただ、はつきり申し上げたら、私からしてみた

ら、こういう資源が乏しい日本において、何よりも人材なんだ。特に、今の安倍内閣におかれても美しい国をつくるとおっしゃられて、その軸は人材なんだ。その人材をはぐくみ育ててい

く学校、教育現場というのを、財政再建の視点で切つていいべきだという観点は、私は承服し

童と一緒に教育をする、それから通学の時間が余りにも長いとか、こういうのはみんな、例えば学校教育法の施行規則の十七条に、小学校の学級は十二学級以上十八学級以下を標準とすると、こう書いてありますね。それから、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の施行令を見てみると、一、学級、おおむね十二学級から十八学級、通学距離は、小学校においてはおおむね四キロ以内、中学校においてはおおむね六キロ以内と。

そうすると、私は京都の出身なんですが、昔は京都市内は大変な人口がいました。だから、百メートル置きに小学校があります。しかし、今やドーナツ現象があつてほとんどの人は郊外に移っちゃって、昼間人口は大変ありますが、夜間人口はほとんどありません。ですから、そういうところはやはり子供のためにも統合した方がいいんです。そして、跡地を有効に利用した方がいいんです。だから、ケース・バイ・ケースなんですね。

だから、お金のためだけに統合するというのはどうも私は反対だな。しかし、統合は何でもいいよという、私はそうじゃありませんというのはちょっとどうかなという意味で申し上げたということです。

夕張のケースも、やはり義務教育の場合には、北海道から沖縄までどこに住んでいても、基本的にシビルミニマムとしてここまで満たしていくことは決めていろいろな教育、福祉、いろいろなものを決めたのは基準財政需要といふものですよ。そこで、自主財源でカバーできるものとのすき問、ここで、自ら埋めているのが交付税なんです。

だから、多分、二つ考えられると思うんですが、夕張は、従来は基準財政需要以上のことをしておられたのを基準財政需要に戻しておられるか、財政を再建しないといけないから、基準財政需要ということでお金をもらっているけれども、地方自治体の予算の編成権としてその基準を満たさないような予算編成をしておられるか、どちらかなん

ですね。

これは、基本的には学校の設置者の判断にゆだねる、ここにまた口を出したら国家統制と今まで御批判を受けるわけですから。だから、これは基本的には設置者が決めるということになつていて、子供にツケを回して、大人の失敗のツケを回すということはやっぱりあつちやいけませんから、できるだけ、総務大臣にもお願ひをして、特別交付税措置や何かを講じてあげてくださいよ

ということはお願いしてあります。

○連筋君 確かに、現行教育行政で考えますと設置者が決めることであつて、国が直接そこに対して指導することはできないとは思うんですが、たゞ国家として、子供のひとしく学ぶ権利を保障しなければいけないといったときの国の責任というのはあると思うんですね。

今回の政府の提出した教育関連三法案を見ておりますと、タイトルだけを見ると、地教行法を改正して國の責任の果たし方を定める、学教法を改正して学校教育の充実を図っていくんだと。やはり、これが国がしつかりと子供たちの学力を維持して子供たちの学ぶ権利を保障していくというふうに見えるんですが、ただ私は、その先にある、

学校がどういうふうに具体的に変わっていくのかという絵が残念ながらまだよく見えていないんです。

私ども民主党が提出している日本国教育基本法案に沿つて、あるいは関連三法案に沿つて、学校をしっかりと現場に権利を持たせて、権限を持たせてつくさせていただけるんであれば、それは地

域立学校で、本当に地方分権で学校が地域を主体として子供たちの学びを支えていく絵が、私は少なくとも民主党案の方が、まあ立場が立場なんですか。

夕張は、従来は基準財政需要以上のことをしておられたのを基準財政需要に戻しておられるか、財政を再建しないといけないから、基準財政需要と

非常に国に義務教育についての責任の取り方といふことについての典型的な例であると私は思つておるわけでございまして、伊吹大臣もおっしゃつたように、大人の都合でそういう教育環境が悪い状況になるということは許されないことであるということであれば、私たちの日本国教育基本法の中で、国が最終的な責任を負うということを具体的な政策として打ち出すべきであると

今、実は私ども民主党としては、夕張について具体的な何らかの方策はないのか、特別措置の方

法はないのかということで立法作業に入っている

ところでございまして、財政再建期間の間、国が全責任を義務教育について負うというやり方がどう

か、いろんな議論があるところだとは思いますが、

最終的には子供の学ぶ権利を保障するという部分の真摯な議論は、是非これから先もさせていただきたいと思つております。

そこで、伊吹大臣にお伺いをしたいのは、今回、

国が財政破綻に陥った市を一時的にせよ国所

有にすることに対しては、今進んでいる地方分権

に対しても、中央集権により戻すんじゃないいか、國

の教育に口を挟む権限をより強めるんじやない

か、いろいろな議論があるところだとは思いますが、

最終的には子供の学ぶ権利を保障するという部分の真摯な議論は、是非これから先もさせていただきたいと思

て各法律において、自治法なんだけれども、各法律の中で指示することができるという法体系がほかにもございますので、それに倣つてやつたということです。

更に言うと、大臣は、常に

正中立でなければならぬと御答弁をされておられるので、軽々て國が地方の教育行政に口を出す、

手を出すということであつてはならないと思うん

ですが、確認をさせていただきたいんですけど

も、今回のこの四十九条、五十条の条文を読むと、

未履修を起こさないようはするんだとかいじめなどこよつて生徒の命が危険にさらされてはハナ

ないんだという立法意思が読むことができるんで

すけれども、そのときの条件として、四十九条も

五十条も教育委員会に怠りがある場合という前提

を置いているんですね、この怠りとは一体どういうものなのか、これ政府委員の方で結構なので、

簡単に答弁いただけますか。

○國務大臣（伊吹文明君） これは先生、私は極め

て、いつも申し上げているように、抑制的にやり

たいと思つております。その点はまず前提として、一般論として言えども、法律の第一次的有權解釋權

一般論として言おうは法律の第一次的有権解釈権は法律の所管省にあります。ですから、この場合

でいえば文部科学大臣ですね。何度も教育基本法

のときにやり取りをしたように、不当な介入その

他のこととこれはやつぱりかかわつてくるわけですか。ムは即興的二つ、「ムジ」という二つ

され 私は抑制的はやり 私が怠りがあつたから  
と思つてやつても、どうじやなば、怠つてはなば

という不服を持たれるところがあるということは

これはあり得ることなんですよ、私は抑制的にや

るつもりですが。その場合は司法で争うと、これ

はもう当然の日本の統治のシステムなんですね。たゞ、急いでどうのはどういうものかといふの

はやっぱりケース・バイ・ケースですから、ただ

し、教育委員会の言い分もやはり聞かなければな

らないでしょうし、関係者の御父兄あるいは学校

現場の意見も聞きながらやつぱり慎重に怠りが

○蓮舫君 伊吹大臣のおっしゃる私は抑制的にやりたいと、これは私どもは信頼関係も持つております、審議を通じてそれは信頼をさせていただくなっていますが、ただ、大臣が替わった場合に担保されると言質ではないんですね。そう考えると、この法律要綱の条件というのはきつちり確認をさせていただきたいんですけど。

文部科学省に事前にお伺いをしたときにペーパーでお返しをいただきました。怠るとはどういうことか。教育委員会が何らの措置も講じないことを意味する。何らの措置も講じないこと、これ確かに怠りでしょう。ただ、考えていただきたいのは、何の措置も講じない教育委員会、だけど、学校から情報が上がつてこないときは何の措置も講じ得ないんですよ。これは怠りにじや当たらぬのかというと、学校が隠ぺいした場合に教育委員会は動きようがないときを、でも、結果として、いじめ自殺が出たり何らかの想定外の問題が出てきたときに教育委員会はどうなんだと見たら、知り得る立場にいなくて、じゃこれは怠りじゃないんだ、どっちなんだというふうに難しいと思うんですが、これはどうなんでしょうか。

○國務大臣(伊吹文明君) 蓮舫先生から厳しい御質問が予想される際に、そういうものを紙で出したということを報告をしているのを怠っているというの是非常に困るんですね。私に報告をしなければならないと思います。

今のように、報告してないというから私は全く知りません。しかし、今いろいろなところからいろんなことを、例えば御質問で聞いたときに、これはきちっと報告をしなければ駄目じゃないの、言つてくれないと困るよといったときにも、なおかつ報告をしなければ怠りになりますね。

○蓮舫君 後の報告でもう取り返しが付かない事態というのがあるんですね。子供の場合には、特に生命にかかるときの場合、あるいは学習権にかかるときの場合。

つまり、四十九条、五十条を読んで、良くでている法律だと思うんです。いろいろな要件を掛けて、この要件を認めていかないと国は地方教育行政に対し指導要求をしていくことができない。緊急の必要があるとか、あるいは生命、体の保護のためだとか、ほかの手段では何ら助けることができないとか、いろんな要件は課しているんですが、その大前提となる怠りというものが教育委員会が何らの措置も講じないと定義付けをしてしまって、それは、情報が共有されてない地域においては、この四十九条、五十条が想定していない何らかが起きたときに、四十九、五十条では文部科学大臣が責任を取ることができないんですね。ここはいかがでしようか。

○國務大臣(伊吹文明君) しかし、どうなんですか。教育委員会は何らの措置をとっていないといふで隠していた、あるいは教育委員会もこちらに言つてきていたなかつたと。しかし、いろいろこちちらに情報提供がある、あるいはマスコミからいろいろな話がある、お地元の先生からも御質問が出てくる。あらゆることにやはり耳を澄まして、そして、学校、教育委員会は何も言つてきていなければ、情報がこちらに入つてきている、これは困るよと。

先生に何か紙渡したのに私に全く言つていないうのは今分かつたわけですから、それと同じようなことはよく起ると思います。

○蓮舫君 いや、実はこれ、衆議院の教育特で錢谷局長がもう御答弁されているんですよ。その御答弁は、どうやつて怠りがあることを文科大臣が知るのかとということに対する御答弁は、錢谷局長は、教育委員会に対する各種調査やヒアリングと

言っているんです。つまり、教育委員会にヒアリングをしても、教育委員会が学校から情報が上がってきてなくて知らなかつた場合には怠りがあるかないかというチェックができるないんですよ。そう考えると、ここは潔く、四十九、五十条は、やはりこの怠りという定義をきつちりと何にも動かなかつたときということにするんではなくて、もう一つ知恵を考えた方がいいんじゃないですか。○蓮舫君 いますが、いかがでしようか。

○國務大臣(伊吹文明君) ですから、やはり私は政治家ですから、役人のような答弁を先ほど来してないんですよね。法律の一義的解釈権というのは所管省にあります。ですから、怠りと私が判断をしたときにこれは怠りになるということです。

○蓮舫君 つまり、その怠りという要件がある程度片付けて形にしておかないと、大臣が替わったときに変わつてくるんですよ。伊吹大臣が幾ら聰明な御判断を下されたとしても、次に間違つた大臣がなつた場合とか、あるいは御判断がぶれたりすることがあつてはいけないんです。教育行政においては。だから、ある程度のイメージで形をつくりたいと私は思つてゐるんですけども。つまり、怠りの判断をつくらないと逆になるんですよ。地方分権をどんどん進めたいと思っておられる文科省さんと違う判断を実は地域の教育行政がするようになつてはいけないです。つまり、自分たちが是正要求を受けてはいけないから怠りに当たることをしないようにしよう。じゃ、怠りに当たるのは何なんだ。大臣が判断するのか。いや、これはどうですかと一つ一つ市区町村の教育委員会は都道府県の教育委員会に聞いて、都道府県の教育委員会は文部科学省に聞いて、文部科学省が判断をして下りてきて、上意下達の今の教育行政のばらばらと実は変わらないんではないかと私は理解をしているんですが、いかがでしようか。

○國務大臣(伊吹文明君) これは、従来は是正要 求権とか指示権というのはないわけですから、現時点では、地方自治法の一般則しかないわけです。

から、それはある意味では国の権限を強めるという法律であることは当然んですよ。強めるという観点があるんだけれども、それによって大きな公益を担保するために強めるというケースがあると、いう定義はこれあらかじめできないんですよ。抑制的にやつていくということはだれが大臣になつたってそういう正要求をされるということは不当だという場合は、これは司法で争うんですよ。

○蓮舫君 司法で争うということを前提に議論をしてしまって、今立法作業をしているときに、やはりある程度これは司法で判断を任せる事態になるであろうという議論以前に、司法に行かないで済むように立法の途中経過で議論をしたいと私は思つていてるんですね。

その部分で民主党の発議者にお伺いをいたしましたけれども、例えば政府案を見ていて、私はこういう、もう少し文言をきつちりと定義付けていつた方が、せっかくの法案だからもつたないと思うところが幾つかあるんですが、そのことについて、まあ民主党の発議者に聞くことではないんですけど、どうお考えになるのかというのが一つと、民主党の国の責任の在り方、これ決定的に違うと思うんですが、それについて御説明いただけますか。

○西岡武夫君 お答えいたします。

私も民主党の基本的な考え方というのは、教育行政についてどこが責任を持つのかということを明確にしなければいけないということを日本国教育基本法の中ではうたつていているわけでございまして、その点が政府が提案をされました教育基本法とは大きく違うところでありますし、違つてゐるからこそ、それに基づいて出てきている関連の法案がなかなか思うように機能しないであろうと言わざるを得ないわけでございまして、やはり教育行政の基本的な責任の取り方というのは、この前の委員会でも申し上げましたように、予算の編成権がある、そして執行権がある、そして人事権

がある、この三つがそろわないと、あらゆる今のいろいろな問題が起つたことを学校から吸い上げるといつても、教育委員会としてはそれは現実

問題としてはなかなか機能しないだろう。

同時に、学校現場における、私どもは理事会と

いうものを、保護者の皆さん方、校長先生、教師

の皆さん方の代表、地域の代表、学識経験者、そ

ういう方々で学校理事会というものを形成して、

その中で学校の運営は責任を持つてもらおうと、

こういう形にいたしますと、日々の学校で起つたあらゆる問題はその理事会を通して報告されてくるだろうという仕組みを、民主党としてはつくつてあるわけでございまして、そうしなければいけないのではないかと思いますし、残念ながら、どうも教育基本法という大きな問題を改正したとはいひながら、今回提案しておられます教員免許法にいたしましても学校教育法の改正にいたしましても、ちょっと貧弱なのではないかともっと時間を掛けていいわけですから根本的なことに触れていくべきではなかつたかと、このように私どもは考えております。

○蓮舫君 午前中に、自民党の先輩である吉村委員も、これからは対立ではなくて一緒に切磋琢磨、構築していくんだと、そういう部分においてはまだ構築できる場面が私は幾つもあると思うんですね。まだまだ審議を尽くさせていただきたいと思います。

○山本香苗君 公明党の山本香苗です。

まず冒頭に、法案審議に入る前に、学校施設の耐震化についてちょっとお伺いをさせていただきたいと思っております。

以前、本委員会におきまして、学校施設の全国の耐震診断結果が取りまとまつたら、それを踏まえて今後の耐震化の進め方について有識者会議を立ち上げて検討したらどうかということを御提案申し上げましたら、池坊副大臣から、即座に、早急に立ち上げますという力強い御答弁をいただきました。その後につきまして、実際立ち上げてい

ただいたんでしようか、その検討状況についてお伺いをさせていただきたいと思つております。

また、併せてお伺いをさせていただきたい

んですけれども、今、毎年四月一日時点のいわゆる耐震診断実施率や耐震化率の状況というのを調査、公表をされておるわけでございますが、今回

いたしまして、実際、設置者が学校ごとの公

表を、耐震化の状況を公表しているかどうかとか、

また、耐震化がないといった中でもどれぐらいな

のかと、いうことをきちんと、いわゆる耐震性能

まできちんと調べていただいたというふうに伺つておりますが、今後この新たな調査項目も当然のことながら公表していただけるんでしょうか。

○副大臣(池坊保子君) 三月二十九日に山本委員から、専門家を交えた、役所だけでなくて会議をいたしましても学校教育法の改正にいたしましても、ちょっと貧弱なのではないかともっと時間を持っていいわけですから根本的なことに触れていくべきではなかつたかと、このように私どもは立上げるべきではないかという御質問をいたしました。公立学校施設耐震化推進計画策定ワーキンググループというものでござります。これは、

四月に一回、五月に一回、二回開催をいたしました。このワーキンググループは、耐震化の観点から緊急に整備すべき学校施設の範囲、改修を中心とした整備の方策など、様々な課題について議論をいたしております。

例えば、議論の主な方向性としては、学校施設の耐震化は何らかの中長期的な目標を国が示し、計画的に行っていくべきではないか。また、計画には、判明した耐震性能を踏まえ、特に緊急性の高いものについてある程度の期間を定めて整備する旨、明示すべきである。また、特に緊急性の高いものは、阪神・淡路大震災等の被害状況も踏まえ、例えば構造耐震指標、I-s値〇・四未満の建物とすべきである。ある程度の、じゃ期間といふのはどうするのか、教育振興基本計画も視野に入れべきというふうに考えておりますので五年間とすべきではないかというような議論を今し

て、まとめているところでござります。

そして、今、二つ目の御質問はこれはもうちょ

と、来週ぐらいにはプレス発表するつもりでござりますので今ここで申し上げるのは、資料はしつかり持つておりますが、ちょっと控えさせていたりますが、細やかに都道府県、学校別という資料もいたしておりまして、またどの程度の耐震なのか、その性能についてもきちんと調べて把握いたしております。

○山本香苗君 なぜ今段階で聞かさせていただ

いたのかというと、六月議会、地方で開かれて

いる中で、こうした詳細なものが出てきますと、や

はり命にかかることですから、大変財政厳しく

まできちんと調べていただいたというふうに伺つておりますが、今後この新たな調査項目も当然のことながら公表していただけるんでしょうか。

○副大臣(池坊保子君) 三月二十九日に山本委員

から、専門家を交えた、役所だけでなくて会議を

いたしましても学校教育法の改正にいたしまし

ても、しっかりと時間を

かけていいわけですから根本的なことに触れていくべきではないかと、このように私どもは立上げるべきではないかという御質問をいたしました。公立学校施設耐震化推進計画策定ワーキンググループというものでござります。これは、

四月に一回、五月に一回、二回開催をいたしました。このワーキンググループは、耐震化の観点から緊急に整備すべき学校施設の範囲、改修を中心とした整備の方策など、様々な課題について議論をいたしております。

例えば、議論の主な方向性としては、学校施設

の耐震化は何らかの中長期的な目標を国が示し、計画的に行っていくべきではないか。また、計画には、判明した耐震性能を踏まえ、特に緊急性の高いものについてある程度の期間を定めて整備する旨、明示すべきである。また、特に緊急性の高いものは、阪神・淡路大震災等の被害状況も踏まえ、例えば構造耐震指標、I-s値〇・四未満の建物とすべきである。ある程度の、じゃ期間といふのはどうするのか、教育振興基本計画も視野に入るべきというふうに考えておりますので五年間とすべきではないかというような議論を今し

て、まとめているところでござります。

そして、今、二つ目の御質問はこれはもうちょ

と、来週ぐらいにはプレス発表するつもりでござりますので今ここで申し上げるのは、資料はしつかり持つておりますが、ちょっと控えさせていたりますが、細やかに都道府県、学校別という資料もいたしておりますが、細やかに都道府県、学校別という資料もいたおります。

私は、大半の先生はもうこのように日常、教育現場で起るような問題に直面しながら、悩みながら日々研鑽さんをされていらっしゃると認識しておりますので、今回免許制度が導入されることによりまして現場で負担が増えることがあってはならない、必ず先生方を手助けできる、サポートできる方向で実施していただきなければならぬと考えておりますが、この更新の際に受ける講習内容というところにおきまして、どういったもの

になるのか、どのようにして決められるのか、また最新の知識や技能を身に付けるということです。いざいざけれども、最新の知識、技能を身に付ける、この最新の知識、技能というものは具体的にどういうものを想定されていらっしゃるのか、お伺いさせていただきます。

○政府参考人(錢谷眞美君) まず、免許更新講習の内容でございますが、昨年七月の中教審の答申の中では、第一に使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項、第二に社会性や対人関係能力に関する事項、第三に児童生徒理解や学級経営等に関する事項、第四に教科、保育内容等に関する事項、こういった各事項を含めることができます。

今回の改正法案の第九条の三におきまして、免許更新講習の内容等につきましては省令で定めることがあります。この省令で定める際に、国会での御審議を踏まえつつ、中央教育審議会の御意見も何らかの形で伺いながら策定をしていくたいと、こう思っております。また、これは法律に基づく命令又は規則の制定でございますので、行政手続き上、パブリックコメントを行うこととされておりまして、広く国民の御意見も聴きながら策定をしていきたいというふうに思つております。

それから、免許更新講習において取り扱うこととなる最新の知識ということでございますが、これは例示でござりますけれども、例えば、子供理解や教育方法、教育の技術に関する最新の知識、各教科や道徳、特別活動等の指導法に関する最新の知識、キャリア教育やカウンセリング法などに関する最新の知識、対人関係や学級経営などに関する最新の知識等が考えられるところでございました。

○山本香苗君 事前にお伺いしたときに、いわゆるいろいろと例示として挙げていただきましたけれども、よく言われるADHDだとLDだとか、発達障害に対する知識を身に付けるといったこともそういう中に含まれるんでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 発達障害は最近の教育において大変大きな課題となつております。したがつて、発達障害につきましても、障害に関する知見や指導方法などの最新の知識を獲得することは重要でございまして、講習において適切に取り扱われることとなると考えております。

○山本香苗君 実際、今申し上げました発達障害につきましては、局長がおつしやつていただきましたとおり、重要な課題であり、また発達障害者支援法ができてから全国で先生方が研修を受けていただく、でもまだ対象が限られている状況であります。本当に、発達障害をお持ちのお子さんの保護者の方々からは、もうすべての先生に発達障害についての正しい知識を持つていただきたいという要望がよくなされているところであります。

他方、この件について現場の先生方にお伺いしますと、受けたいたいんだけれどもなかなかそういう時間も取れなくてという声もあります。免許更新時にこうしたこと、現場で本当に求められているような知識が身に付けられるのであれば、先生にとっても、また生徒にも保護者にとってもプラスになるのではないかと思います。

その時々に身に付けることによって、現場がスマートにいくよくなっかりとした知識を身に付けていただくといいのではないかと思ひます。

○政府参考人(錢谷眞美君) 免許更新制実施に当たつて、その更新講習の際はその時々で必要とする最新の知識、技能を刷新をするということを目的としているものでございますので、およそ教員として共通に求められる内容というものを中心に据える、ということがまず第一点でございます。

それに加えまして、教科につきましては、これも必ず講習に含まれるものと考えられるわけでござりますけれども、教科はいろいろございます。したがつて、学校段階や教科によつて様々な講習内容が必要になつくると思つております。

実際に、講習を開設するに当たりまして、その免許更新講習の対象とする学校種や教科の種類、講習内容の概要、開設の時期、こういうものが全國の大学などで地域の偏在なくきちんとできるんでしようか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 免許更新講習の質を確保するということ、それから受講者のニーズを反映をすること、大変私ども大切なことだと思っております。

免許更新講習の実施に当たりましては、講習開設の認定基準というを作りますので、この認定基準によりまして質を確保することに加えまして、受講者のニーズを反映した内容を確保をす

○山本香苗君 ちょっとと局長、確認をさせていただかたいんですが、今いろいろやるものについていろいろ形で二、三踏まえて、ということなんですが、これでも、教員免許と一口に言つてもいろんな各種免許があつて、二、三も恐らく非常に異なつてくるんではなかろうかと思いますが、いろんな免許もある中で一律の内容では必ずしもスキルアップが困難ないという状況になると思うんですけども、免許状に応じた講習というのも、じゃやられるということでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 私ども文部科学省のホームページでこういう更新講習が開設をされていますということをお知らせできるよう、そのままおつしやつたんですが、ホームページ上つて何の講習内容の質の向上ということを図るための様々な工夫を検討していくたいと、こう思つておられます。

○山本香苗君 ちょっとと局長、確認をさせていただかたいんですが、今いろいろやるものについていろいろ形で二、三踏まえて、ということなんですが、これでも、教員免許と一口に言つてもいろんな各種免許があつて、二、三も恐らく非常に異なつてくるんではなかろうかと思いますが、いろんな免許もある中で一律の内容では必ずしもスキルアップが困難ないという状況になると思うんですけども、免許状に応じた講習というのも、じゃやられるということでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 免許更新制実施に当たつて、その更新講習の際はその時々で必要とする最新の知識、技能を刷新をするということを目的としているものでございますので、およそ教員として共通に求められる内容というものを中心に据える、ということがまず第一点でございます。

それに加えまして、教科につきましては、これも必ず講習に含まれるものと考えられるわけでござりますけれども、教科はいろいろございます。したがつて、学校段階や教科によつて様々な講習内容が必要になつくると思つております。

午前中に今日参考人質疑をした中で、実際それに、教職課程をつくつておられる方が現場からの声として、大変な労苦になるであろうなというようなお話ををしておられましたけれども、本当に今聞いていて大変なことになる、壮大なことになるなどという感触を持っているわけなんですが、こうした講習が今後、今言つていらっしゃったようなものが全国の大学などで地域の偏在なくきちんとできるんでしようか。

○副大臣(池坊保子君) 今、山本委員がおつしゃいましたように、講習を受けさす側、そういう大學が様々な負担を負わなければならぬというのは確かに事実だと思います。一つは今おつしやつたような人間、人の配置です。それからノウハウはどうするのか。その人件費を含んだ私は財政支

援、経費負担ということをきつちりと大学にしていかなければならぬのではないかというふうに考えております。教員免許というのは個人の資格ですから、これは免許更新講習の開設に関しては費用は教員個人の負担にしたらどうかという声もござりますけれども、これは私は教育上の観点から、法律で決められて教員の更新講習をするのですから、一定の配慮が必要だというふうに考えております。

&lt;/div

育委員会が個別に行っているいろいろなこういう支援策を情報を共有できるよう、いろいろとまた紹介をするということも行っていきたいと思いま

○山本香苗君 とにかく、免許更新制だけじゃなくて、いろいろと日常的に先生方がスキルアップを図れるような仕組みというのを同時に充実していかなければならないと思いますので、各都道府県におけるいろんな取組ありますけれども、文部科学省もどうだという声も先ほどありましたが、そういうた体制、これだけで何となるというわけではないというスタンスに立つて施策を進めさせていただきたいと思っております。

少い 授業が不適切な教員の認定及び研修について  
きましてお伺いしますが、今回 この教育委員会  
における指導改善研修が法律で明記されますけれ  
ど、もう既に各都道府県で行われているわけです。  
じゃ、文部科学省としてこの実態をどのように  
まず認識をされていらっしゃるのか、適切に指導  
改善研修が行われていらっしゃるという認識でい  
う。

らつしやるのか。また、今後、指導改善研修の質の担保という点ではどういうことをお考えになつていらつしやるのか、併せてお伺いします。

私どもが把握をしておりますのは、一般には教員研修センター等におきまして研修計画をまず立てるわけでございます。その研修計画を立てるに当たりまして、対象となりました教員の方が、これまでの自己の教育実践を振り返り、御自分の課題や欠点を認識をし、意欲を持って研修に取り組むことができるような配慮をした上で計画を立てることであります。この研修の対象となります当該教員の課題に応じまして、例えば、その先生が指導方法に関する知識が不足をするといった場合には、具体的な指導方法に関する講義を受講さ

せたり、あるいは児童生徒との関係を適切に築けないといったようなことで研修に入つてこられた先生にはコミュニケーションに関する研修を行うとか、そういういた課題に応じた研修が行われてゐると思つております。

さらに、こうした一定の受講期間を経て、校長先生や指導主事の方が付き添うなどの一定の条件の下、学校での授業に補助的に加わって指導力の改善状況を確認するというよう、教員の職務への復帰を支援するような観点も踏まえて実施をされていふるというふうに認識をいたしております。今回の教育公務員特例法の改正案の第二十五条の二の第三項におきましても、任命権者に対しまして指導が不適切な教員の能力、適性等に応じて計画書を作成をし、その上で指導改善研修を実施をするなど、こういう仕組みを設けているところでございます。

私ども文部科学省といたしましては、法案をお認めいただければ、速やかに各任命権者の参考となるようガイドラインを作成することといたしております。その中で指導改善研修の在り方について提示をすることを通じまして指導改善研修の全国的な水準の確保を図つてしまいたいと考えて

○山本香苗君　じゃ、不適格教員の認定及び研修、この一連のプロセスの中で、指導が不適切だと、不適切な教員と認定される方の意見を聞く機会というものはその中に盛り込まれるということなんでしょうか。

○政府参考人(錢谷真美君) 現在でも不適切な教員の認定に際しましては本人からの意見聴取などが行われておるわけでございます。今回の教育係務員特例法の改正案の第二十五条の二第六項では、事実の確認の方法その他認定の手続に関して必要な事項は教育委員会規則で定めるということ

になつております。

して意見を聴取する機会を設けることについて教育委員会規則で定めるよう各教育委員会に通知をし、適切な運営がなされるようにしてまいりたい

と考えております。

○山本香苗君 今回の二十五条に関連するところ  
でござりますけれども、この二十五条の五においては、指導が不適切な教員の認定に当たつて、第三者の意見を聴取することが義務化される規定が新たに入ったわけですが、私はこれを読みまして、ただ単に意見を聴取するというだけじゃ不十分なんじゃないだろうか、単に意見を聴きましたといつその事実だけという形になるんじやなくて、やはりこの認定の客観性であつたり恣意性を排して

〔政府参考人（錢谷貞美君）〕 今お話をございまし  
て、この寺法改正草案の第二十五条の二第五項にございま  
る第三者で構成されたようなところで、その合意事項  
を認定に反映するような形にすべきではなかつた  
のかと思うんですが、この点はそういった御検討  
をなされなかつたんでしょうか。

つことにしておるわけござります。その際、今  
先生からお話をございましたように、個別に意見  
聽取するのではなくて、会議といったような場を  
設けまして、そういう専門家や保護者の方が一堂

に会して意見を述べる機会を設けるということは、総合的、多角的に判断する上で有効と思つております。

こういった趣旨を、法案がお認めいただいた際には、各都道府県教育委員会等に対して通知もいたし、このような運用上の工夫について周知を図つていただきたいと思つております。

答弁されたような形で、そういう会議体も想定しながら恣意性を排していくんだよというスタンス人々を文部科学省としてはお持ちで、これからしっかり周知していくんですね。

あと少し、五分しかなくなつてまいりましたので、ちょっと先日、佐藤理事もお伺いをされておりましたけれども、一点。

かということで調査をしていただいているというふうにはお伺いをしているわけなんですがけれども、調査して実態をきちんと把握していただくのはいいんですけど、それをもつて具体的にどうするかというところを早く示していただきたいと不安な声も上がってきておりますので、是非、こうするんだという文部科学省のスタンスを具体的にお答えいただきたいと思うんですが、いかがでしょ  
うか。

行していることから、その影響が懸念をされているわけでございます。

私ども、基本的な考え方としては、はしかに罹患をしている学生については完治するまで教育実習に参加をさせないこと、第二に、はしかに罹患したことがないワクチン未接種の学生や免疫がない学生については教育実習前に予防接種を受け、よう指導すること、こういったことを徹底していく必要があると思っておりまして、先般、教職課程を有する八百五十の大学に対しましてこの旨依頼を行つたところでございます。

なお、現在、教育実習生を介しての感染の例と

いうのは現在承知をしていない状態でございま  
す。ただ、今後も事態を注視をしてまいりたいと  
思っております。

また、はしかに罹患をし、教育実習に参加でき  
ない学生が生じる可能性がございます。以下のよ  
うな対応を今検討しているところでございます。

一つは、はしかの影響について、大学、校長会等から教育委員会等から情報を得る体制をきちんと取ることでございます。第二に、校長会、教育委員会等に対しまして、はしかの影響で

春の教育実習の機会を逃した学生について、安全が確認された場合は秋以降柔軟に教育実習に受け入れていただきたい旨要請をしてまいりたいと思つております。また、大学に対しましても、秋の教育実習のシーズン、これ十月から十一月ごろございますけれども、学生のワクチン接種等徹底をし、秋以降感染のおそれのない学生を実習に送り出していただきたいということを要請をしてまいりたいと思っております。

○山本香苗君 とにかく、今の学生たちが混乱しないように実態をよくフォローをしていただきまして、速やかに対応を図つていただきたいと思つております。以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。今日は、地方教育行政法改正案についてお聞きします。

今回の改正案では、教育委員会が教育長に委任できない事項を新たに定めています。教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関することなど定めたわけありますが、この趣旨は何か、まず大臣にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) それは、一言で言えば、教育合議体の執行機関である教育委員会を構成する教育委員一人一人に使命感と責任感を持つてもらうということです。

一項に、教育委員会の権限に属する事項は、教育委員会規則の定めるところにより、その一部を教育長に委任することができると書かれておりまして、何を教育長に委任するかというのは、教育委員会によつていろいろ違つてきております。

ですから、教育委員会の会議の形骸化あるいは責任の欠如という問題が指摘されておりますの

で、今回、基本的な方針の作成とか、教育委員会規則の制定、改廃、あるいは学校の設置あるいは

廃止、教職員の人事、活動の点検、評価、こういふものについては教育委員自らが行つてもらつんであつて、地方教育官僚のトップに上り詰めた人が教育委員と兼務というんでしようか、している教育長に委任すべきことではないということを明確にしたということです。

○井上哲士君 教育委員会の形骸化などを正していきずれにいたしましても、実習先での感染拡大を防ぐとともに、学生の教員免許状取得に影響が出ないように対応してまいりたいと思っております。

○山本香苗君 とにかく、今の学生たちが混乱しないように実態をよくフォローをしていただきまして、速やかに対応を図つていただきたいと思つております。以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。今日は、地方教育行政法改正案についてお聞きします。

今回の改正案では、教育委員会が教育長に委任できない事項を新たに定めています。教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関することなど定めたわけありますが、この趣旨は何か、まず大臣にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) それは、一言で言えば、教育合議体の執行機関である教育委員会を構成する教育委員一人一人に使命感と責任感を持つてもらうということです。

一項に、教育委員会の権限に属する事項は、教育委員会規則の定めるところにより、その一部を教育長に委任することができると書かれておりまし

いるというのが現実なわけです。そうしますと、一体、立法事実があるんだろうかと。

こういう新たな今回の規定を設けることで、教育委員会の会議の形骸化が解消されたり教育委員の責任感が高まるということと私はつながるよう思えないんですけども、この点いかがでしょうか。

○井上哲士君 今現在でも、それぞれの教育委員会は教育長に委任できない事項というのを自ら定めていると思いますが、今回のこの地教行法の改正案で規定したような基本的な事項まで、現在、教育長に委任をしているような教育委員会というのが実在するんでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 各都道府県教育委員会等におきます教育委員会規則を見てみると、教育長への事務委任については、職員の任免その他人事に関すること、これは一部教育長に委任をしている例が見られます。ただ、それ以外は、今

回、第二十六条第二項で規定をする事項については教育長には委任をしておりません。

ただ、ここで一点申し上げますと、今回、委任できない事務として、今回の改正案の第二十七条条で新たに規定をされました教育に関する事務について

教育委員会の仕事として明記をしたわけでございまますので、これは当然、現在、教育委員会規則で規定をされていないわけでございます。

○井上哲士君 私も、教育委員会規則で規定をされていないわけですが、今回の法案に盛り込まれたような基本的なことまで委任をして四

ます。

今回、新たに二十六条二項で、委任できない事務、すなわち教育委員会自らが行うべきと考えられる重要な事務について、これを明らかにするこ

とによりまして、教育委員で構成をされる合議制

の教育委員会がやはり自らの責任で管理、執行を

するということが求められるわけでございます。

したがつて、この改正法案の第二十六条の二項で規定をする事務は、これは教育委員会の委員の合議体の責任においてしっかりと事務執行に当たつていただきたいということが明確になつたわけ

ます。

○井上哲士君 私も、責任感を持っていただき

と、そして会議の形骸化をなくしていくことは必要なと思うんですが、これがそれにつながるんだろくかと。今おっしゃいましたけれども、むしろ今回の改正で、これだけは委任できないということを決めたことによつて、それに決まつたこと以外は教育長に委任ができるということになつて、現行よりもむしろ委任することが促進をされるんじゃないかと。そういうつもりではないという御答弁でありましたが、しかしそれが促進されると

いうふうなところがあるんならともかく、それは先ほど言いましたように実際ないわけですね。むしろそれより広いところを実際には自ら議論をしてやられている。それをこうやって狭く明確化することは、やはりこれまで以上に、この際教育長に委任しちゃおうかといふことが広がつて、今日その参考人の懸念にあるような形骸化が進むおそれがあるんではないかと。それはやっぱりそういうふうなところがあるんならともかく、それは思ふんですけれども、重ねてどうでしようか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 繰り返しになりますが、現在、地教行法の二十六条一項におきまして、教育委員会はその権限に属する事務の一部を教育長に委任させることができるとだけ書いてあるわけでございます。

今回第二項を設けまして、「前項の規定にかかると教育委員会が責任を持つて、自らの責任で管

理執行してください」ということで、この事務はきちんと教育委員会が責任を持つて、自らの責任で管

理執行してください。それ以外については今ど同じ状態なわけでございますから、私どもといった

範囲等については規定をしていないわけでござい

ます。

今回、新たに二十六条二項で、委任できない事務、すなわち教育委員会自らが行うべきと考えられる重要な事務について、これを明らかにするこ

とによりまして、教育委員で構成をされる合議制

の教育委員会がやはり自らの責任で管理、執行を

するということが求められるわけでございます。

したがつて、この改正法案の第二十六条の二項で規定をする事務は、これは教育委員会の委員の合議体の責任においてしっかりと事務執行に当たつていただきたいということが明確になつたわけ

ます。

○井上哲士君 私も、教育委員会規則で規定をされていないわけですが、今回の法案に盛り込まれたような基本的なことまで委任をして四

ます。

今回、新たに二十六条二項で、委任できない事務、すなわち教育委員会自らが行うべきと考えられる重要な事務について、これを明らかにするこ

とによりまして、教育委員で構成をされる合議制

の教育委員会がやはり自らの責任で管理、執行を

するということが求められるわけでございます。

今回第二項を設けまして、「前項の規定にかかると教育委員会が責任を持つて、自らの責任で管

理執行してください」ということで、この事務はきちんと教育委員会が責任を持つて、自らの責任で管

理執行してください。それ以外については今ど同じ状態なわけでございますから、私どもといった

しましては、教育委員の方々が従来以上に使命感を持って教育委員会の事務の執行に取り組

○井上哲士君 現状ではそういう規定しかないのに、教育委員会の皆さんこれが自分たちの責任だと、正に自らの責任感で基本的な事項については委任せずにやつていらっしゃるわけですね。それを、現にそうやって責任感を持って基本的事項については議論をしているのを、法定化したからといってより責任感が高まると、幾ら聞いてもそう思わないんです。

教育委員会が活性化をするのにはどうしたらいいんだろうかと、これはいろんな議論がされてまいりました。文部省の規制をくつぐすりで食す、この攻撃等

いいました。教育委員会制度を検討した中教審の部会でも、二〇〇四年の九月に教育委員会制度及び県費教職員制度の運用に関する調査というのがな

発表されております。これは教育長、教育委員長首長にアンケートを行つてゐるわけですが、この中で、改進の度合の高い義務下告をより日ごとに

中で、教育委員会の会議が不祥事な理由として、トップで挙げられているのはどういうものになりますか。

○政府参考人(錢谷貞美君) 今お尋ねの件は、平成十六年九月の中央教育審議会地方教育行政部会において教育委員会制度調査研究会から報告をよ

れた、教育委員会制度及び県費負担教職員制度の運用実態に関する調査、その結果についてでござります。

その中で、教育委員会の会議での議論がどのよ  
うな場合に不活発になると思うかという点につい  
て、那直子さん、丁子女士とも、一つ、二つ、

で都道府県・市町村教育委員長へのアンケート結果が示されています。

通知で国や県の方針が決まつてゐるために議論のしようがない場合、これが六一・六%でございまつて。たゞ、委員会にてこの問題、この指設が

○井上哲士君 今ありましたように、通達や通知等で国や県の方針が決まつてゐるために議論のし不足をしている場合、これが五二・九%というふうになつております。

況の背後にある制度的な問題として看過できなか  
い、制度的な問題として見過ごすことができない  
が、中教審が調べた結果なんですね。この調査結果  
をまとめた文書では、これは形骸化と言われる状  
況であります。ですから、この間もありました  
が、国が教育行政のはしの上げ下ろしまで口を出して  
きたということがやはり教育委員会が活性化しな  
い根本原因だということをこの調査報告は言っている  
ていると思うんです。言わば、看過できない制度  
的な問題と言われてることが今回の法改正で一  
体解決するのかどうか。これ、大臣いかがでしょ  
うか。

○國務大臣(伊吹文明君) これは先生、何事も法  
律を変えただけでは解決しないんですよ。しかし、  
法律を変えなければ解決しないんですよ。ですか  
ら、それ、当事者のやっぱり意識なんですね。教  
育委員あるいは教育長になる人がしっかりとして  
いるところの教育委員会はやはり活性化して動いて  
いるんですね。

ですから、今回いろいろ御指摘が先生からあり  
ましたけれども、やはりこの分野においては、教  
育長あるいは教育官僚機構に委任するんじゃなく  
て、皆さんの責任でやってくださいということを  
まず明確化して、そしてあとは、教育委員の方々  
にも失礼なことですが、教育委員の、委員会の評  
価、教育委員の研修、その他、そしてこうしてこ  
こで御議論をいただいていること、こういうこと  
がすべてやはり教育委員の方々の意識改革に結び  
付いていくことですから、私は、それでそういう  
ことは当然改善していくと思っています。

先ほど先生がおつしやった教育委員会の会議の  
議論がどのような場合に不活発になるかと思うア  
ンケートについて、一番目は、通達、通知や国の、  
県の方針が決まっていて議論のしようがないとい  
うのが一番目に来てますが、二番目を見ると議  
論するための前提となる情報が不足しているとい  
うのが来て、通達や通知ですべて決まっているか

○井上哲士君　これは全然違う話でありますて、実際の教育現場がどうなつてあるかとか、他の自治体でどういうことになつてあるかとか、そういう情報を要するに教育委員の皆さんは求めていらっしゃるんですね。そして、それに基づいて、やっぱり自分たちの考え方でこの地方自治体に合つたような教育の方向をどうしようかということを考え、方針を決めたいけれども、しかし、もう通達や通知でもう決まつてているということで、もう言わば裁量の余地がないと、議論のしようがないと。

私は、むしろ責任感を持つてやろうとされるからこそこういう御意見が出るんだと思うんです。そして、そういう現実にぶち当たつていろんな無力感に襲われている方もいらっしゃるかもしれません。ですから、ここ問題を解決せずに、何か委任できない事務をああいう形で明記することによって形骸化が防げるとはとても思えませんで、ここに一番の問題があると思うんですね。

そういう角度から更にお聞きをいたしますと、これは単に教育委員会の会議だけではありませんで、これも衆議院の参考人質疑でありましたけれども、文科省の影響力が強過ぎたことが教育委員会がそれぞれの町ごとの教育の地方自治を展開することを困難にしていると、こういう指摘がございました。地方分権の流れというのはこの間できてきたわけですが、それでもずっと長いこと、言わば文科省の顔色をうかがうという体質などが教育委員会の中に残ってきたんじゃないのか。そして、それが今の指導、援助という中でもやはり十分に地方教育委員会に対して強い影響力として機能しているんじやないかと、こういう指摘もございました。

今回の例えは学力テスト、ベネッセが事前調査をした段階で、教育長の二%以上の人人が否定的な答えをし、校長の三分の一はやはり否定的な答えをしているけれども、しかし国の方針ということがで決まれば当然なんだということで、事務局報告だけで実施してしまったところも少なくないと、こういう指摘もされておりまして、ここにやはり大きな問題があると思うんですね。

それに加えて、今回、是正の要求、是正の指示を盛り込むということになりますと、今やっぱり教育委員会が形骸化が言われているような、そこの原因にあるこの問題にむしろ逆行して、教育の地方自治の展開を困難にするんじゃないかと、こう思うわけですが、これは是正の要求、指示を盛り込むことがやはり地方自治、教育委員会がやっぱり自分たちの地域に合った教育を進めしていくという流れに逆行するんではないか。この点、大臣いかがでしようか。

○政府参考人(銭谷眞美君) 地方における教育というものは、やはり各教育委員会が責任を持つてやつていただくことが基本であると思っております。特に義務教育を考えました場合には、国、都道府県、市町村がかかるわけでございますけれども、設置者である市町村の教育委員会の果たす役割、責任というのは私は大変大きいと思っております。これまでも、平成十一年の地方分権一括法、あるいは平成十三年の地教行法の改正等によりまして、各市町村の教育委員会が責任を持つた教育行政を行えるように私ども地方分権の考え方即して対応してきたところでございました。

一方で、国は憲法で保障する国民の権利を守る責任を持っているわけでございます。地方自治体が、教育委員会が自浄能力を発揮せず十分な責任を果たし得ない場合には国が必要最小限の関与を行って是正、改善を図るということは国の、私たちの重要な役割であると考えております。

今回御提案申し上げております地教行法の改正案の第四十九条のは是正の要求、これは地方自治法

の第二百四十五条の五のは是正の要求を行はう際の方式を定めたものでございまして、地方自治法が認める國の関与の原則の範囲内というふうに考えるわけでございます。また、地教行法改正案のは是正の要求を行つた場合は首長及び議会に対してその旨を通知することとしておりまして、よりむしろ地方自治の力に期待をするという立法政策上の配慮も行つてあるところでございます。

地方教育行政は、市町村教育委員会、都道府県教育委員会、そして国というところが役割分担、そして協力をして実施をするものでございますが、やはり設置者である市町村教育委員会、ここが教育委員会としての体制を強化をし、教育委員が使命感、責任感というものをしっかりとというのがやはり大事ではないかと思っております。

○井上哲士君 この間の議論でも伝家の宝刀なんだというお話を出てきたわけですが、これも参考人質疑で出されてきたあれですが、伝家の宝刀を行使されないように頑張らなくちゃいけない、結局文部科学省の御意向はどうなんだろうかと、こういうことを見るような教育委員会ということになれば、先ほど来指摘しているような今的情形骸化の問題ということが一層むしろ拍車を掛けるということに私は非常に懸念を持つております。

具体的に聞きますけれども、今回は新しい改定教育基本法に基づいて教育振興基本計画が今後決まるわけですが、地方自治体はこれを参考して基本的な計画を定めるよう努めなくてはならないとしておりますが、この地方自治体が決めた基本的な計画が政府の基本計画に沿わないというような場合というのは、これはこの是正の対象ということになるんでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 改正教育基本法の十七条におきまして、政府が定める教育振興基本計画を参考して、各地方公共団体は地域の実情に応じて教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定める努力義務を規定をしているところでございます。

この地方公共団体が定める基本的な計画が、法令の規定に違反をしていたり、あるいは、それによつて子供の教育を受ける権利の侵害が明らかな場合には、地教行法の四十九条のは是正の要求の対象となるということは、それは概念上はあり得るかとは思いますけれども、それはすべてケース・バイ・ケースかと思ひますけれども、私、今、考えますには、通常そういう場面は想定しにくい

かと思つております。

○井上哲士君 ジャ、更に具体的に聞きますが、

先日の質疑の中で、全国学力テストについて、こ

れを教育委員会が実施しないという判断をして

じゃ、この全国学力テストが国の教育振興基本

計画に盛り込まれた場合、地方の教育委員会がや

はりやらないという判断をした場合は、

これは是正の対象にはならないん

だと、こういうことでありました。

○井上哲士君 ジャ、

この全国学力テストが国の教育振興基本

計画に盛り込まれた場合、地方の教育委員会がや

はりやらないという判断をした場合は、

これは是正の対象にはならないん

だと思つております。

○井上哲士君 ジャ、

この全国学力・学習状況

調査は、小学校、中学校を設置いたします市町

村の教育委員会等が文部科学省からの要請を受け

まして、その判断に基づき、調査に参加するか否

かを決定するものでありますから、地教行法改正

案の第四十九条に規定するは是正の要求によりま

して、国が地方公共団体に参加を要求するは

ことは、これはできないわけです。

ただし、教育委員会が全国学力・学習状況調査

の実施を決定した場合、教育職員が妨害している

というようなことがあるにもかかわらず教育委員

会が放置をしている場合には、是正の要求を行

うことがあります。

○井上哲士君 私聞いたのは、教育振興基本計

画に盛り込まれた場合どうなかといふことなん

ですが、いかがでしようか。

○政府参考人(錢谷眞美君)

結局、そのは是正の要

求というのは、法令違反又は事務の、先ほど来話

題の怠りといふことになるわけで、そして、児童

生徒の教育を受ける権利が侵害をされている場合

の第二百四十五条の五のは是正の要求を行はう際の方

ざいます。

○井上哲士君

この地方公共団体が定める基本的な計画が、法

令の規定に違反をしていたり、あるいは、それによつて子供の教育を受ける権利の侵害が明らかな

場合には、地教行法の四十九条のは是正の要求の対

象となるということは、それは概念上はあり得る

かとは思いますけれども、それはすべてケース・

バイ・ケースかと思ひますけれども、私、今、考

えますには、通常そういう場面は想定しにく

なと思っております。

○井上哲士君 ジャ、

更に具体的に聞きますが、

先日の質疑の中で、全国学力テストについて、こ

れを教育委員会が実施しないという判断をして

いた、こういうことありました。

○井上哲士君 ジャ、

この全国学力テストが日本の教育振興基本

計画に盛り込まれた場合、地方の教育委員会がや

はりやらないという判断をした場合は、

これは是正の対象にはならないん

だと思つております。

○井上哲士君 ジャ、

この全国学力・学習状況

調査は、小学校、中学校を設置いたします市町

村の教育委員会等が文部科学省からの要請を受け

まして、その判断に基づき、調査に参加するか否

かを決定するものでありますから、地教行法改正

案の第四十九条に規定するは是正の要求によりま

して、国が地方公共団体に参加を要求するは

ことは、これはできないわけです。

ただし、教育委員会が全国学力・学習状況調査

の実施を決定した場合、教育職員が妨害している

というようなことがあるにもかかわらず教育委員

会が放置をしている場合には、是正の要求を行

うことがあります。

○井上哲士君 私聞いたのは、教育振興基本計

画に盛り込まれた場合どうなかといふことなん

ですが、いかがでしようか。

○政府参考人(錢谷眞美君)

結局、そのは是正の要

求というのは、法令違反又は事務の、先ほど来話

題の怠りといふことになるわけで、そして、児童

生徒の教育を受ける権利が侵害をされている場合

は、これは思ひますけれども、それはすべてケー

ス・バイ・ケー

スかと思ひますけれども、私、今、考

えますには、通常そういう場面は想定しにく

なと思っております。

○井上哲士君 ジャ、

更に具体的に聞きますが、

先日の質疑の中で、全国学力テストについて、こ

れを教育委員会が実施しないという判断をして

いた、こういうことありました。

○井上哲士君 ジャ、

この全国学力テストが日本の教育振興基本

計画に盛り込まれた場合、地方の教育委員会がや

はりやらないという判断をした場合は、

これは是正の対象にはならないん

だと思つております。

○井上哲士君 ジャ、

この全国学力・学習状況

調査は、小学校、中学校を設置いたします市町

村の教育委員会等が文部科学省からの要請を受け

まして、その判断に基づき、調査に参加するか否

かを決定するものでありますから、地教行法改正

案の第四十九条に規定するは是正の要求によりま

して、国が地方公共団体に参加を要求するは

ことは、これはできないわけです。

ただし、教育委員会が全国学力・学習状況調査

の実施を決定した場合、教育職員が妨害している

というようなことがあるにもかかわらず教育委員

会が放置をしている場合には、是正の要求を行

うことがあります。

○井上哲士君 私聞いたのは、教育振興基本計

画に盛り込まれた場合どうなかといふことなん

ですが、いかがでしようか。

○政府参考人(錢谷眞美君)

結局、そのは是正の要

求というのは、法令違反又は事務の、先ほど来話

題の怠りといふことになるわけで、そして、児童

生徒の教育を受ける権利が侵害をされている場合

は、これは思ひますけれども、それはすべてケー

ス・バイ・ケー

スかと思ひますけれども、私、今、考

えますには、通常そういう場面は想定しにく

なと思っております。

○井上哲士君 ジャ、

更に具体的に聞きますが、

先日の質疑の中で、全国学力テストについて、こ

れを教育委員会が実施しないという判断をして

いた、こういうことありました。

○井上哲士君 ジャ、

この全国学力テストが日本の教育振興基本

計画に盛り込まれた場合、地方の教育委員会がや

はりやらないという判断をした場合は、

これは是正の対象にはならないん

だと思つております。

○井上哲士君 ジャ、

この全国学力・学習状況

調査は、小学校、中学校を設置いたします市町

村の教育委員会等が文部科学省からの要請を受け

まして、その判断に基づき、調査に参加するか否

かを決定するものでありますから、地教行法改正

案の第四十九条に規定するは是正の要求によりま

して、国が地方公共団体に参加を要求するは

ことは、これはできないわけです。

ただし、教育委員会が全国学力・学習状況調査

の実施を決定した場合、教育職員が妨害している

というようなことがあるにもかかわらず教育委員

会が放置をしている場合には、是正の要求を行

うことがあります。

○井上哲士君 私聞いたのは、教育振興基本計

画に盛り込まれた場合どうなかといふことなん

ですが、いかがでしようか。

○政府参考人(錢谷眞美君)

結局、そのは是正の要

求というのは、法令違反又は事務の、先ほど来話

題の怠りといふことになるわけで、そして、児童

生徒の教育を受ける権利が侵害をされている場合

は、これは思ひますけれども、それはすべてケー

ス・バイ・ケー

スかと思ひますけれども、私、今、考

えますには、通常そういう場面は想定しにく

なと思っております。

○井上哲士君 ジャ、

更に具体的に聞きますが、

先日の質疑の中で、全国学力テストについて、こ

れを教育委員会が実施しないという判断をして

いた、こういうことありました。

○井上哲士君 ジャ、

この全国学力テストが日本の教育振興基本

計画に盛り込まれた場合、地方の教育委員会がや

はりやらないという判断をした場合は、

これは是正の対象にはならないん

だと思つております。

○井上哲士君 ジャ、

この全国学力・学習状況

調査は、小学校、中学校を設置いたします市町

村の教育委員会等が文部科学省からの要請を受け

まして、その判断に基づき、調査に参加するか否

かを決定するものでありますから、地教行法改正

案の第四十九条に規定するは是正の要求によりま

して、国が地方公共団体に参加を要求するは

ことは、これはできないわけです。

ただし、教育委員会が全国学力・学習状況調査

の実施を決定した場合、教育職員が妨害している

というようなことがあるにもかかわらず教育委員

会が放置をしている場合には、是正の要求を行

うことがあります。

○井上哲士君 私聞いたのは、教育振興基本計

画に盛り込まれた場合どうなかといふことなん

ですが、いかがでしようか。

○政府参考人(錢谷眞美君)

結局、そのは是正の要

求というのは、法令違反又は事務の、先ほど来話

題の怠りといふことになるわけで、そして、児童

生徒の教育を受ける権利が侵害をされている場合

は、これは思ひますけれども、それはすべてケー

ス・バイ・ケー

スかと思ひますけれども、私、今、考

えますには、通常そういう場面は想定しにく

なと思っております。

○井上哲士君 ジャ、

更に具体的に聞きますが、

先日の質疑の中で、全国学力テストについて、こ

れを教育委員会が実施しないという判断をして

いた、こういうことありました。

○井上哲士君 ジャ、

この全国学力テストが日本の教育振興基本

計画に盛り込まれた場合、地方の教育委員会がや

はりやらないという判断をした場合は、

これは是正の対象にはならないん

だと思つております。

○井上哲士君 ジャ、

この全国学力・学習状況

調査は、小学校、中学校を設置いたします市町

村の教育委員会等が文部科学省からの要請を受け

まして、その判断に基づき、調査に参加するか否

かを決定するものでありますから、地教行法改正

案の第四十九条に規定するは是正の要求によりま

して、国が地方公共団体に参加を要求するは

ことは、これはできないわけです。

ただし、教育委員会が全国学力・学習状況調査

の実施を決定した場合、教育職員が妨害している

というようなことがあるにもかかわらず教育委員

会が放置をしている場合には、是正の要求を行

うことがあります。

○井上哲士君 私聞いたのは、教育振興基本計

画に盛り込まれた場合どうなかといふことなん

平成十九年六月十一日印刷

平成十九年六月十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局